令和7年(2025年)

保健所事業概要

【令和6年度(2024年度)実績】

高 崎 市

目 次

	《沙马兄	Т
•		1
	松矶	
-	///L'H/U	

第	1	章 高崎市の概要・高崎市保健所の概要	
	1	高崎市の概要	
	2	保健所施設の概要	
	3	高崎市保健所設置までの流れ	2
	4	事務機構⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	
	5	事務分掌	
	6	職種別内訳	
	7	高崎市における人口動態統計	
	8	事業別決算額	7
	仔	R健医療総務課	
第	1	章 地域医療関係業務	
	1	保健所運営協議会	
	2	AED(自動体外式除細動器)貸出	
	3	骨髄移植ドナー支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4	実習生の受け入れ	10
第	2	章 救急医療対策事業	
	1	初期救急医療体制	
	2	二次救急医療体制	
	3	三次救急医療体制	
	4	救急医療体制整備補助金	
	5	産科医等確保支援補助金	
	6	柔道整復施術所支援金	16
第	3	章 保健統計調査事業	
	1	保健衛生関係統計調査一覧	17
		章 医療指導事業	
	1	· ····	
	2	·	
	3	医療相談	20
		章 薬事指導事業	6.1
	1	薬局等一斉監視指導の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		許認可業務及び件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3	各種普及·啓発運動······	23

	4	医薬品医療機器等法、	
		麻薬及び向精神薬取締法関係免許等受付(経由事務)	23
	5	資格試験願書配布、受付(経由事務)	24
第	6	章 高齢者世帯買い物SOSサービス事業	
	1	高齢者世帯買い物SOSサービス	25
第	7	章 免許申請受付(経由事務)	
	1	7 = 270	
	2	県知事免許件数······	26
	佰	朵健予防課 】	
第	1	章 感染症対策事業	
	1	感染症診査協議会	
	2		
	3	2010-2-11111	
	4		
	5		
	6	新興·再興感染症······	29
第	2	章 結核対策事業	
/IV	1	結核予防事業	30
	2		
	3		
第	3	章 特定感染症対策事業	
	1	特定感染症予防普及啓発	32
	2	特定感染症検査事業	32
	3	肝炎インターフェロン治療費等助成事業	32
笙	4	章 難病対策事業	
717	1	the first land to the control of the	33
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	J	14 /C//// J y J l y M PJ/M// /I// T /人	
第	5	章 予防接種事業	
	1	予防接種の実施方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	2	高崎市で実施している予防接種の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38

3	各種予防接種実施状況	41
4	予防接種事業の経緯	
第6章	新型コロナウイルス予防接種事業(特例臨時接種)	
1	事業の目的	48
2	実施概要······	48
【健	康課】	
第1章	章 成人保 健事業	
1	健康教育	
2	健康相談	
3	健康診査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	健康増進	60
第2章		
1	妊産婦・新生児関係	
2	乳幼児健康診査	
3	母子保健相談	
4	乳幼児学級	
5	不妊治療助成事業	
6	未熟児養育医療給付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7	不育症治療費助成事業	
8	多胎妊婦健康診査費助成事業	
9	がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
10	妊婦健康診査特別助成事業	
11	出産・子育て応援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
12	母子等保健推進員活動事業	
13	特定疾病小児等特別支援金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
14	妊婦初回産科受診料助成金	
15	新生児難病検査等助成事業	
16	出産入院費用支援金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
第3章	———————————————————————————————————————	
1	国保特定健康診査	
2	国保特定保健指導	
3	生活習慣病重症化予防事業	
4	その他の保健指導	90
Mr 4 =		
	後期高齢者健康診査事業	0.1
1	後期高齢者健康診査	
2	後期高齢者個別的支援	92

【生活衛生課】

第	1	章	狂犬病予防事業	
	1	<i>\$</i> =	E犬病予防の普及啓発	93
第	2	章	動物愛護推進事業	
	1	重	助物愛護啓発事業	94
	2	重	物物取扱業、特定動物の飼養又は保管等規制	94
	3	ナ	く・猫の保護・収容、引き取り、譲渡、処分等業務(動物愛護センター)	95
	4	甤	歯の不妊・去勢手術費等助成事業······	95
第	3	章	生活衛生指導事業	
	1	生	と活衛生営業六法等に係る規制及び衛生指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
第	4	章	環境衛生指導関係業務	
	1	フ	マズメバチの駆除委託	98
	2	1	公衆浴場設備改善事業等補助金	98
第	5	章	食品衛生指導検査事業	
	1	£	建品営業許可	99
	2	£	ま品営業施設等の監視指導······1	01
	3	£	t 品表示指導······	04
	4	£	t 品等検査·······1	04
	5	务	Ě生事案対応······1	06
	6	厚	\$発業務······1	07
	7	食	欠食店衛生向上リニューアル特別助成金	07
	1	文文]衛生検査所】	
第	1	章	食肉検査事業	
	1	کے	±畜検査······1	80
	2	£	ま鳥検査·······1	80
	3	کے	: 畜検査における精密検査	80
	4	1	ま鳥検査における精密検査	09
	5	В	SE(牛海綿状脳症)スクリーニング検査	09
	6	کے	: 畜場及び食鳥処理場の衛生指導	09
	7	戸	冬発事業	09

【障害福祉課】

	第1章	精神保健福祉事業
--	-----	----------

1	精神障害者保健福祉手帳関係事務	.110
2	自立支援医療(精神通院)関係事務	·110
3	精神保健福祉法に基づく届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·110
4	精神保健福祉に関する相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·110
5	訪問指導······	·110
6	個別支援会議	·111
7	講演会	·111
8	研修会	·111
9	出前講座・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
10	当事者教室	·111
11	家族對宝	.111

【総 説】

第1章 高崎市の概要・高崎市保健所の概要

1 高崎市の概要

- (1) **市役所の位置** 群馬県高崎市高松町 35 番地 1 (東経 139 度 00 分 北緯 36 度 19 分 海抜 97.1 m)
- **(2) 市の面積** 459.16k m²
- **(3) 世帯数** 174,211 世帯(令和7年6月30日現在)
- (4) 人口 364,730人(外国人を含む。)(令和7年6月30日現在)

2 保健所施設の概要

- (1) 名称 高崎市総合保健センター・高崎市立中央図書館
- (2) 所在地 高崎市高松町 5 番地 28

(3) 施設詳細

・敷地面積: 12, 469. 98 m² ・建築面積: 6, 631. 65 m²

・延床面積: 32,392.10 m² (駐車場棟を含む。)

·本棟:地上6階 鉄骨造(免震構造) 高さ30.23m

・駐車場棟:6層7段 鉄骨造 高さ:26.28m

・駐車台数:400台 ・駐輪台数:200台 ・事業費:8,505,000,000円

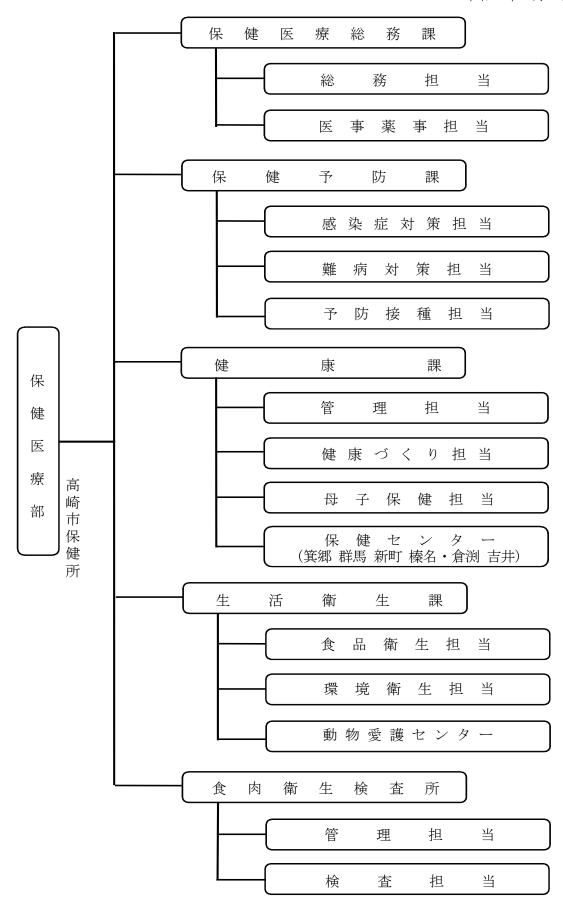
階数	施 設 名 称
6 階	高崎市立中央図書館
5 階	高崎市立中央図書館
4 階	保健医療部 高崎市保健所 (保健医療総務課 保健予防課 健康課 生活衛生課 食肉衛生検査所) 高崎食品衛生協会
3階	高崎市医師会 高崎市歯科医師会 高崎市薬剤師会 高崎・地域医療センター 高崎歯科医療センター 第4会議室
2 階	障害者支援SOSセンター 健康検診センター 第1会議室 第3会議室
1階	こども健診センター キッズルーム ぐるりん待合室 高崎市夜間休日急病診療所 高崎市休日応急歯科診療所

3 高崎市保健所設置までの流れ

平成 20 年 4 月	保健福祉部に「保健所準備室」を設置
平成 20 年 7月	高崎市保健所(仮称)設置懇話会を設置 第1回高崎市保健所(仮称)設置懇話会を開催
平成 20 年 8月	第2回高崎市保健所(仮称)設置懇話会を開催
平成 20 年 9月	第3回高崎市保健所(仮称)設置懇話会を開催
平成 20 年 10 月	第4回高崎市保健所(仮称)設置懇話会を開催
平成 21 年 4月	平成21年度県派遣研修開始(保健衛生分野へ6人派遣)
平成 21 年 10 月	第5回高崎市保健所(仮称)設置懇話会を開催
平成 21 年 11 月	第1回中核市移行県・市連絡会議保健所部会を開催
平成 21 年 12 月	第2回中核市移行県・市連絡会議保健所部会を開催
平成 22 年 3 月	第6回高崎市保健所(仮称)設置懇話会を開催
平成 22 年 4月	平成22年度県等派遣研修開始(保健衛生分野へ30人派遣)
平成 22 年 10 月	第7回高崎市保健所(仮称)設置懇話会を開催
平成 23 年 4月	中核市へ移行 高崎市保健所設置

4 事務機構

令和7年4月1日現在



つ 予防万手								
課名	担当名	主 な 業 務 内 容						
保健医療総務課	総務担当	保健所事業の総括調整に関すること 保健衛生等の各種統計調査に関すること 各種医療免許等の申請受付に関すること 救急医療に関すること 高齢者世帯買い物SOSサービスに関すること						
	医事薬事担当	病院、診療所、助産所、施術所の許可や登録に関すること 薬局の許可や登録に関すること 毒物劇物等に関すること 温泉の利用許可に関すること						
保健予防課	感染症対策担当	感染症予防に関すること 結核、エイズ等に関すること						
N NC 1 193 HV	難病対策担当	難病等に関すること						
	予防接種担当	予防接種に関すること						
	管理担当	健康課事業の総括調整に関すること						
健 康 課	健康づくり担当	健康教育、健康相談に関すること 栄養指導に関すること がん検診等に関すること 特定健診、特定保健指導、後期高齢者健診に関すること						
	母子保健担当	乳幼児健診、母子保健相談、乳幼児学級等に関すること						
	保健センター	支所地域の上記健康課業務に関すること						
生活衛生課	食品衛生担当	飲食店等の営業許可に関すること 食品営業施設の監視指導に関すること 食品等の検査に関すること 食品衛生の普及啓発に関すること 特定給食施設の指導に関すること 食品表示の指導に関すること 飲食店衛生向上リニューアル特別助成に関すること						
	環境衛生担当	理容・美容所、クリーニング所の開設等及び立入検査に関すること 旅館、公衆浴場などの営業許可等及び立入検査に関すること 墓地等の経営許可、スズメバチの巣の駆除に関すること 狂犬病予防、動物取扱業の登録及び立入検査に関すること						
	動物愛護センター	動物愛護に関すること 大・猫の保護・収容、引き取り、譲渡相談等に関すること						
食肉衛生検査所	管理担当	食肉衛生検査に関する企画調整に関すること 精密検査に関すること と畜場及び食鳥処理場の監視指導に関すること						
及內似生快宜川	検査担当	と畜場及びの食鳥処理場の許認可に関すること と畜検査及び食鳥検査に関すること 食肉及び食鳥肉の輸出に関すること						

6 職種別内訳

令和7年4月1日現在

								1.4	11- 1	4月]		
容	署	定	医	事務	獣医	薬剤	保健	看護	臨床検査技師	栄養	化学	技能労
HA	T			123		713	2	н×	<u></u>		1	労 務
		員	師	職	師	師	師	師	師	士	職	職
保健医療部長		1		1								
保健所長		1	1									
伊伊尼克	課長	1		1								
保健医療総務課 (13人)	総務担当	6		5			1					
(13 /८)	医事薬事担当	6		2		4						
	課長	1					1					
保健予防課	感染症対策担当	8		1		2	3		2			
(18人)	難病対策担当	4		2			2					
	予防接種担当	5		4				1				
	課長	1		1								
健康課	管理担当	8		8								
(66人)	健康づくり担当	16					11			5		
(00)()	母子保健担当	16					14			2		
	保健センター	25					25					
	課長	1		1								
生活衛生課	食品衛生担当	16		1	6	6			1	1	1	
(32人)	環境衛生担当	8		3	2						3	
	動物愛護センター	7		1	2							4
A内生.4.4.4.	所長	1		1								
食肉衛生検査所 (18人)	管理担当	9		1	8							
(10 八)	検査担当	8			8							
合	計	149	1	33	26	12	57	1	3	8	4	4

[※]再任用、嘱託、臨時職員は除く。

7 高崎市における人口動態統計

(()内:全国值)

_					
		年次	令和4年	令和5年	令和6年
	人口		370, 277	368, 945	367, 101
(各年10月1日のもの)		(122, 030, 523)	(121, 193, 394)	(120, 295, 592)	
	出生	数	2, 368	2, 324	2, 111
	出生	率	6.4(6.3)	6.3(6.0)	5.8(5.7)
	低体重児	出生数	210	240	220
	低体重児出生	三率(%)	8.9	10. 3	10. 4
	合計特殊	出生率	1. 33 (1. 26)	1. 32 (1. 20)	(1. 15)
	死 亡	数	4, 710	4,871	4, 942
	死 亡	率	12.7(12.9)	13. 2 (13. 0)	13. 5 (13. 3)
	乳児死1	亡数	3	3	2
	乳児死1	亡率	1.3(1.8)	1.3 (1.8)	0.9 (1.8)
	新生児死亡数		2	2	2
	新生児死	2亡率	0.8(0.8)	0.9(0.8)	0.9(0.9)
	自然	実 数	19	29	24
死	死 産	自然死産率	7. 9 (9. 4)	12.2(9.6)	11. 1 (9. 8)
γ <u>L</u>	人工	実 数	33	22	34
産	死 産	人工死産率	13.6(9.9)	9. 3 (11. 3)	15.7(12.1)
/生	合 計	実 数	52	51	58
		死産率	21.5(19.3)	21.5(20.9)	26. 7 (21. 8)
周	妊娠満 22 週	実 数	7	13	5
産	以後の死産	妊娠満 22 週 以後の死産率	2.9(2.7)	5.6(2.7)	2.4(2.6)
期	早期新生児	実 数	2	2	2
死亡	死 亡	早期新生児死亡率	0.8(0.6)	0.9(0.6)	0.9(0.7)
数	스 1	実 数	9	15	7
奴	合 計	周産期死亡率	3.8(3.3)	6.4(3.3)	3. 3 (3. 3)
	婚 姻 数		1, 439	1, 399	1, 400
婚姻率 離婚数 離婚率			3.9(4.1)	3.8(3.9)	3.8(4.0)
			563	537	565
			1. 52 (1. 47)	1.46(1.52)	1. 54 (1. 55)
	自然増加	加数	△2, 342	△2, 547	△2,831
	自然増加	加率	△6. 3 (△6. 5)	$\triangle 6.9 (\triangle 7.0)$	$\triangle 7.7(\triangle 7.6)$
			_ 31467431 [m] >=		

※人口動態統計の概況、群馬県の人口動態統計概況、群馬県移動人口調査結果より

※本表における率

出生・死亡・自然増加・婚姻・離婚率・・・・人口千対

乳児・新生児・早期新生児死亡率・・・・・出生千対

死産率・・・・・・・・・・・・・・・・・出産(出生+死産)千対

周産期死亡・妊娠満22週以後の死産率・・・出産(出生+妊娠満22週以後の死産)千対

8 事業別決算額

(令和6年度)

	T		(740年度)
課別		事 業 名	決 算 額 (円)
	救急医療対策事業		714, 470, 856
	高齢者世帯買レ	30, 371, 411	
保健医療総務課	保健統計調查事	660, 953	
	医療指導事業		309, 012
	薬事指導事業		636, 097
	保健所管理経費		175, 196, 879
	感染症対策事業	4	8, 474, 781
	結核対策事業		6, 085, 642
	特定感染症対策	5事業	1, 471, 777
保健予防課	小児慢性特定療	長病医療費支給事業	97, 474, 639
	難病対策事業		113, 871, 478
	予防接種事業		1, 913, 771, 339
	新型コロナウイルス予防接種事業		7, 718, 318
		健康教育事業	2, 049, 166
		健康相談事業	73, 937
	成人保健事業	健康診査事業	539, 573, 018
		健康増進事業	5, 933, 765
	保健センター事業		12, 581, 233
	母子保健事業	乳幼児等健康診査事業	521, 031, 266
健康 課		乳幼児等保健指導事業	112, 575, 545
		母子等保健推進員活動事業	10, 275, 192
	出産・子育て応		238, 431, 130
	国保特定健康診	查事業	173, 377, 253
	国保特定保健指	f導事業	5, 195, 753
	後期高齢者健康	表記查事業	180, 832, 759
	生活衛生課経費		11, 899, 385
	狂犬病予防事業	5, 539, 185	
生活衛生課	動物愛護推進事業		17, 626, 379
	生活衛生指導事	業	341, 971
	食品衛生指導榜	全事業	51, 875, 893
食肉衛生検査所	食肉検査事業		15, 243, 560

【保健医療総務課】

第1章 地域医療関係業務

1 保健所運営協議会

地域保健法第 11 条に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するために設置し、開催した。

(1) 所掌事務

高崎市保健所管内の地域保健及び保健所の運営に関すること。

(2)組織

保健衛生関係者、医療関係者、関係行政機関の職員、学識経験者、公募した市民のうちから、委員 20 名以内で組織する。

委員構成

団 体	等人	数
保健衛生		6
医 療 関	係者	6
関係行政機関	の職員	2
学 識 経	験 者	2
公募した	市民	2
合	計	18

(3)委員の任期

2年

(4) 開催内容

開催日時	場所	議事内容
令和6年11月28日(木) 14:00~15:00	高崎市総合保健センター 3階 第4会議室	・高崎市保健所令和5年度事業実施状況について(保健所事業概要)

2 AED(自動体外式除細動器)貸出

市内で開催する行事等を主催する団体等に、AEDの貸出を行った。

(1)貸出機器台数

2台

(2)貸出条件

- ・営利を目的としないこと。
- ・参加者がおおむね10人以上であること。
- ・医療従事者又は AED を使用した救急救命講習を受講した者が参加すること。

(3)貸出実績

貸出件数	延べ貸出日数	実際に使用した件数
21	181	0

3 骨髄移植ドナー支援事業

骨髄又は末梢血幹細胞のドナー(提供者)及びドナー登録者の増加を図り、骨髄等移植を推進する ことを目的とする。

(1) 助成金交付対象者

- ・日本骨髄バンク事業において骨髄等の提供を行った者 (最終同意後に骨髄等の提供が中止になったものを含む。)
- ・ドナー休暇制度を設けている企業、団体等に属していない者

(2) 助成金の額

骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談に要した日数に応じて助成 1 日あたり 20,000 円×7 日間まで=140,000 円 (上限額)

(3) 実績

申請件数	助成金額(円)
3	420,000

4 実習生の受け入れ

医学生、看護学生等の地域保健実習の受け入れおよび指導を行った。

学	校名等	実人数	延人数	実習日数 (一人当)	実習受入 れ日数
	群馬大学(3年)	7	7	1	1
医師	群馬大学(4年)	1	1	1	1
	獨協医科大学	2	8	4	4
	高崎健康福祉大学	8	96	12	17
	群馬大学	4	44	11	11
保健師	群馬医療福祉大学	4	48	12	12
	上武大学	7	91	13	13
	群馬県立県民健康科学大学	4	42	11	11
	高崎市医師会看護専門学校	7	21	3	5
助産師	群馬大学	4	4	1	2
	高崎健康福祉大学大学院	5	10	2	2
	高崎総合医療センター附属 高崎看護学校(2年・3年)	72	143	2	18
	高崎総合医療センター附属 高崎看護学校(1年)	39	39	1	1
看 護 師	高崎市医師会看護専門学校	45	89	2	11
	深谷大里看護専門学校	5	5	1	2
	高崎健康福祉大学(留学生)	8	8	1	1
	群馬大学	10	10	1	5
	東京家政大学	4	20	5	5
	高崎健康福祉大学	4	20	5	5
管理栄養士	女子栄養大学	2	20	10	10
	金沢学院大学	1	5	5	5
	東洋大学	1	5	5	5
作業療法士	群馬大学	1	5	5	5
歯科衛生士	高崎歯科衛生専門学校	35	69	2	12
	合 計	280	810		164

※同じ学校名でも実習内容・日数の異なるものは分けて計上

第2章 救急医療対策事業

1 初期救急医療体制

休日又は夜間における地域住民の初期救急医療体制の確保を目的とする。

(1) 休日在宅当番医(昭和38年10月から実施)

市内医療機関の当番制により、休日における診療を行った。

ア 実施方法

【高崎地域】 高崎市医師会、産科婦人科舘出張佐藤病院

休日、年末年始の午前9時から午後6時まで、内科2か所、小児科、婦人科(午前)、耳鼻咽喉科、眼科、外科、整形外科各1か所の1日8か所の各医療機関において診療。年末年始は 内科3か所で実施。婦人科の午後は、産科婦人科舘出張佐藤病院において診療。

※耳鼻咽喉科、眼科、婦人科は前橋市と隔週当番である。

【倉渕・箕郷・群馬・榛名地域】 群馬郡医師会

休日、年末年始の午前9時から午後6時まで、内科系1~2か所で実施

【新町·吉井地域】 藤岡多野医師会

休日、年末年始の午前9時から午後6時まで、内科系1~2か所で実施

※インフルエンザの感染拡大により黒沢病院、日高病院で令和7年1月26日~令和7年2月24日の日曜・祝日に臨時の休日応急病院を開設した。

イ 休日在宅当番医実施状況

高崎地域(高崎市医師会)

診療科目	延実施件数	受診者数		
内 科	150	9, 028		
小 児 科	73	6, 294		
婦人科	18	111		
耳鼻咽喉科	37	2, 365		
眼 科	36	1, 374		
外 科	72	1, 157		
整形外科	67	3, 081		
計	453	23, 410		

倉渕·箕郷·群馬·榛名地域(群馬郡医師会)

診	療科	目	延実施件数	受	診 者	数
内	科	系	129		2, 5'	75
新	丁・吉井	地域	(藤岡多野医師	i会)		
診	療 科	目	延実施件数	受	診 者	数
内	科	系	22		9	14

婦人科午後(産科婦人科館出張佐藤病院)

∴ ۸	H 1	-	74 H 14 11 W	
診	療 枓	目	延実施件数	受 診 者 数
婦	人	科	36	106

休日応急病院(黒沢病院、日高病院)

診	療	科	目	延実施件数	受診者数
内			科	14	323

(2) 夜間休日急病診療所

市立診療所において夜間及び休日における診療を行った。

ア 概要

-	17657	
	名称	高崎市夜間休日急病診療所
	場所	高崎市高松町5番地28高崎市総合保健センター1階
	開設者及び開設日	高崎市長(公設公営) 平成23年4月1日

診療科 目	内科、小児科、婦人科、整形外科
診療日及び診療時間	(月~金) 19:30~22:00 (土、日、祝日、年末年始) 19:00~22:00 (休日) 9:00~12:00 内科、小児科 小児科、婦人科、整形外科
運営方法	指定管理 【指定管理者】(公財) 高崎・地域医療センター
沿	・昭和54年3月に「高崎市準夜診療所」として民設民営により開設。当初は土曜日、日曜日のみの診療だったが、平成17年3月から金曜日、平成18年7月から月曜日・火曜日、平成20年10月から木曜日、平成21年10月から水曜日診療を拡充し通年開設となった。 ・平成23年4月に準夜診療所を廃止し「夜間急病診療所」(公設)を開設。 ・平成24年4月に「夜間休日急病診療所」に名称変更し、休日の午前に小児科の診療開始。 ・平成24年10月1日より婦人科の診療開始。 ・平成25年7月より整形外科の診療開始。 ・ 中成25年7月より整形外科の診療開始。 ・ 令和2年5月から令和5年8月まで新型コロナウイルス感染症対応として発熱外来診療及びPCR検査を実施。 ・ 令和5年12月から令和6年3月までインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、小児科の診療体制を強化(医師及び看護師を1名ずつ増員)。 ・ 令和6年12月から令和7年2月まで季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症その他感染症の同時流行に備え、小児科の診療体制を強化(医師及び看護師を1名ずつ増員)。

イ 診療実績

内 科	小児科	婦人科	整形外科	合 計	診療日数
2,514人	4,993 人	43 人	51 人	7,601 人	365 日

(3)休日応急歯科診療所

市立診療所において休日における歯科の診療を行った。

ア_ 概要

名称	高崎市休日応急歯科診療所
場所	高崎市高松町5番地28高崎市総合保健センター1階
開設者及び開設日	高崎市長(公設公営) 平成23年4月1日
診療科 目	歯科
診療日及び	(日、祝日、年末年始、8月13日~8月15日)10:00~12:00、13:00~15:00
診療 時間	(土) 20:00~22:00
運営方法	指定管理 【指定管理者】(公財) 高崎歯科医療センター
	・昭和50年4月に「高崎市休日歯科診療所」として民設民営により開設。
沿 革	・平成23年4月に休日歯科診療所を廃止し、「休日応急歯科診療所」(公
	設)を開設。平成 26 年 4 月より土曜日夜間診療開始。

イ 診療実績

男性	女 性	合 計	診療日数
357 人	291 人	648 人	127 日

(4)接骨院休日在宅当番制

高崎市柔道整復師会が休日及び年末年始に市内3か所で在宅診療を行った。

(5) 小児救急医療体制整備

群馬県小児救急医療支援事業(西毛小児輪番)において市外の医療機関が当番日の夜間に、原則入院を必要としない小児救急患者の診療を実施した。

【医療機関名】高崎中央病院

診療実績

男 性	女 性	合 計	診療日数
1人	2 人	3 人	64 日

(6) 夜間薬局

夜間 (0 時から 8 時まで) における薬局の開設及び運営を委託し、24 時間 365 日の医薬品販売体制を整備した。

開設実績

開設日数	販売件数	相談件数
365 日	14 件	50 件

(7) コンビニエンスストア自動体外式除細動器 (AED) 設置

コンビニ 6 社と協定を結び、市内コンビニエンスストアに AED を設置。365 日 24 時間使用できる状況を整備した。

設置店数	使用実績
145 店	0件

2 二次救急医療体制

初期救急医療機関では対応が困難な重症患者及び救急搬送患者等に対する医療提供体制の確保を 目的とする。

(1)病院群輪番制病院

ア 実施方法

病院群輪番制病院に参加する医療機関が、輪番制により午後6時から翌朝8時までの毎夜間と、休日および年末年始の午前8時から午後6時まで、1日1か所待機している。本事業は、群馬県保健医療計画に基づく二次保健医療圏(高崎市、安中市)の広域事業として実施している(吉井地域は藤岡市が実施)。

イ 病院群輪番制病院一覧

【高崎市内12医療機関(令和7年3月31日現在)】

井上病院、希望館病院、黒沢病院、日高病院、真木病院、第一病院、高崎中央病院、野口病院、サンピエール病院、高崎総合医療センター、関越中央病院、高瀬記念病院

【安中市内2医療機関(令和7年3月31日現在)】

須藤病院、松井田病院

※ 安中市内の医療機関が当番日の時は、高崎市内の医療機関が別に1か所待機

(2) 休日在宅二次医療機関

休日在宅当番医では対応困難な重症患者の収容先を確保するため、二次医療機関が 2 か所(内科、小児科各 1 か所)交替で待機。待機時間は休日在宅当番医実施時間と同様。

【医療機関名】公立藤岡総合病院、高崎総合医療センター

(3) 夜間休日急病診療所二次医療機関

夜間休日急病診療所では対応困難な重症患者の収容先を確保するため、二次医療機関が2か所(内 科、小児科各1か所)交替で待機。待機時間は夜間休日急病診療所実施時間と同様。

【医療機関名】希望館病院、駒井病院、サンピエール病院、第一病院、高崎中央病院、野口病院、 日高病院、真木病院、高崎総合医療センター、黒沢病院、高瀬記念病院

(4) 西毛地区小児救急輪番制(群馬県事業)

高崎・安中、藤岡、富岡保健医療圏で構成する西毛ブロックにおいて、輪番制により小児救急診療 を実施した。

【医療機関名】高崎総合医療センター、公立藤岡総合病院、公立富岡総合病院

3 三次救急医療体制

三次救急医療機関(救命救急センター)は、主に急性心筋梗塞、脳卒中、頭部損傷等の特に重篤な救急患者で、初期救急医療機関や二次救急医療機関では対応困難な患者を24時間体制で収容する医療機関である。本市内では高崎総合医療センターが救命救急センターの指定を受け、昭和58年2月から三次救急医療体制を確保している。

4 救急医療体制整備補助金

(1) 概要

救急搬送患者のたらい回し「ゼロ」を目指して、救急搬送患者を受け入れた医療機関や救命救急センターからの転院患者を受け入れた医療機関などに対する補助を平成25年度から実施している。

また、平成 26 年度からドクターカー運行支援と小児救急医療体制整備補助、平成 28 年度から脳卒中患者受入体制強化補助、平成 30 年度から心疾患患者受入強化補助、平成 31 年度から救急患者受入体制整備補助を開始した。

ア 救急患者受入促進事業

休日及び夜間に救急搬送患者を受け入れた救急告示医療機関に対し、受入患者数に応じた額を補助する。

イ 地域医療連携強化促進事業

高崎総合医療センターの救急搬送患者の受入体制の充実を図るため、急性期を脱するも引き続き入院を要する患者の高崎総合医療センターから市内医療機関への転院を促進する「救急患者転院等コーディネーター」の配置に係る費用を補助する。また、転院患者を受け入れた医療機関に対し助成を行うことで、転院を促進する。

ウ 救急医確保等支援事業

救急告示医療機関が、通常の日直又は当直医のほかに、脳卒中などの救急医療に対応できる医師を新たに1人以上及び当該疾病に係る救急医療に対応できる体制を確保した場合に当該体制の構築にかかる費用を補助する。

エ 救急医療情報システム等運用支援事業

救急隊による救急搬送患者の搬送先選定時間を短縮するため、救急搬送患者の受入体制を整備 し、群馬県救急医療情報システムの応需情報を1日2回以上更新した救急告示医療機関に対し補助する。

オ ドクターカー運行支援事業

救命救急センターを有する医療機関におけるドクターカーの運営を支援する。

カ 小児救急医療体制整備事業

土曜日、休日及び夜間において、小児の救急患者の診療を実施するための体制を整備する。

キ 脳卒中患者受入体制強化事業

脳卒中患者への専門的な治療を早期に開始し、患者の救命率の向上と後遺症の軽減を図るため、 脳卒中専用病室(SCU)の整備を促進する。また、脳卒中患者を積極的に受け入れた医療機関に 対し助成を行うことで、受入体制を強化する。

ク 心疾患患者受入強化事業

心疾患患者を積極的に受け入れた医療機関に対し助成を行うことで、受入体制を強化する。

ケ 救急患者受入体制整備事業

医療従事者の確保や勤務環境整備などの体制整備に係る支援を実施し、医療機関の負担を軽減することにより救急搬送患者受入体制の充実を図る。

(2) 効果

ア 平均収容時間

搬送数は年々増加しているが、救急車が要請を受けてから患者を病院に搬送するまでの平均収容時間は、当該補助事業開始前の平成24年に比べて短縮傾向にある。

なお、令和3年度、令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による搬送 困難事案の影響により、平均収容時間が拡大している。令和5年度からは、新型コロナウイルス の5類感染症への移行に伴い若干の回復傾向を示しており、徐々にコロナ禍以前に戻るものと想 定される。

イ 収容要請回数

救急隊から病院への収容要請が1回で決まる割合が、当該補助事業開始前の平成24年度に比べて、9%増加した。また、4回以上の要請件数は、平成24年度が824件に対して、令和6年度は472件と、352件(平成24年度比:約43%)減少した。搬送数については、新型コロナウイルスの感染拡大による人流減少が影響した令和2年度と比較して3,678件(約30%)増加した。



5 産科医等確保支援補助金

医療機関における産科医等の確保や処遇改善などの体制整備及びスプリンクラー等防火対策施設整備を支援し、少子化の影響を受け、全国的に減少傾向にある産科の体制を維持・強化し、市民が安心して子どもを産み育てられる環境の整備を図った。

6 柔道整復施術所支援金

福祉医療制度の助成とならない材料費を負担する柔道整復施術所を支援することにより、初期救急医療体制の確保を図った。

第3章 保健統計調査事業

1 保健衛生関係統計調査一覧

調査名	目 的	調査事項	調査対象
人口動態 調 査	我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る	出生、死亡、死産、婚姻、 離婚に関する事項	「戸籍法」及び「死産の届 出に関する規程」による届 出
国民生活基礎調査	保健、医療、福祉、年金、 所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政 の企画及び運営に必要な基 礎資料を得ること及び各種 世帯調査の調査客体を抽出 するための親標本を設定する	世帯員数、家計支出総額、 最多所得者、世帯主との続 柄、性、出生年月、配偶者 の有無、医療保険の加入状 況、傷病の状況、公的年金・ 恩給の受給状況、教育、公 的年金の加入状況、仕事の 状況、勤めか自営かの別等	全国の世帯及び世帯員 〈大規模調査年:3年周期〉 約27万7千世帯、約66万 1千人 〈小規模調査年:大規模中間年〉約5万5千世帯、約13 万2千人 ※令和6年 2地区113世帯
世帯動態調査	世帯変動の実態と要因を明 らかにするとともに、時系 列に精緻なデータを蓄積す ることによって、世帯数の 将来推計の精度を高めるた めの基礎資料を得る	世帯の属性と変化に関する 事項、ライフコース・イベントと世帯内地位の変化、 親の基本属性と居住関係、 子の基本属性と居住関係	国民生活基礎調査で設定された調査地区内より無作為抽出した600調査区内すべての世帯 5年周期 ※令和6年 2地区105世帯
医師·歯科医師 •薬剤師統計	医師、歯科医師及び薬剤師について、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得る	住所、性別、生年月日、登録年月日、業務の種類、従事先の所在地、就業形態、主たる業務内容、休業の取得、従事する診療科名等	日本国内に住所がある医 師・歯科医師・薬剤師 2年周期
病院報告	全国の病院、療養病床を有 する診療所における患者の 利用状況を把握し、医療行 政の基礎資料を得る	〈患者票〉在院患者数、新 入院患者数、退院患者数、 外来患者数等	全国の病院、療養病床を有する診療所
衛生行政 報 告 例	衛生関係諸法規の施行によ る衛生行政の実態を数量的 に把握し、衛生行政運営の 基礎資料を得る	衛生検査関係、生活衛生関係、食品衛生関係、乳肉衛 生関係、特定疾患(難病) 関係、狂犬病予防関係等	都道府県、指定都市及び 中核市
地域保健·健康 増進事業報告	地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得る	母子保健、健康増進、歯科 保健、精神保健福祉、衛生 教育、訪問指導、がん検診 等	保健所及び市区町村

第4章 医療指導事業

1 医療監視

医療法第25条の規定及び厚生労働省の技術的助言に基づき、高崎市内に所在する病院、有床診療所の一部及び新規開設された無床診療所を対象に、医療監視(法令上は「立入検査」という。)を実施した。市民に適切な医療が提供されるよう、医療機関が医療法その他法令に規定された人員及び構造設備を有し、その適正な管理がなされているか否かをチェックし、必要に応じた改善指導を行った。

(1) 医療監視実施状況

医療機関種別	対象医療機関	実 施 数	実施率(%)
病院	25	25	100
有床診療所(8~18 床)	6	6	100
無床診療所(新規)	4	4	100
合 計	35	35	

(2) 病院医療監視実施結果 (不適合事項の指摘項目及び件数)

指摘	項	目	実施病院数	不適合施設数	不適合率 (%)
歯科医師数			25	1	4
薬剤師数			25	1	4
職員の健康管理			25	2	8
患者入院状況			25	2	8
医療ガスの供給設	備の保守点検		25	1	4
感染性廃棄物の処	理		25	1	4
防火管理者及び消	防計画(防火・防災体	体制)	25	1	4
点検報告等(防火	• 防災体制)		25	1	4
医療法の手続き(事務)		25	6	24
管理区域(放射線)		25	2	8
貯蔵箱等の障害防	止の方法と管理(放射	付線)	25	1	4
医薬品の取扱い			25	3	12
医薬品に係る安全	管理のための体制確保	R	25	1	4
院内感染対策のた	めの体制確保		25	2	8
合計				25	

(3) 診療所医療監視実施結果 (不適合事項の指摘項目及び件数)

指 摘 項 目	実施診療所数	不適合施設数	不適合率
医療従事者	10	4	40
医薬品部門	10	3	30
放射線部門	4	2	50
廃棄物部門	10	3	30
事務管理・その他	10	3	30

医療安全管理体制	10	2	20
院内感染対策体制	10	2	20
医薬品安全管理体制	10	3	30
医療機器安全管理体制	10	3	30
診療用放射線に係る安全管理のための体制	4	3	75
合 計		28	

2 施設別の許認可件数

医療関係施設(病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所)の開設、変更、休廃止等の許可(病院は使用許可のみ)又は届出等の受理(病院に係るものは県へ送付)を行った。

また、医療法人の設立、定款変更、役員変更、決算等に係る申請又は届出等の受理及び県への送付を行った。

(1) **医療関係施設の種類別許認可等件数・施設数**(令和7年3月31日現在)

<u>-</u>	ENVINIONALIZACIONI DE STITULO											
		施	設		診療	寮 所		施利	所 所	歯科	衛生	
区分	分			病院	一般	歯科	助産所	あはき	柔整	技工所	検査所	
開	設	許	可	0	71	0	0	_	_	_	0	
変	更	許	可	28	10	2	0	ı	ı	_	0	
使	用	許	可	13	1	0	0	_	_	_	_	
開	設 (後)	届	0	76	4	2	19	9	2	-	
変	5	E	届	13	47	22	0	26	29	0	2	
休	1	Ŀ	届	0	5	1	0	1	0	0	0	
廃	1	Ŀ	届	0	78	2	0	4	7	4	2	
再	ß	桐	届	0	0	0	0	0	0	1	0	
放	射絲	泉関	係	60	121	16	_	_	-	_	-	
そ	0	り	他	7	63	2	0	5	0	0	0	
合			計	121	472	49	2	55	45	7	4	
施	Ī	艾	数	25	358	208	9	262	174	69	5	

- ※ 「あはき」は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく施術所 「柔整」は、柔道整復師法に基づく施術所
- ※ 病院関係で使用許可以外は県へ送付を行っている経由事務
- ※ 衛生検査所の開設許可の件数は登録の件数

(2) 医療法人の申請等件数(令和7年3月31日現在)

設 立 認 可	定款変更	決	算 届	役員変更届	登記終了届	そ	\mathcal{O}	他
5	7		185	129	164			179

3 医療相談

市民の医療に対する信頼確保を図ることを目的に、医療に関する相談や苦情等を受け付けた。寄せられた相談等に対しては中立的な立場で対応するとともに、必要に応じて市内の医療機関に対し助言や情報提供等を行い、医療安全の推進を図った。

医療相談受付事務の概要

(単位:件)

相談者	本 人	家族・親族	その他	合 計
竹 談 有	149	57	7	213

相談方法	来	庁	電	話	メール	手	紙	合	計
1		14		194	2		3		213

	治	説	診	検	投	診	手	書	IJ	そ
	療								ハ	
	•									の
相談内容	処								ビ	
	置	明	察	査	薬	断	術	類	IJ	他
	27	7	17	12	10	5	9	11	1	114

相談に対する	助言・説明	他の機関を紹介	医療機関へ連絡	その他
対応	157	19	11	26

相談者の反応	納得した	やや納得した	やや納得 し な か っ た	納得 しなかった
	97	86	22	8

第5章 薬事指導事業

1 薬局等一斉監視指導の実施状況

(1) 医薬品医療機器等法関係

高崎市内に所在する薬局等医薬品や医療機器等の販売業店舗を対象に、立入検査を実施した。市民 へ適切な販売行為が提供されるよう、各店舗が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保 等に関する法律に規定された体制及び構造設備を有し、その適正な管理がなされているか否かをチェ ックし、必要に応じた改善指導を行った。

実施期間:医薬品等一斉監視 (7月1日~12月27日)

医療機器等一斉監視(7月1日~12月27日)

	業	;	種		令和 5 許 可	年度末件 数	実 施 件 数	適合件数	適合率(%)
薬				局		200	29	26	90
店	舗	販	売	業		83	19	19	100
卸	売	販	売	業		59	19	19	100
高度	管理医療	F機器 則	反売・貸	与業		287	41	41	100
管理	医療機	器販	売・貸	与業		1, 106	102	102	100

(2)毒物劇物取締法関係

市民の危害防止のため、毒物劇物販売業者が、毒物及び劇物取締法を遵守し、適切な販売及び取扱いを行っているか否かを確認するために、各店舗に対して立入検査等を実施した。

	登録の種	類		令和 5 年度末 登 録 件 数	実施件数	適合件数	適合率(%)
_	般 販	売	業	162	31	27	87
農	業用品目	販売	業	14	3	3	100
特	定品目販	克 売	業	6	2	2	100

2 許認可業務及び件数

(1) 医薬品医療機器等法関係

医薬品等の安全性確保と適正利用促進のために、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定されている薬局、薬局医薬品製造業、薬局医薬品製造販売業、医薬品販売業(店舗販売業、卸売販売業、旧薬種商、特例販売業)、高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可業務及び管理医療機器販売業・貸与業等の各種届出書の受理を行った。

【医薬品医療機器等法関係許可施設等(令和7年3月31日現在)】

	<i>÷</i> /		任 华石		令和6年度末	令	和 6 年	度	/# **
	許可	(/)	種 類		許 可 件 数	新 規	更 新	廃 止	備考
薬				局	194	12	26	17	6年ごとに更新
薬	局 製	造	販 売	業	7	0	0	0	6年ごとに更新
薬	局	製	造	業	7	0	0	0	6年ごとに更新
店	舗	販	売	業	87	8	14	4	6年ごとに更新
卸	売	販	売	業	58	2	14	3	6年ごとに更新
旧	薬		種	商	0	0	0	0	6年ごとに更新
特	例	販	売	業	2	0	0	0	6年ごとに更新
高販	度管理	建医 :	療機器 貸 与		287	18	32	15	6年ごとに更新
管販	理 売 業	医 步	療機貸与	器業	1, 124	61	_	43	届 出 制

(2)毒物劇物取締法関係

毒物劇物の適正使用及び適正管理を行い、市民への危害防止のため、毒物及び劇物取締法に規定されている、毒物劇物販売業(一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業)の登録業務及び毒物 劇物業務上取扱者等の各種届出書の受理を行った。

ア 【毒物劇物販売業(令和7年3月31日現在)】

14-1000-1000-1000-1000-1000-1000-1000-1											
70 日 0 任 拓	令和6年度末	令	和 6 年	/#: #x							
登録の種類	登 録 件 数	新 規	更 新	廃 止	備考						
一般 販売業	158	10	14	11	6年ごとに更新						
農業用品目販売業	13	0	3	1	6年ごとに更新						
特定品目販売業	5	0	1	0	6年ごとに更新						

イ 【毒物劇物業務上取扱者(令和7年3月31日現在)】

事 类 の 廷 哲	令和6年度末	令和6年度		/# **
事業の種類	届出件数	新 規	廃 止	備考
電気めっきを行う事業	15	0	0	届出制
金属熱処理を行う事業	1	0	0	届出制
毒物劇物の運送の事業	2	0	0	届出制

(3)温泉法関係

【温泉利用許可状況(令和7年3月31日現在)】

初田の辞幣	令和6年度末	令和6年度末	令和 6 4	年度
利用の種類	許可施設数	許 可 件 数	新規	廃止
浴用	26	80	0	10
飲用	1	1	0	0

3 各種普及・啓発運動

危険ドラッグ等薬物の乱用や医薬品の適正使用等について、市民に対して、正しい理解と知識の普及・啓発を行い、様々な危害から自分の身を守れるようにするため、各種運動を実施した。

(1) 薬物乱用防止運動

各種キャンペーンや薬物乱用防止教室へ講師を派遣し、薬物に対する正しい知識の普及を行った。 ア キャンペーン実施状況

_					
	名 称	日時	場所	内 容	啓発対象者
	6. 26 ヤング 街頭キャンペーン	6月23日(日)	高崎駅周辺	薬物乱用防止啓発資材の配布 国連支援募金活動	約 1,500 人
	薬物乱用防止 キャンハ゜ーン IN 農業まつり	11月17日 (日)	農業まつり会場	薬物乱用防止啓発資材の配布	約1,000人

イ 薬物乱用防止教室への講師派遣

対	象	派遣件数	派 遣 先
中学	生	7	塚沢、高南、矢中、佐野、高松、並榎、中尾(中学校)
小学	生	4	城南、倉賀野、塚沢、豊岡(小学校)

(2) くすりと健康の週間(令和6年10月17日(木)から10月23日(水)まで)

期間中、医薬品を正しく使用することの大切さ、そのために薬剤師が果たす役割の大切さを一人でも多くの方に知ってもらうためにポスター等を用いて啓発活動を行った。

また、広く市民に周知するため、高崎市薬剤師会が主催する「健康フェア(令和6年10月20日)」 に協力参加する等、関係団体との連携を図った。

4 医薬品医療機器等法、麻薬及び向精神薬取締法関係免許等受付(経由事務)

群馬県が行っている医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法並びに覚醒剤取締法に関係する免許、登録、許可等の申請書の受け付けを行った。

(単位:件)

区分	新規(更新)	書換(変更)	再交付	廃 止
配置従事者身分証明書	8	0	0	0
毒物劇物製造(輸入)業	9	1	0	0
販 売 従 事 登 録	47	9	0	0
麻薬取扱者免許	181	122	10	59
覚醒剤原料取扱者指定	1	1	0	1

5 資格試験願書配布、受付(経由事務)

群馬県が実施している登録販売者の資格試験の願書配布、毒物劇物取扱者の資格試験の願書配布及 び受け付けを行った。

毒物劇物取扱者試験願書受付数:74件

第6章 高齢者世帯買い物SOSサービス事業

1 高齢者世帯買い物SOSサービス

高齢者世帯の買い物の負担軽減を図るため、体調不良や持病の悪化等により、買い物のための外出が一時的に困難な65歳以上の「ひとり暮らし高齢者世帯」又は「高齢者のみの世帯」の者を対象に、電話1本で食料品や日用品を宅配する買い物支援を実施した。

(1) 実施概要

ア 事業開始 … 令和5年9月1日

イ 対象者 … 体調不良などにより、買い物が困難になった65歳以上の高齢者のみの世帯

ウ 利用回数 … 週2回まで

エ 費用負担 … 無料 (注文した商品代は利用者負担) オ そ の 他 … 利用にあたっては事前登録が必要

(2) 登録世帯数及び利用実績 (R6.4.1~R7.3.31)

LI (+ 4 d) LI	登録廿	世帯数	利用件数		
地域名	世帯数	地区別割合	件数	地区別割合	
旧高崎地域	334	75.2%	806	55. 7%	
倉渕地域	4	0.9%	52	3.6%	
箕郷地域	14	3.2%	121	8.3%	
群馬地域	41	9.2%	74	5.1%	
榛名地域	15	3.4%	142	9.8%	
新町地域	13	2.9%	76	5.3%	
吉井地域	23	5.2%	176	12.2%	
合 計	444	100.0%	1, 447	100.0%	

第7章 免許申請受付(経由事務)

1 厚生労働大臣免許件数

(単位:件)

区分	新規	籍訂正書換え	再交付	登録抹消	合 計
医師	20	11	0	5	36
歯 科 医 師	5	7	0	3	15
薬 剤 師	24	29	2	0	55
管理栄養士	24	16	1	0	41
保 健 師	14	14	0	0	28
助 産 師	6	7	0	0	13
看 護 師	164	122	4	0	290
診療放射線技師	12	3	0	0	15
臨床検査技師	15	10	0	0	25
衛生検査技師	_	0	0	0	0
理学療法士	42	12	1	0	55
作業療法士	19	8	1	0	28
視能訓練士	6	1	0	0	7
合 計	351	240	9	8	608

2 県知事免許件数

(単位:件)

区	分	新規	籍訂正書換え	再交付	登録抹消	合 計
准 看	護師	76	25	10	0	111
栄	養士	79	30	6	0	115
調	理 師	59	15	19	0	93
製 菓	衛生師	22	8	2	0	32
クリー	ーニング師	2	0	0	1	3
合	計	238	78	37	1	354

【保健予防課】

第1章 感染症対策事業

1 感染症診査協議会

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)に基づく感染症患者の入院勧告、就業制限等を診査するため協議会を設置し開催した。

感染症診査協議会は、毎月2回開催し、就業制限、入院勧告及び勧告の延長、結核については結核 通院医療の適否について診査を行った。

(1) 定期診査会

内 容	開催回数
感染症診査協議会(全体会)	1
感染症診査協議会(結核部会)	18
感染症診查協議会(感染症部会)	0

(2) 臨時診査会

内 容	開催回数
感染症診査協議会(結核部会)	3
感 染 症 診 査 協 議 会(感染症部会)	0

2 感染症予防普及啓発

感染症に関する情報や予防方法等について衛生講話を行った。また、ホームページ等で感染症の予防方法について啓発を行った。

	内	容		П	備考
衛	生	講	話	12	出前講座4回、養護教諭会3回、社会福祉施設職員等への研修5回
広	報	高	崎	2	蚊媒介感染症1回、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 1回
ホー	ムペー	ジ(更	新)	17	蚊定点モニタリング調査結果6回、インフルエンザ1回、腸管出血性大腸菌感染症1回、海外渡航者向け注意喚起2回、麻しん2回、レジオネラ症2回、疥癬1回、高崎市感染症予防計画2回
	S 1	N S		18	18 回(手足口病、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症)
手洗貸	こいチ し	エッ! 出	カー	8	

3 感染症発生動向調査

感染症法第12条、第14条に基づき、医師から届出のあった感染症情報を取りまとめ、群馬県感染症情報センターに報告した。また、第15条に基づき積極的疫学調査を実施するとともに、消毒の指導、就業制限や健康診断を実施した。

感染症類型	疾 病 名	届出件数			
3 類	3類 腸管出血性大腸菌感染症				
	レジオネラ症	10			
4 類	E型肝炎	3			
	つつが虫病	1			
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	5			
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	4			
	後天性免疫不全症候群 (HIV 感染症含む)	1			
	侵襲性肺炎球菌感染症	7			
5 類	梅毒	46			
	アメーバ赤痢	1			
	水痘 (入院例)	1			
	麻しん (臨床診断例→取り下げ)	1			
	百日咳	15			

4 インフルエンザ学級閉鎖状況

令和6年度シーズンの間、学校等からインフルエンザ学級閉鎖状況の報告を受け、インフルエンザの型・予防接種歴等について確認した。また、群馬県感染症情報センターへ1週間ごとに報告した。

施設種別	報告件数
幼稚園・認定こども園	3
小学校	42
中学校・特別支援学校・高等学校	29

5 集団発生に伴う積極的疫学調査

施設等から感染症の集団発生報告を受け、調査及び指導を行った。

(単位:件)

施	設	種	別	インフルエンザ	感染性 胃腸炎	新型コロナ ウイルス感染症
保育園・保育所・認定こども園				18	19	4
幼稚園、小、中、高等学校				0		
病			院	6	1	26
高	齢 者	施	設	14	2	75
障	害 者	施	設	3	2	2
児 童	養護	施	設	1	0	0
合			計	42	24	107

その他の感染症 80件

6 新興·再興感染症

下記のとおり訓練の実施及び調査を実施する等、新興・再興感染症対策の取り組みを実施した。

訓練名	実 施 日	参加機関
新型インフルエンザ等 に係る医療提供演習	10月2日 10月31日 1月30日	高崎総合医療センター、日高病院、 須藤病院、他の感染対策向上加算を算定する 医療機関、医師会(高崎市・群馬郡・安中市)、 安中保健福祉事務所、高崎市保健所
一類感染症疑い患者 移送訓練	2月13日	高崎市等広域消防局 多野藤岡広域消防本部 高崎市保健所 安中保健福祉事務所

調査名	実施期間	実施場所	実施方法	備考
蚊定点	6月~11月	姉妹都市公園	人囮法	市ホームページにて
モニタリング調査	月2回	4ヵ所		調査結果を公表

第2章 結核対策事業

1 結核予防事業

結核患者が発見された場合、感染症法第 12 条に基づき医師は直ちに保健所に届け出ることになっており、保健所では結核患者を登録し、適正な治療と療養ができるよう管理するとともに接触者健康診断等を行った。

(1)登録患者数

(単位:人)

令和6年度	新登録患者数	14
令和6年度末	登録患者数	39

(2) 結核患者支援

登録された結核患者について、確実な治療終了に向けて、入院中の院内面接、家庭訪問等により 個別支援(DOTS)、指導を行った。

(単位:人)

電話相談	メール	来月	近相 談		訪 問	指 導	
	相談	延人数		実人数		延人数	
延人数	延人数	延人数	(再掲)DOTS	夫八剱	(再掲)DOTS	些八 级	(再掲)DOTS
73	2	50	50	34	22	90	67

(3) 結核予防普及啓発

結核・呼吸器感染症予防週間(9月24日~30日)、世界結核デー(3月24日)に合わせ、広報高崎、ホームページへの掲載及びラジオ等により、結核の最近の情報や予防対策等について啓発を行った。また結核に関する衛生教育講話を関係施設等に出向き実施した他、令和2年度より「高齢者を守る!感染症対策」と題して出前講座を実施した。

内 容	回数	備考
広報・ラジオ高崎	2	結核・呼吸器感染症予防週間
出前講座等、衛生教育講話	12	出前講座 4 回、講話(医療機関等)1 回 講演会1回、健康フェスタ1回 累計人数 470 人

2 結核健康診断事業

結核患者の早期発見のため、結核患者家族等に対する接触者健診及び結核治療終了者への管理検診 を実施した。

(1)接触者健診 (単位:人)

	受診延人数	保健所	委託医療機関	医師連絡等
ツベルクリン反応検査	0	0	0	0
IGRA 検査(血液検査)	178	107	71	0
胸部エックス線検査	4	0	4	0
喀 痰 検 査	1	0	1	0
合 計	183	107	76	0

医師連絡等:かかりつけ医による受診及び健康診断結果からの連絡

(2) 管理検診 (単位:人)

	受診延人数	保健所	委託医療機関	医師連絡等
胸部エックス線検査	52	18	21	13

医師連絡等:かかりつけ医による受診及び健康診断結果からの連絡

3 結核患者医療給付

感染症診査協議会(結核部会)において、感染性結核患者に対する就業制限(感染症法 18条)、入 院勧告(同 20条)、結核医療費の公費負担(同 37条の2)について診査し、医療費を給付した。

感染症診査協議会(結核部会)診査件数

(単位:件)

法 別	諮	問	承	認	不承認	
感染症法 18 条及び 20 条 (就業制限・入院勧告)		14		14		0
感染症法 37 条の 2 (通 院 医 療)		31		31		0

第3章 特定感染症対策事業

1 特定感染症予防普及啓発

エイズ等の特定感染症に関する情報や予防対策等について、広報高崎やホームページへの掲載及び ラジオ等により啓発を行った。

実施状況

	内	容		回 数	備考
広	報	高	崎	3	肝臓週間、世界エイズデー、エイズ検査普及週間
ホー	ムペー	ジ(更新	新)	2	世界エイズデー、エイズ検査普及週間
ラ	ジュ	上 高	崎	3	肝臓週間、世界エイズデー、エイズ検査普及週間
L I	I N I	E 配	信	2	世界エイズデー、エイズ検査普及週間

2 特定感染症検査事業

特定感染症(エイズ、梅毒、性器クラミジア感染症、淋菌感染症、肝炎)についての相談を受け、 検査を実施した。

・実施回数: 43回 ・検査実人数: 193人

3 肝炎インターフェロン治療費等助成事業

県が実施する肝炎インターフェロン治療費等助成事業に係る事務について、委託契約に基づいた 申請受付等の業務を行った。

• 申請受付件数: 215件

第4章 難病対策事業

1 難病患者地域支援対策推進事業

原因が不明で治療方法が確立していない難病の患者及びその家族に対し、窓口相談及び訪問相談指導を実施し、在宅療養生活に必要な助言や情報提供等を行うとともに、医療機関及び支援事業者との連絡調整等総合的な支援を行い、患者及び家族の不安解消と生活の質の向上を図った。

(1)窓口相談

ア 実施状況

	方	法		実 人 数	延人数
医療	給付申	請時の	相 談	3, 222	4, 194
その	他の	来 所	相談	15	15
電	話	相	談		339

イ 相談内容別実施状況

区 分	件数	主な相談内容
医療給付の申請に関すること	4, 195	申請の方法、申請の必要性
病気・病状に関すること	3	病気の進行、確定診断について
福祉制度に関すること	329	障害の制度や手続きについて
看護・日常生活に関すること	3	訪問看護、リハビリなど
合 計	4, 530	

(2) 訪問相談指導

ア 実施状況

・訪問実人数:21人・訪問延人数:55人

イ 疾患別実施状況

	疾	Æ	<u>B</u>	4	占		訪問実件数	訪問延件数
筋	萎 縮	性但	刺索	硬	化	症	15	44
多	系	統	萎	糸	宿	症	2	2
筋	ジス	٠ ١	口	フ	イ	J	3	8
111	トコ	ン	ド	リ	ア	病	1	1
	合			計			21	55

(3) 難病療養相談会

患者及びその家族を対象に、医師等を講師に招き、指定難病の疾患のうち認定患者の多い疾患をテーマとした療養相談会を開催した。

対象疾患	実 施 日	内 容	参加者
脊髄小脳変性症 多系統萎縮症	令和6年6月6日	・医師による講演 高崎総合医療センター 平柳 公利 先生 ・交流会	12 人
脊髄小脳変性症 多系統萎縮症	令和6年11月1日	・言語聴覚士による講義と実習 高崎健康福祉大学訪問看護ステーション 高橋 典子 先生・制度の話 保健予防課 保健師・交流会	13 人
特発性拡張型心筋症	令和6年6月13日	・医師による講演 高崎総合医療センター 福田 延昭 先生 ・相談会	17人
潰瘍性大腸炎	令和6年12月16日 ~ 令和7年2月11日 (オンライン配信)	・医師による講演 高崎総合医療センター 増田 智之 先生	36 人

(4)療養支援実務者研修会

療養者及びその家族に対して在宅療養上の適切な支援が行えるよう、支援実務者の資質の向上を図ることを目的に療養支援実務者研修会を開催した。

対 象	実 施 日	内 容	参加者
市内の居宅介護支援		「難病患者のコミュニケーション支援につい	
事業所、高齢者あん		て」	
しんセンター、訪問	令和6年12月5日	群馬県難病相談支援センター	80 人
看護ステーション等		今井 綾那 先生、岡田 美砂 先生	
の職員		群馬県立義肢製作所 大川 佳太 先生	

(5) 在宅療養支援計画策定・評価

患者等に対しその実態に応じたきめ細かい支援を行うため、関係機関と連携しながら、対象患者ご とに在宅療養支援計画を作成した。

			_		実	施	口	数	延	参	加	者	数
保	健	所	主	催				3					15
他	機	関	主	催				7					44

(6) 難病療養支援者連絡会議

在宅難病療養者及びその家族が安心して療養生活を継続できるよう、地域での療養上の課題について市及び関係機関で検討し情報を共有するとともに、相互の協力・連絡体制の構築を目的として、難病療養支援者連絡会議を開催した。

対象	実 施 日	内 容	参加者
訪問看護師、訪問リハビ		「災害時個別プランと在宅人工呼吸器	
リ職員、介護支援専門		療法の療養者への災害対策―停電対	
員、相談支援事業所職		策について一」	
員、医療介護連携相談セ	令和7年3月11日	メディカルサポート	20 人
ンター職員等		志田 雅利 先生	
		群馬県立県民健康科学大学	
		飯田 苗恵 先生	

2 特定医療費(指定難病)支給認定

県が実施する特定医療費(指定難病)支給認定に係る事務のうち、委託契約に基づき申請受付・受給者証交付等の窓口業務及び書類の進達等を行った。

· 受給者証交付者: 3,093人(令和7年3月31日時点)

3 小児慢性特定疾病医療費支給事業

児童福祉法の規定に基づき、小児慢性児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に 係る医療費の一部を助成し、患者家族の医療費の負担軽減を図った。

(1) 医療給付件数等

・給付延件数: 4,580件 ・給 付 額:69,096,165円

(2) 受給者証交付者数(令和7年3月31日時点)

	疾 患 群	人数
1	悪 性 新 生 物	55
2	慢性腎疾患	22
3	慢性呼吸器疾患	12
4	慢性心疾患	71
5	内 分 泌 疾 患	50
6	膠原病	16
7	糖尿病	21
8	先 天 性 代 謝 異 常	12
9	血 液 疾 患	12
10	免 疫 疾 患	2
11	神経・筋疾患	49
12	慢性消化器疾患	37
13	染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	17
14	皮 膚 疾 患	4
15	骨 系 統 疾 患	6
16	脈管系疾患	1
	合 計	387

※ 複数疾病に該当する者は主疾患群でカウント

(3) 医療費等特別助成

種別	件 数	扶助額 (円)
医療費自己負担分特別助成	48	1, 015, 110
独自基準医療費特別助成	0	0
意見書作成特別助成	392	1, 302, 540
通院費特別助成	340	3, 078, 943
合 計	780	5, 396, 593

(4) 児童等特別助成(外出支援特別助成)

・件数: 23件 ・扶助額:1,467,937円

4 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

患者児童等の保護者を対象に、講師を招き、療養上の課題をテーマとした療養講演会を開催した。 (群馬県・前橋市と共催)

対	象	実 施 日	内 容	参加者
小児慢性特 受給者とその		令和7年1月18日	つくろう!自分の「トリセツ」 国立成育医療研究センター 田中 恭子 先生、掛江 直子 先生	19 人

5 難病患者見舞金支給

難病患者及び家族の福祉の増進を図るため、難病患者見舞金を支給した。

・ 令和 6 年度決算額: 111,366,000 円 ・ 受 給 者 数: 3,284 人

6 特定疾病小児等物価高騰対策支援事業

目 的:特定疾病や障害を有する小児等を養育する家庭に対し、通院等に係る燃料費、生活衛生 用品等の購入費の一部を支援することで、養育費の負担軽減を図る。

経 過:令和4年12月1日から実施(令和4年度、令和5年度は小児1人あたり10万円)

対 象: 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に有効期間がある高崎市小児慢性 特定疾病医療受給者を養育する保護者

内 容:小児1人あたり5万円

令和6年度給付実績

給付者数	413 人
給付額	20,650,000 円

第5章 予防接種事業

1 予防接種の実施方法等

(1)定期予防接種

予防接種名	1	実施場所等	実 施 時 期
ロタウイル	ス		
۲ :	ブ		
小児用肺炎球	菿		
B 型 肝 纟	Ę		
不活化ポリン	オ		
三種混合	<u> </u>		
四種混合	<u> </u>		
五種混合	<u>}</u>	市内委託医療機関 45 か所 群馬県内相互乗り入れ医療機関	
B C G			
麻しん風しん混合	1期		通年
(麻しん風しん単独を含む。)	2期		
水	豆		
日本脳炎	1期		
日 本 旭 火	2期		
二種混合 2 排	朝		
子宮頸がん(H	IPV)	市内委託医療機関 117 か所 群馬県内相互乗り入れ医療機関	
風 し ん 5 (風しんの追加的)	期 対策)	市内委託医療機関 178 か所 全国の実施医療機関	
高齢者用肺炎球	诺	市内委託医療機関 209 か所 群馬県内相互乗り入れ医療機関	
インフルエン	ザ	市内委託医療機関 250 か所 群馬県内相互乗り入れ医療機関	10月~12月
新型コロナウイ	ルス	市内委託医療機関 203 か所 群馬県内相互乗り入れ医療機関	10月~1月

[※] 予防接種の実施方法は、平成25年度から全て個別接種となった。

(2)任意予防接種

予 防 接 種 名	実 施 場 所 等	実 施 時 期	
おたふくかぜ	市内委託医療機関 45 か所	通年	
高齢者用肺炎球菌	市内委託医療機関 209 か所	通年	

予 防 接 種 名	実施場所等	実 施 時 期	
妊娠希望者と同居家族の 風しん抗体検査後予防接種	市内委託医療機関 165 か所	通年	
帯 状 疱 疹	市内委託医療機関 212 か所		

(3) 抗体検査

抗 体 検 査 名	実 施 場 所 等	実 施 時 期
妊娠希望者と同居家族の 風 し ん 抗 体 検 査	市内委託医療機関 173 か所	通年
風しん5期に前値する風しん抗体検査	市内委託医療機関 187 か所 全国の実施医療機関	通年
(風しんの追加的対策)	全国の実施医療機関	

2 高崎市で実施している予防接種の種類

(1) 定期予防接種

種 別		接種対象者	接種量	接種方法・回数	備考
		1 価ワクチンの場合: 生後 6 週 〜24 週未満児	1.5 mℓ	経口 2回	標準的な接種期間 1回目:生後2か月~14週6 日まで 2回目:1回目から27日以上 の間隔
ロタウイルス		5 価ワクチンの場合: 生後 6 週 〜32 週未満児	2.0 mℓ	経口 3回	標準的な接種期間 1回目:生後2か月~14週6 日まで 2回目:1回目から27日以上の間隔 3回目:2回目から27日以上の間隔
Ł	ブ	生後2か月 ~5歳未満児	0.5ml	皮下注射最大4回	接種開始時の月齢により 回数が変わる
小児用肺炎	炎球菌	生後 2 か月 ~5 歳未満児	0.5m0	皮下注射最大 4 回	接種開始時の月齢により 回数が変わる
B型肝炎	初回	1歳未満児	0. 25m0	4 週間隔 皮下注射 2 回	平成 28 年 4 月 1 日以降に 生まれた人が対象
10 至 川 火	追加	1 //[火][四] / [皮下注射1回	標準的な接種期間: 生後2か月~9か月
 不活化ポリオ	1 期 初回		0.5mℓ	3~8 週間隔 皮下注射 3 回	標準的な接種期間
740104073	1 期 追加	生後2か月	0. 5me	皮下注射1回	1 期初回: 生後 2 か月~12 か月
三種混合	1期 初回	~7歳6か月末満児	0.5mℓ	3~8 週間隔 皮下注射 3 回	1 期追加 : 1 期初回終了後 12 か月~18
— 俚化口	1 期 追加		0. 5111 <i>0</i>	皮下注射1回	か月

種	別	接種対象者	接種量	接種方法・回数	備考	
	1期初回			3~8 週間隔 皮下注射 3 回	標準的な接種期間 1期初回:	
四種混合	1期追加	. 生後 2 か月	0.5m0	皮下注射 1 回	生後2か月~12か月 1期追加: 1期初回終了後12か月~18 か月	
五種混合	1期初回	~7歳6か月末満児	0.5m0	3~8 週間隔 筋肉内注射また は皮下注射 3 回	標準的な接種期間 1期初回: 生後2か月~7か月 1期追加:	
	1 期 追加			筋肉内注射また は皮下注射1回	1 期初回終了後 6 か月~18 か 月	
ВС	G	1 歳未満児	_	経皮注射1回 (管針法)	標準的な接種期間: 生後5か月~8か月	
麻しん	1期	1 歳~2 歳未満児			麻しんまたは風しんに罹患し た人は、未罹患の各単抗原ワ	
風しん混合	2期	5歳~7歳未満かつ 小学校入学前の1年間	0.5mℓ	皮下注射各1回	クチン若しくは麻しん風しん 混合ワクチンでの接種が可能	
水	痘	1歳~3歳未満児	0. 5m0	皮下注射 2 回	標準的な接種期間 1回目:1歳~1歳3か月 2回目:1回目終了後6か月~ 12か月	
	1 期 初回	生後6か月 ~7歳6か月未満児	(3 歳未 満) 0. 25 ml (3 歳以 上) 0. 5ml	1~4 週間隔で 皮下注射 2 回	標準的な接種期間 1期初回:3歳	
日本脳炎	1期追加			皮下注射1回	1 期追加:4歳 初回終了後おおむね1年 2 期:9歳~10歳未満(小学	
	2期	9 歳~13 歳未満児	0.5m@	皮下注射1回	校4年生)	
二種混合	2 期	11 歳~13 歳未満児	0.1m0	皮下注射1回	標準的な接種期間:11 才~12 歳未満(小学校6年生)	
子宮頸がん(HPV)		・小学校6年生~高校1年生に相当する年齢の女子・平成9年度~平成19年度生まれまでの	0.5m@	筋肉内注射3回 ※15歳未満で、1 回目にシルガー ド9を接種し、5 か月以上の間隔 を空けて2回目	標準的な接種期間:13歳となる年度(中学1年生) ワクチンによって接種間隔が 異なる キャッチアップ接種は令和4	
		女子(キャッチアップ 接種)		の接種をする場 合は2回	年度から令和 6 年度までの時限措置	
風 し ん (風しんの追か		昭和37年4月2日~ 昭和54年4月1日生 まれの男性で、風しん 抗体価が低い人	0. 5 mℓ	皮下注射1回	原則として麻しん風しん混合 ワクチンを使用する。	

種	別	接種対象者	接種量	接種方法・回数	備考
高齢者用	肺炎球菌	65 歳	0. 5ml	筋肉内注射又は 皮下注射 1 回	過去に 23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを接種した者を除く 60 歳以上 65 歳未満の人であって心臓じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有する人も対象
インフバ	レエンザ	65 歳以上	0. 5m@	皮下注射 1回/年	実施期間: 10月1日~12月31日 60歳以上65歳未満の人であって心臓じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有する人も対象
新型コロブ	ナウイルス	65 歳以上	0. 3ml 0. 5ml 0. 6ml	筋肉内注射 1 回/年	実施期間: 10月1日~1月31日 60歳以上65歳未満の人であって心臓じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有する人も対象ワクチンによって接種量が異なる。

(2) 任意予防接種(公費負担を伴うもの)

種 別	接種対象者	接種量	接種方法・回数	備考
おたふくかぜ	1歳~5歳未満児	0.5mℓ	皮下注射1回	1歳以上(生後 12~60 か月の 間)で接種することが望ましい。
妊娠希望者と同居 家族の風しん抗体 検査後予防接種	市が実施する風しん抗 体検査(HI 法)で抗体価 が 16 倍以下の人	0. 5mℓ	皮下注射 1 回	1人1回のみ一部助成
高齢者用肺炎球菌	66 歳以上の人	0.5m0	筋肉内注射又は 皮下注射 1 回	1人1回のみ一部助成(定期 接種を受けている人は除く。)
帯状疱疹	50歳以上または帯状疱 疹に罹患するリスクが 高い18歳以上の人	0.5m@	筋肉内注射 2 回 又は皮下注射 1 回	1人1回(不活化ワクチンは2回)のみ一部助成

(3) 抗体検査

種 別	検査対象者	検査方法	備 考
妊娠希望者と同居家族 の風しん抗体検査	妊娠を希望する 女性及び配偶者 等の同居家族	採血/原則とし て赤血球凝集抑 制法 (HI 法)	過去に市の風しん抗体検査を受けた ことがある者若しくは風しんの既往 歴(確定診断)がある者は除く。
風しん5期に前値する 風しん抗体検査 (風しんの追加的対策)	昭和37年4月2 日~昭和54年4 月1日生まれの 男性	採血/赤血球凝 集抑制法(HI 法)、酵素免疫法 (EIA法) ほか	平成31年度から令和6年度までの時限措置。特定健診や人間ドックの機会とあわせて利用できるよう、対象者にクーポン券を交付している。

3 各種予防接種実施状況

(1) 定期予防接種 []内はワクチンの略称

(1) 定期予防接種 []内はワクチンの略称 (単位:件)									
ロタウ	ウイルス	ヒ ブ 小児用肺炎球菌				B 型	肝 炎		
1回目	2, 114		1回目	5		1回目	2, 141	1回目	2, 137
2回目	2, 081	初回	2回目	177	初回	2回目	2, 117	2回目	2, 119
3 回目 220		1/1/101	3回目	383	1)JU	3回目	2, 141	3回目	2, 150
			追加	1,590		追加	2, 245		

	不活化ポリオ		(ジフラ 破傷風	電混合[DPT テリア、音 、不活化 重混合を含	ī日せき、 ポリオ)	(ジフ	- /				レ風しん }[MR]
1 11 19	1回目	0	1 	1回目	17	1 ##	1回目	2, 138	2, 153	1期	2, 132
1期初回	2回目	0	1期初回	2回目	191	1期	2回目	1, 942		2期	2, 581
1771년 	3回目	0	1771년	3回目	405	初回	3回目	1, 761			
1	1 期追加 1 1 期追加 2,216		1 其	期追加	457						

水	痘	日	本	脳	炎	二種混合 2 期 [DT] (ジフテリア、 破傷風)	子宮頸(HPV	がん()
1回目	2, 245	1期初回	1回	∃	2, 523	2, 575	1回目	4, 708
2回目	2, 176		2回	∄	2, 537		2回目	4, 129
		1期;	<u></u> 自加		2, 480		3回目	3, 215
		2	期		2, 938			

風 しん 5 期 (風しんの追加的対策)	高齢者用肺炎球菌	インフルエンザ	新型コロナウイルス
43	1, 184	59, 403	36, 374

(2) 任意予防接種(公費負担を伴うもの)

1111			7.1.\
(== /	17	•	4年)
(単	<u>'/</u>	•	件)

おたふくかぜ	高齢者用肺炎球菌	妊娠希望者と同居家族の		
かんつうくいよ	同图四月月	風しん抗体検査後予防接種	生ワクチン	不活化ワクチン
2, 144	131	315	611	8,805

(3)抗体検査

(単位:件)

妊娠希望者と同居家族の 風しん抗体検査	風しん5期に前値する 風しん抗体検査 (風しんの追加的対策)
374	136

※件数は、避難等により本市に住民票がないが実態として本市に居住している者に係る接種を含まない。 ※件数は、長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置により、定期接種の 年齢を超えてから受けた接種の数を含む。

4 予防接種事業の経緯

(1) 定期予防接種

アヒブ

- ・ 平成22年4月1日から平成23年1月31日まで一部公費負担(1,000円)を実施
- ・ 平成23年2月1日から国の「ワクチン接種緊急促進事業」に基づき全額公費負担
- 平成25年4月1日から、任意接種から定期予防接種となる。

イ 小児用肺炎球菌

- ・ 平成23年2月1日から国の「ワクチン接種緊急促進事業」に基づき全額公費負担
- ・ 平成25年4月1日から、任意接種から定期予防接種となる。
- ・ 平成 25 年 11 月 1 日から、ワクチンが 7 価から 13 価に変更
- ・ 令和6年4月1日から、15価ワクチンが追加
- ・ 令和6年10月1日から、ワクチンが13価から20価に変更

ウ 不活化ポリオ

- ・ 平成24年9月1日から、経口生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチンへ移行し、集団接種から個別接種となる。
- ・ 平成24年10月23日から、有効性と安全性が確認されたため追加接種を開始
- ・ 平成24年11月1日に定期接種化された四種混合ワクチンに含まれているため、順次切り替え が進み接種件数は減少している。

エ 三種混合

- ・ 平成5年度から生後3か月~2歳未満児を対象に集団接種から個別接種に移行
- ・ 平成6年度から対象を生後3か月~4歳未満に拡大
- ・ 平成7年度から対象を生後3か月~7歳6か月未満に拡大
- ・ 平成26年12月にワクチンの製造が中止となり、厚生労働省でワクチンを管理
- ・ 平成28年7月に全てのワクチンの有効期限切れにより個別接種の実施を終了 (平成24年11月から順次四種混合に切り替えている。)
- ・ 平成30年1月29日から販売再開。個別接種の実施も再開となるが、原則として四種混合を優先

オ BCG

- ・ 平成19年度から、集団接種から個別接種に移行
- ・ 平成25年4月1日から対象年齢を生後6か月未満から生後1歳未満に拡大

カ 四種混合

- ・ 平成24年11月1日から定期予防接種を開始
- ・ 令和5年度から対象を生後2カ月~7歳6か月未満に拡大

キ 麻しん 風しん

- ・ 1 期については平成18年4月から、2期については平成18年6月から個別接種として開始
- ・ 平成20年度から5年間の時限措置で3期・4期を実施。3期の旧群馬郡及び吉井地域内の中学 校は集団接種。集団接種ができなかった人は実施医療機関にて個別接種

- ・ 風しん若しくは麻しんの単独ワクチンについては、平成 18 年度から麻しん風しん混合ワクチンが導入されたことにより、一方の感染症に罹患済みの人がもう一方のワクチンの接種対象者とされ、平成 18 年度は経過措置として 7 歳 6 か月未満までの未接種者について全額公費負担
- ・ 令和元年度から令和6年度までの6年間、風しんの追加的対策として昭和37年4月2日~昭和54年4月1日生まれの男性のうち、抗体検査の結果風しんの免疫が低い人を対象に、風しん5期として全額公費負担で定期予防接種を実施。(当初の事業期間は3年間だったが、さらに3年間延長された。)

ク 日本脳炎

- ・ 平成6年10月から定期予防接種(集団接種)を開始
- ・ 平成 10 年度から 2 期の個別接種を開始。ただし、対象者を小学校 4 年生と前年未接種の 5 年生とし、5 月から 9 月末を推奨期間とした。
- ・ 平成17年7月29日の厚生労働省通知により3期(中学校3年生)の接種は中止
- ・ 平成 17 年 5 月 30 日の厚生労働省の勧告により積極的勧奨が見合わせられていたが、平成 22 年 4 月 1 日から標準的接種年齢である 3 歳児に対し 1 期初回接種の積極的勧奨を再開
- ・ 平成22年8月27日から2期の接種を再開
- ・ 平成23年5月20日の厚生労働省通知により特例措置として平成7年6月1日から平成19年4月1日生まれの人は、20歳の誕生日前日まで定期予防接種の扱いとなる。さらに、1期追加接種の積極的勧奨を再開。その後2期についても順次積極的勧奨を再開。また、平成7年4月2日から平成7年5月31日生まれの人は、高崎市内の医療機関で接種した場合に限り、1回分を公費助成とした。(行政措置)
- ・ 平成24年2月28日の厚生労働省通知により特例措置として平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの人は、2期の対象年齢の期間に受けた1期の不足分が定期予防接種の扱いとなる。
- ・ 平成25年4月1日から特例措置の対象年齢に平成7年4月2日から5月31日生まれの人も追加された。
- ・ 令和3年度にワクチンの供給量が大幅に減少し出荷調整が行われたため、厚生労働省通知に基づき第2期の対象者に発送する個別通知を1年間先送りし、令和4年度に順次個別通知を発送した。

ケ 二種混合2期

- ・ 小学校(6年生)で集団接種。当該小学校の集団接種を受けられなかった人は、翌日から個別接種対応となる(推奨期間9月30日まで)。
- ・ 平成 25 年度から、集団接種から個別接種へ移行。それに伴い小学校 6 年生に対し、年度当初 (4月) に個別通知を送付
- ・ 平成27年度から、年度当初(4月)の個別通知送付を11歳の誕生月の翌月送付へ変更

コ 子宮頸がん (HPV)

- ・ 平成23年2月1日から国の「ワクチン接種緊急促進事業」に基づき全額公費負担を実施
- ・ 平成25年4月1日から、任意接種から定期予防接種となる。
- ・ 平成25年6月14日から積極的な接種勧奨が差し控えとなる。
- ・ 令和2年10月9日付「定期接種対象者等への周知について」の厚生労働省通知を受け、高校1年生相当の女子・保護者宛てにリーフレット等を個別送付

- ・ 令和3年11月26日付厚生労働省通知「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について」により、HPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたとして、積極的な接種勧奨の差し控えが廃止された。
- ・ 令和4年4月1日~令和7年3月31日までの間、積極的勧奨の差控えにより、接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保する観点から、キャッチアップ接種の実施が開始された。
- ・ 令和4年4月1日~令和7年3月31日までの間、積極的勧奨の差控えにより、定期接種の期間を過ぎたあとに自費で接種を行った方に対して、接種費用の償還払いが開始された。
- ・ 令和5年4月から、これまで定期接種の対象であった2価ワクチン (サーバリックス)、4価ワクチン (ガーダシル) に加えて、9価ワクチン (シルガード9) が対象となる。

サ インフルエンザ

・ 平成13年11月7日から接種当日に65歳以上の人を対象に定期予防接種を開始

シ 水痘

- ・ 平成26年10月1日から1歳~3歳未満児を対象に定期予防接種を開始
- ・ 平成26年度に限り、経過措置として3歳~5歳未満児の1回目接種も定期予防接種として実施

ス 高齢者用肺炎球菌

- ・ 平成26年10月1日から65歳の人を対象に定期予防接種を開始
- ・ 平成 26 年度~令和 5 年度に限り、経過措置として各年度中に 65、70、75、80、85、90、95、100 歳になる人(年度により 100 歳以上も含む。)の接種も定期予防接種として実施

セ B型肝炎

・ 平成28年10月1日から、平成28年4月1日以降に生まれた1歳未満児を対象に定期予防接種を開始

ソ ロタウイルス

・ 令和2年10月1日(令和2年8月1日以後生まれ)以降、任意接種から定期予防接種となる。

タ 五種混合ワクチン

・ 令和6年4月1日から、四種混合ワクチンにヒブを加えた、五種混合ワクチンの定期予防接種 を開始

チ 新型コロナウイルス

・ 令和6年4月1日から、接種当日に65歳以上の人を対象に定期予防接種を開始

(2) 任意予防接種(公費負担を伴うもの)

ア おたふくかぜ

- ・ 平成21年1月から市内委託医療機関で2歳~5歳未満児を対象に一部公費負担(3,000円)を 実施
- ・ 平成25年4月1日から助成対象年齢を1歳~5歳未満に拡大

イ 高齢者用肺炎球菌

- ・ 平成22年4月1日から市内委託医療機関で75歳以上を対象に一部公費負担(1,000円)を実施
- 平成23年4月1日から公費負担額を2,000円に増額
- ・ 定期予防接種の高齢者用肺炎球菌予防接種対象者は定期予防接種を優先する。
- ・ 令和6年4月1日から定期接種の経過措置終了にともない対象者を75歳以上から66歳以上に 引き下げ

ウ 風しん抗体検査後予防接種

- ・ 平成25年6月から、平成2年4月1日以前生まれで妊娠を予定している人や妊婦のいる家庭を対象に、大人の風しん予防接種の一部公費負担を実施(4月1日~5月31日までは償還払い)
- ・ 助成金額: 麻しん風しん混合ワクチンは5,000円、風しんワクチンは3,000円
- ・ 平成 26 年度から助成の対象者を、本市が行う風しん抗体検査の結果が HI 法で 16 倍以下だった人に限定するよう変更。助成金額は平成 25 年度と同額
- ・ 平成31年度から、本市以外が行った抗体検査結果が適用でき、生年月日要件も撤廃するなど、 対象者を拡充した。

工 水痘

・ 平成26年度に限り、3歳~5歳未満児の2回目接種について一部公費負担(3,000円)を実施

オ ロタウイルス

・ 平成 27 年 4 月 1 日から予防接種費用の一部公費負担を実施。ワクチンにはロタリックス(1 価)とロタテック(5 価)の 2 種類があり、予防効果に差はなく、製造過程及び接種回数が異なる。

ロタリックス:生後6週~24週未満児を対象に1回につき3,000円を助成(2回まで) ロタテック:生後6週~32週未満児を対象に1回につき2,000円を助成(3回まで)

・ 平成28年4月1日から公費負担額を増額

ロタリックス:1回につき6,000円を助成(2回まで)

ロタテック:1回につき4,000円を助成(3回まで)

・ 令和2年10月1日(令和2年8月1日以後生まれ)以降、任意接種から定期予防接種となる。

カ インフルエンザ

・ 令和5年度に限り、高校3年生相当までの子を持つ保護者を対象に、子どものインフルエンザ 予防接種にかかる費用の一部公費負担を実施

生後6か月から13歳未満 1回上限4,000円(1人2回まで) 13歳から高校3年生相当まで 1回上限4,000円(1人1回まで)

ケ 帯状疱疹

・ 令和6年4月1日から市内委託医療機関で50歳以上または帯状疱疹に罹患するリスクが高い18歳以上を対象に一部公費負担(生ワクチン4,000円、不活化ワクチン1回あたり10,000円)を実施

(3) 抗体検査

- ア 妊娠希望者と同居家族の風しん抗体検査
 - ・ 平成 24~25 年度に風しんが全国的に流行したことを受け、先天性風しん症候群を予防するために平成 26 年度から風しん抗体検査事業を開始。検査費用は全額公費負担
 - 対象者は、以下のいずれかに該当する人(平成30年度までは①②は初めての妊娠が対象)
 - ① 妊娠を希望する人
 - ② 妊娠を希望する人の配偶者などの同居者
 - ③ 風しんの免疫が低いと診断された妊婦の配偶者などの同居者
 - ・ 平成28年度から、対象者の要件に平成2年4月1日以前生まれでの人であることを追加
 - ・ 平成31年度から、2回目以降の妊娠や平成2年4月2日以降生まれの人も対象とするなど、制度を拡充した。

イ 風しん 5 期に前値する風しん抗体検査(風しんの追加的対策)

・ 令和元年度から令和6年度までの6年間、風しんの追加的対策として昭和37年4月2日~昭和54年4月1日生まれの男性を対象に、全額公費負担で風しんの抗体検査を実施(当初の事業期間は3年間だったが、さらに3年間延長された。)

(4)特別な理由による任意予防接種費用補助

平成 31 年度から、病気の治療として骨髄移植を受けたなどの理由により過去に受けた定期予防接種の免疫が消失した場合の再接種費用を補助する制度を開始

以下の要件に該当する人が対象。補助金額は高崎市の定期予防接種委託料単価を上限とする。

- ・ 疾病の治療として骨髄移植を受けた等の特別な理由により免疫が消失し、接種済みの定期の予防接種の効果が期待できないと医師に判断されていること。また、再度の予防接種を実施することが可能であり、再接種が有益であると医師が判断していること。
- 予防接種を受ける日において、高崎市内に住所を有すること。
- ・ 予防接種を受ける日において、20 歳未満であること(ただし、ヒブは 10 歳未満、小児用肺炎 球菌は 6 歳未満、四種混合は 15 歳未満、BCG は 4 歳未満)。

第6章 新型コロナウイルス予防接種事業 (特例臨時接種)

1 事業の目的

令和6年3月31日まで実施されていた、新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種の事業終了にと もなう事務処理を行う。

2 実施概要

新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種終了にともなう、清算業務や補助金の交付申請、実績報告等を行った。

【健康課】

第1章 成人保健事業

1 健康教育

(1)個別健康教育

目 的:疾病の特性や個人の生活習慣等を具体的に把握しながら、継続的に健康教育を行うことにより、生活習慣行動を改善し、生活習慣病の予防に資する。

≪禁煙チャレンジ教室≫

対象者: 喫煙者(喫煙本数がおおむね1日平均20本以上の人)で、禁煙を希望している人

会 場:高崎市総合保健センター(6回開催)

参加者:18人

(2)集団健康教育

目 的:生活習慣病の予防、健康増進等、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、「自 分の健康は自分で守る」という自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進を図る。

対象者:希望者

実施状況

()内:40~64歳の人

						実	施	口	数	参加延人数
_	般		教		育				164	3045 (806)
歯	周	疾	患	教	育				4	122 (57)
薬		教			育				1	26 (26)
ロコ	モティ	゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	/ント	ジロー	-ム				80	961 (141)
慢!	生 閉	塞人	生 肘	疾	患				6	18(6)
病	態	別	苕	效	育				2	49 (44)

実施状況の主な内訳

()内:40~64歳の人

受 診 後 健 康 教 室	12	106 (34)
事業所向け出張健康講話	5	118 (82)
男性健康カレッジ	7	144 (114)
女性健康カレッジ	8	197 (197)
出 前 講 座	32	520 (98)
食 改 推 出 前 講 座	10	136(5)
ウォーキング教室	5	90 (7)

2 健康相談

目 的:心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言指導を行い、悩みや不安の解消、健 康の保持増進を図る。

対象者:希望者

実施状況 ()内:40~64歳の人

						実 施	口	数	被指導延人数
	高		ш.		圧			18 (9)	21 (10)
重	脂	質	異	常	症			9(4)	15(7)
点	糖		尿		病			13(3)	20(4)
健	歯	周		疾	患			1(0)	1(0)
康	骨	粗		鬆	症			2(0)	2(0)
相	女	性	の	健	康			11(4)	12(6)
談	病		態		別		4	45 (10)	61 (11)
		小		計			(99 (30)	132 (38)
が					λ			25(5)	28 (6)
肝	炎	ウ	イ	ル	ス			3(0)	3(0)
総	合	健	康	相	談		1, 583	3 (235)	3, 912 (285)
	合		i	+			1, 710	0 (270)	4, 075 (329)

3 健康診査

(1) はつらつ健診(若年者健診)

目 的:メタボリックシンドロームをはじめとした生活習慣病予備軍を早期に発見し、生活改善 及び疾病の発症を予防すること並びに若年期からの生活習慣病予防意識の啓発を図る。

対象者:19~39歳の人

内 容:問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、血液検査 {中性脂肪、コレステロール (HDL・LDL)、GOT、GPT、γ - GTP、HbA1c}、尿検査 (糖・蛋白)、詳細健診は、貧血検査、心電図検査、眼底検査

健診状況 (単位:人(%))

斗	年間回数	立 弘 土 米	受診者内訳				
対象者数	(集団)	受診者数 異常なし 要指導		要指導	要医療		
77, 680	53	1,714(2.2)	534(31.1)	740 (43. 2)	440 (25. 7)		

(2)健康増進健診

目 的:40 歳以上で特定健康診査及び後期高齢者健康診査の対象外となる人に対し健診を行い、 生活習慣病や要介護状態等の危険因子を早期に発見し、適切な治療や介護予防事業につ なげる。

対象者:40歳以上の生活保護受給者、中国残留邦人被支援者

内 容: 問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、腎機能検査、血糖 検査、尿検査、詳細健診は、貧血検査、心電図検査、眼底検査 健診状況 (単位:人(%))

対象者数	実施期間(個別)	受診者数
2, 688	5~12月	300 (11. 2)

(3) 肝炎ウイルス検診

的:肝炎の予防・疾病の早期発見、早期治療を図る。

対 象 者: 40~75 歳で未検査の人

内 容: 問診、血液検査 (B型肝炎ウイルス検査、C型肝炎ウイルス検査)

(単位:人(%)) 検診状況

计色学粉	実施期間		受 診 者 内 訳								
対象者数(個別)		受診者数	C 型 + B 型		C 型 の み			B 型 の み			
		1, 855	節目	節目外	合	節目	節目外	合	節目	節目外	合
133,998 5~1月	月 (1.4)	検診	検診	計	検診	検診	計	検診	検診	計	
		(1, 1)	249	1, 584	1,833	2	10	12	2	8	10

※対象年齢 節目:40歳の人 節目外:41~75歳の人

判定結果 (単位:人(%))

	C 型 肝 炎						B型肝炎		
	陽性			陰 性					
判 定※	1	2	3	4	5	陽性率	陽性	陰性	陽性率
節目検診	0	0	0	0	251	_	0	251	-
節目外検診	2	2	3	11	1, 576	0.3	3	1, 589	0.2
合 計	2	2	3	11	1,827	0.2	3	1,840	0.2

※ C型肝炎の判定

①高力価 ②中・低力価(RNA 陽性) ③中・低力価(RNA 陰性) ④陰性(HCV 抗体検査)

⑤陰性(HCV 抗体の検出)

(4) 骨量検診

目 的:早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症予防を図る。

対象者: 40、45、50、55、60、65、70歳の女性

内 容:問診、両手骨をレントゲン撮影し骨量を測定

検診状況 (単位:人(%))

计	実施期間	亚	受 診 者 内 訳				
対象者数	(個別)	受診者数	正常範囲	要指導	要治療		
16, 688	5~1月	1, 792 (10. 7)	1, 425 (79. 5)	242 (13. 5)	125 (7.0)		

(5) 成人歯科健診

目 的:歯周疾患の早期発見、早期治療を行うことで歯の喪失を予防する。

対象者: 20、30、40、50、60、70歳の人

内 容:問診、歯周組織検査

健診状況 (単位:人(%))

	安振期間		受 診 者 内 訳				
対象者数	実施期間 (個別)	受診者数	異常なし (CPI=0)	要 指 導 (CPI=1)	要精検		
			,	,			
26, 793	5~1月	422 (1.6)	67 (15. 9)	155 (36. 7)	200 (47. 4)		

(6) 20歳の歯科健診

的:歯周疾患の早期発見、早期治療を行うことで歯の喪失を予防する。

対象者: 平成15年4月2日~平成16年4月1日生まれで令和6年「20歳の歯科健診カード」を

持っている人

内 容:問診、歯周組織検査

健診状況 (単位:人(%))

対象者数	実施期間 (個別)	受診者数	受 異常なし (CPI=0)	診 者 内 要 指 導 (CPI=1)	訳 要 治 療 要 精 検
2, 923	令和6年	180	50	65	65
	1月~12月	(6. 2)	(27. 8)	(36. 1)	(36. 1)

(7) がん検診

平成23年度から健康検診センターにて、胸部(肺がん・結核)検診、胃がん(バリウム)検診、胃がんリスク(ABC)検診、大腸がん検診、前立腺がん検診の最大5検診を同日に受診できる「がんセット検診」を開始した。

ア 胸部 (肺がん・結核) 検診

目 的:肺がん・結核の早期発見、早期治療を図る。

対 象 者: 40 歳以上の人

内 容:問診、胸部エックス線検査、喀痰細胞診検査

平成30年度から、胸部(肺がん・結核)検診の個別検診を開始。また、かくたん検査の対象者を国の指針通り、50歳以上で喫煙指数(日の喫煙本数×喫煙年数)600以上の人とした。

検診状況 (胸部エックス線検査)

(単位:人(%))

対象者数			受診	:者数	受診者内訳			
40 歳以上	(再掲) 40~69歳	実施期間及 び年間回数	40 歳以上	(再掲) 40~69 歳	異常 なし (B)	有所見 (C)	要精検 (D)	要精検 (E)
235, 499	146, 427	個別 5~1 月 集団 276 回	28, 730 (12. 2)	9, 080 (6. 2)	25, 590 (89. 1)	2, 177 (7. 6)	606 (2. 1)	357 (1. 2)

※ 読影不能なし

検診状況 (喀痰細胞診検査)

(単位:人(%))

		結 果 内 訳						
容器配布数	容器回収数	検体不良 (A)	異常なし (B)	6か月以内の 再検査(C)	要精検 (D)	要精検 (E)		
760	670	52 (7. 8)	617 (92. 1)	1 (0. 1)	0(0)	0(0.0)		

要精検者の内訳 (単位:人)

未
受
診
160
91

- ※ 令和7年6月1日現在
- ※ 上段は胸部エックス線検査(D・E)によるもの
- ※ 下段は喀痰検査 (C・D・E) によるもの

イ 胃がん検診

目 的:胃がんの早期発見、早期治療を図る。平成29年度から胃がん【内視鏡】検診を開始した。(バリウムと内視鏡の両方が対象となる人はどちらか1つを選択)

(ア)【バリウム】検診

対象者:40歳以上の人

内容:問診、胃部エックス線撮影

検診状況 (単位:人(%))

対象者数	年間回数	受診者数	受 診 者 内 訳					
N 家有 级	(集団)	又必有剱	異常なし	要 精 検	有 所 見			
235, 499	165	2, 644	1, 971 (74. 5)	168 (6. 4)	505 (19. 1)			

要精検者の内訳 (単位:人)

					精	検	結	果	内	訳	(重	复あり)				
要	精																未
精	検受	胃	胃	胃粘	胃	胃	胃	十二	十一	十二	胃	逆 流	食道	胃	そ	異	
検	診	が	がん	膜	ポリ	潰	潰瘍	一指腸ポ	指	一指腸潰瘍瘢痕		性	食道裂孔	 切	の	常	受
者	者	<i>N</i> -	ん疑	下 腫		1只	瘢	ポリ	腸潰	演場		食道	ルル	99		な	
数	数	ん	V	瘍	プ	瘍	痕	ププ	瘍	服 痕	炎	炎	ニア	除	他	し	診
168	141	1	0	7	13	3	11	1	3	3	96	11	7	1	13	11	27

※ 令和7年6月1日現在

(イ)【内視鏡】検診

対象者: 40 歳・45 歳と 50 歳以上の人で前年度に高崎市の胃がん【内視鏡】検診を受けていない人

内 容:問診、胃部内視鏡検査

検診状況

(単位:人(%))

牡色	実施期間	受診者数	受診者内訳							
対象者数	(個別)	文彰有数	異常なし	要精検	有 所 見					
196, 106	5~1月	4, 473 (2. 3)	1, 581 (35. 4)	248 (5. 5)	2, 644 (59. 1)					

※要精検:検診時生検受診者と検診時生検未受診のうち要再検査者

要精検者の内訳

(単位:人)

要	精		精材	魚 結 界	や 内 訴	ļ.	
精	検	胃	胃	含慢	胃が	胃炎、	未
検	受		が	含む良性病変慢性胃炎、食道	ル ん じ		
199	診	が	ん	1-1-	- 外の	萎縮	受
者	者		疑	変量炎	悪性	のない	診
数	数	ん	V	病変食道炎等を	胃がん以外の悪性病変	い 胃	ну
248	230	12	10	186	10	12	18

※令和7年6月1日現在

(ウ) 実施状況 (バリウム検診+内視鏡検診)

(単位:人(%))

対 象	者数	受 診	者 数
40 歳以上	(再掲) 50~69 歳	40 歳以上	(再掲) 50~69 歳
235, 499	97, 826	7, 117 (3. 0)	2,820(%5.1)

※ (「前年度の受診者数」+「当該年度の受診者数」 - 「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」) ÷ 「当該年度の対象者数」×100 (地域保健・健康増進事業報告より)

ウ 胃がん【リスク】検診 (平成29年度から名称変更、対象者拡大)

目 的:胃の萎縮度やピロリ菌感染検査により、胃がん発生リスクを知り、がんの早期発見、早期治療を図る。

対象者: 40歳・45歳と50歳以上の人で平成29年度以降に高崎市の胃がん【リスク】検診を受けていない人(原則として初回の内視鏡検査時に受診)

内 容:血液検査(血清ペプシノゲン検査、血清ヘリコバクター・ピロリ抗体検査)

検診状況 (単位:人(%))

対象者数	実 施 期 間	受診者数	受診者内訳							
N 多 日 数	及び年間回数	又的日数	A	В	С	D	Е			
169 507	個別 5~1 月	2, 941	1, 902	245	142	49	603			
162, 507	集団 165 回	(1.8)	(64.7)	(8.3)	(4.8)	(1.7)	(20.5)			

※Aーピロリ抗体検査陰性・ペプシノゲン検査陰性、Bーピロリ抗体検査陽性・ペプシノゲン検査陰性、Cーピロリ抗体検査陽性・ペプシノゲン検査陽性、Dーピロリ抗体検査陰性・ペプシノゲン検査陽性、Eー過去に除菌治療を受けた人

※要精検 (B、C、D)

要精検者の内訳 (単位:人)

27111	D													\ I I—		
-m	精			精	青 杉	全	洁 :	果	内	訳(重	重複あ	ッり)				+-
要	作目															未
精	検	胃	胃	胃	胃	胃	胃	+	士	胃	胃	食	逆	そ	異	
検	受		が	粘膜	ポ		潰	二指	指			食道裂孔	流性		常	受
者	診	が	ん	族 下	リ	潰	瘍	腸	指腸潰瘍瘢痕		切	14	食	の	な	
数	者		疑	腫	1		瘢	潰	瘍			ルニ	道		ו	診
数	数	h	V	瘍	プ	瘍	痕	瘍	鬞	炎	除	ア	炎	他		
436	296	7	2	2	21	7	10	2	4	252	8	11	5	10	14	140

- ※ 令和7年6月1日現在
- エ ピロリ検診(平成29年度から対象者拡大)

目 的:ピロリ菌検査により将来の胃がんリスク者を医療につなげ、胃がん罹患率の減少を図る。

対象者:20歳から39歳で過去に高崎市のピロリ検診を受けていない人

内 容:血液検査(血清ヘリコバクター・ピロリ抗体検査)

検診状況 (単位:人(%))

対象者数	実 施 期 間	受診者数	受 診 ネ	者 内 訳
刘 家 有 毅	及び年間回数	又钐白数	陰 性	陽性
69 914	個別 5~1 月	1, 132	1, 055	77
68, 214	集団 53 回	(1.7)	(93. 2)	(6.8)

オ 大腸がん検診

目 的:大腸がんの早期発見、早期治療を図る。

対 象 者: 40 歳以上の人

内 容:免疫便潜血検査2日法

検診状況 (単位:人(%))

対 象	者 数	実施期間	受 診	者 数	受診	者内訳
40 歳以上	(再掲) 40~69 歳	実施期間 及び年間回数	40 歳以上	(再掲) 40~69 歳	異常なし	要精検
235, 499	146, 427	個別 5~1 月 集団 195 回	22, 108 (9. 4)	8, 458 (5. 8)	20, 532 (92. 8)	1, 576 (7. 2)

要精検者の内訳

		精	青 検	結	果	内	訳(重	複あり)		未
要	精	大	大	腺	非	大	大	そ	異	\wedge
精	検 受	腸	腸	腫	腺腫	腸			常	H.
検	診		が、	性 ポ リ	性		腸	の		受
者	者	が	ん 疑	ĺ	ポリ	憩			な	
数	数	ん	V	プ	プ	室	炎	他	し	診
1, 576	1, 100	58	23	600	80	182	49	143	219	476

(単位:人)

※ 令和7年6月1日現在

カ 子宮がん検診

目 的:子宮がんの早期発見、早期治療を図る。

対象者:20歳以上の女性

内 容: 問診、診察、細胞診検査(一部体がん検診を含む。)、30歳・35歳の希望者に HPV 検査

検診状況 (単位:人(%))

対 象	者数		受 診	者数	受 診 者 内 訳						
20 歳以上	(再掲) 20~69 歳	年間回数	20 歳 以上	(再掲) 20~69 歳	異常 なし	要精検	有所見	要観察	要受診		
158, 842	107, 948	個別5~1月 集団 48回	16, 720 (10. 5)	13, 778 (**18. 1)	12, 164 (72. 8)	278 (1. 6)	2, 225 (13. 3)	1, 799 (10. 8)	254 (1.5)		

- ※ 子宮体がん検診(3,053人)は、個別検診でのみ実施。30歳・35歳のHPV検査は、383人受診
- ※ (「前年度の受診者数」+「当該年度の受診者数」-「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」)÷「当該年度の対象者数」×100(地域保健・健康増進事業報告より))
- ※ 初回検体が不適正とされ再検を受診しなかった人(1人)は要精検に計上。

要精検者の内訳 (単位:人)

	, l. d.				精	検	į	結	果	内	部	建),	複あり))				
要	精																	未
精	検	子	子	子	子	С	С	Н	С	腺	子	慢	子	膣	ポ	そ	異	
検	受診	宮	子宮頸が	宮	宮体	Ι	I	S	I	異	宮	性	宮		IJ		常	受
者	者	頸が	がん疑	体が	がん	N	N	I	N	形	内膜	頸管	筋		1	の	な	
数	数	ん	疑 い	ん	疑い	3	2	L	1	成	症	炎	腫	炎	プ	他	し	診
278	262	3	4	3	1	15	26	2	80	0	0	31	2	6	2	39	59	16

- ※ 令和7年6月1日現在
- ※ HSIL (CIN3又はCIN2のいずれかで区別できないもの) …令和元度新規追加項目

(地域保健・健康増進事業報告)

※ 初回検体が不適正とされ再検を受診しなかった人(1人)は未受診に計上。

キ 乳がん検診

目 的:乳がんの早期発見、早期治療を図る。

対象者:40歳以上の女性で前年度に高崎市の乳がん検診を受けていない人

内 容:個別検診は、問診、視触診、マンモグラフィを実施(視触診有無は医療機関による)

集団検診は、問診、視触診、マンモグラフィに加え、甲状腺の診察も同時実施

検診状況 (単位:人(%))

対 象	者 数		受 診	者 数	受診者内訳				
40 歳 以上	(再掲) 40~69 歳	年間回数	40 歳 以上	(再掲) 40~69 歳	異常 なし	要精検	要治療	要観察	
123, 355	72, 461	個別 5~1 月 集団 43 回	7, 752 (6. 3)	5, 705 (※ 15. 4)	7, 383 (95. 3)	297 (3. 8)	0 (0)	72 (0. 9)	

※ (「前年度の受診者数」+「当該年度の受診者数」-「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」)÷「当該年度の対象者数」×100(地域保健・健康増進事業報告より))

要精検者の内訳 (単位:人)

				精	検	結	果	内	訳(重複あ	り)			
要	精													未
精	検	乳	乳	微	線	乳	乳	葉	乳	の	脂	そ	異	
検	受 診	が	が	石	維	腺	пн	状	管内	ر خ	 肪	の	常	受
者	者	///-	ん	灰	腺	ЛЖ	腺	腫	乳頭		נעו		な	
数	数	ん	疑	化	腫	炎	症	瘍	腫	胞	腫	他	し	診
297	273	31	4	5	28	0	36	0	1	65	0	37	84	24

※ 令和7年6月1日現在

ク 甲状腺がん検診

目 的:甲状腺がんの早期発見、早期治療を図る。

対象者:40歳以上の女性で前年度に高崎市の乳がん検診を受けていない人

内 容: 問診、視触診。乳がん検診の集団検診と同時実施

検診状況 (単位:人(%))

年間回数	巫		受 診 者 内 訳						
(集団)	受診者数	異常なし	要精検	有 所 見	継続医療				
32	1, 480	1, 341 (90. 6)	18(1.2)	26 (1. 8)	95 (6. 4)				

要精検者の内訳 (単位:人)

要	精			精検	結果	是 内 [訳(重複	あり)			未
精	検	甲	甲	橋	単純	腺	の	バ	そ	異	
検	受診	状 腺	状 腺 が	本	純 性 甲	腫 様 甲	<u>ئ</u>	セド	D	常	受
者	者	が	ん 疑	/ *	P 状 腺	 		ウ 氏		な	=∆.
数	数	ん	V	病	腫	腫	腫	病	他	し	診
18	12	0	0	4	1	6	0	0	1	1	6

※ 令和7年6月1日現在

ケ 前立腺がん検診

目 的:前立腺がん及び前立腺疾患の早期発見、早期治療を図る。

対象者:50歳以上の男性 内容:問診、血液検査(PSA)

検診状況 (単位:人(%))

対 象	者数	実施期間	受 診	者 数	受診者内訳			
50 歳 以上	(再掲) 50~69 歳	及び年間回数	50 歳 以上	(再掲) 50~69 歳	異常 なし	要精検	有所見	診断済
87, 388	49, 210	個別 5~1 月 集団 188 回	9, 819 (11. 2)	2, 868 (5. 9)	8, 771 (89. 3)	1, 042 (10. 6)	0 (0.0)	6 (0. 1)

要精検者の内訳 (単位:人)

要	精	精	青検 結り	果内訳	(重複	[あり)		未
精	検	前	前	前	前	そ	異	
検	受診	立 腺	立 腺	立 腺	立	の	常	受
者	者	が	がん	肥肥	腺		な	
数	数	ん	疑	大	炎	他	し	診
1, 042	632	78	322	165	12	2	56	410

※ 令和7年6月1日現在

コ 年代別受診者数、がん発見者数

(単位:人)

	_	20	30	40	50	60	70 歳	計
		~29歳	~39歳	~49 歳	~59 歳	~69歳	以上	訂
	レントゲン 受 診 者	_	_	1, 752	2, 406	4, 922	19, 650	28, 730
胸 部 (肺がん	発見がん	<u> </u>	—	0	0	0	6	6
結核)	喀 痰 受 診 者	_	_	-	61	143	466	670
	発見がん	—	—	_	0	0	0	0
胃がん	受診者	_	_	478	433	613	1, 120	2, 644
【バリウム】	発見がん	_	_	0	0	0	1	1
胃がん	受診者	_	_	250	783	991	2, 449	4, 473
【内視鏡】	発見がん	_	_	0	0	2	10	12
胃がん	受診者	_	_	367	676	666	1, 232	2, 941
【リスク】	発見がん	_	_	0	0	0	4	4
大腸がん	受診者	_	_	1,814	2, 399	4, 245	13, 650	22, 108
八加加い	発見がん	_	_	1	5	10	42	58
	頸部受診者	926	2, 211	3, 860	3, 986	2, 795	2, 942	16, 720
子宮がん	発見がん	0	0	0	2	1	0	3
「音がん	体部受診者	4	123	933	1, 210	460	323	3, 053
	発見がん	0	0	0	1	0	2	3
乳がん	受診者	_	_	1, 896	2, 107	1, 702	2, 047	7, 752
#L 11 10	発見がん	_	_	6	8	7	10	31
前立腺がん	受診者	_	_	_	928	1, 940	6, 951	9, 819
刊业版がん	発見がん	_	_	_	3	16	58	77

- ※ 受診対象外は、「一」と表示
- ※ 胃がん【リスク】検診の発見がんは胃がん【内視鏡】検診の発見がんと重複した場合、胃がん 【内視鏡】検診を優先して計上
- ※ 令和7年6月1日現在

(8) 高崎市医療用ウィッグ等購入費補助金の交付(令和5年度から1人2回までに拡充)

目 的:医療用ウィッグや胸部補整下着等の購入費用を助成することで、がん患者等の精神的、 経済的負担を軽減し、療養生活の質の向上と就労等の社会生活を支援する。

対象者:本市に住民登録をしており、がん治療等に伴う脱毛、乳房の切除等により、補整具を必要としている人

申請(補助)件数:252件

(9) 高崎市若年がん患者在宅療養支援事業補助金の交付(令和4年7月から開始)

目 的:若年がん患者が、住み慣れた自宅等で自分らしく過ごせるよう、患者とその家族の負担 軽減を図る。

対象者:本市に住民登録をしている39歳以下のがん患者で、他の公的支援を受けていない人申請(補助)件数:3件

4 健康増進

(1) 高崎市健康増進計画の推進

目 的:国の進める国民健康づくり運動「健康日本21」の計画に沿って策定された高崎市健康 増進計画に基づき、『がん予防・循環器病予防・糖尿病予防』を重点テーマとして推進し、 市民の壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図る。

ア 推進体制

- ・推進委員会 委員 19人
- •行政部会 委員 7人

イ 会議

	会		議		開催回数	延出席者数
推	進	委	員	会	1	9
行	政		部	会	1	5

(2) 食育推進計画の推進

目 的:国の食育推進基本計画に沿って策定された高崎市食育推進計画に基づき、家庭、保育所 (園)、幼稚園、学校、地域(関係団体)生産者、行政等が連携・協力し、市民一人ひと りが食の大切さを見直し、心身の健康の増進と豊かな人間性を育めるよう食育の推進を 図る。

ア 推進体制

- ・食育推進会議 委員 18人
- ・食育推進委員会 委員 21人
- ・専門部会 関係部署 11 課 12 人

イ 会議

会	議		開催回数	延出席者数
食 育 推	進会請	彭	2	26
食育推進	生委員会	.1.	0	0
専 門	部 会	<u> </u>	1	10

(3) 高崎市食生活改善推進協議会活動

目 的:「私達の健康は、私達の手で」をスローガンに、食生活改善を通して、市民の保健栄養 水準の向上を図り、地域の健康づくりを推進する。

ア 会員数: 111人(男性3人、女性108人)

イ 活動内容

(ア) 総会および役員会

	名		称		開催回数	会員数
総				会	1	67
活	動	説	明	会	1	67
役		員		会	17	172

(イ) 市委託事業(全地区共通)

【おやこの食育教室】

宝梅	方法	家	庭	公立保	育 園	
天 旭	刀伍	件数	人数	件数		人数
対 話	• 訪 問	339	339		0	0
情 報	提供	0	0	17		357
	会員研修	開催回数	会員数	一般	参加者	合計人数
	云其柳杉	15	108			108
調理実習		開催回数	会員数	一般参加者数		合計人数
	地域一般	開催凹剱	云貝剱 	大人	子ども	百司八剱
		7	39	33	38	110

【災害食】

ſ		実 施	七沙		家	庭	公民館・保健センタ	ー・長寿センター	
		夫 旭	刀伝		件数	人数	件数	人数	
	対	話 •	訪	問	339	339	0	0	
	情	報	提供		0	0	37	1, 110	
			区分		開催回数	会員数	一般参加者数	合計人数	
	調	理実習	習会員研修		15	100		100	
	地域一般		一般	7	38	65	103		

【生涯骨太クッキング】

	実 施	士 洪		家	庭	公民館・保健センタ	ー・長寿センター	
	天 旭	刀伍		件数	人数	件数	人数	
対	話 •	訪問		339	339	0	0	
情	報	提	供	0	0	37	1, 110	
		区分		開催回数	会員数	一般参加者数	合計人数	
調	理実習	会員研修		15	97		97	
	地域一般		一般	11	63	116	179	

(ウ) 市委託事業(共通独自)

【中学生への郷土料理体験】

	区分	開催回数	会員数	参加中学生数	合計人数
調理実習	会員研修	12	119		119
	授業	21	128	603	731

(工) 市委託事業(地区独自)

事 業 名	開催回数	会員数	一般参加者	合計人数
男性の料理教室	1	7	17	24
シニアクッキング	4	24	57	81

(4) 食生活改善推進員養成講座の実施

目 的:食生活改善推進員を養成することを目的として実施する。講座受講後、希望者は食生活 改善推進協議会に入会し積極的に市民の健康づくりの推進を図る。

対象者:おおむね65歳までの市民。講座修了後に食生活改善推進員として地域で活動できる人

会場:高崎市総合保健センター

講 師:栄養士、保健師等

実施状況

受講生数	開催回数	延人数	修了者数
11	8	86	11

(5) 国民健康・栄養調査の実施

目 的:健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、国民の身体の状況、栄養摂取量及び 生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料 を得る。また、県は国民健康・栄養調査と整合性を図り、概ね5年ごとに県民の健康の 増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得る。

対象者等:厚生労働省が定めた調査区域世帯員

宮沢町 (世帯数 47 世帯 109 人)

下小鳥町(世帯数 43 世帯 62 人)

調査別実施状況

宮沢町(31世帯実施)

(単位:人)

調査名				実施日	実施者数
食	食物摂取状況調査			令和6年11月5日(火)	76
身	体 状	況 調	查	令和6年11月6日(水)	61
ш.	液	検	查	令和6年11月6日(水)	35

下小鳥町(13世帯実施)

(単位:人)

調査名				実施日	実施者数
食物摂取状況調査			骨査	令和6年11月18日(月)	24
身	体	状	況	令和6年11月19日(火)	21
<u>́</u> ш.	液	検	査	令和6年11月19日(火)	8

(6)健康増進指導教室の実施

目 的:健康増進を図るために姿勢の指導や体操、また灸などを行い、健康づくりの場や機会、 情報の提供などを通じて、市民一人ひとりの生涯にわたる主体的な健康づくりを支援し、 健康寿命の延伸を図る。

対象者:健康づくりの実践に興味をもち、積極的に参加できる市民

会場:長寿センター11か所、箕郷保健センター、吉井保健センター

講 師:柔道整復師、鍼灸師

実施状況

	開催回数	延参加者数
柔道整復師会開催分	71	779
鍼灸師会開催分	72	1,012

(7) 前橋・高崎連携事業

目 的:両市が連携し、相互協力により食育事業に取り組み、食育の啓発を図る。

実施内容

···	
事 業 名	内容
食育に関する講座等の	共通資料「知って得する!野菜の魅力」「朝食について」を配布
開催及び資料配布	
世国フローガンの並及	スローガン「食卓で 笑顔と健康 育てよう」の普及
共通スローガンの普及	給食等の献立表や給食だよりに掲載、のぼり旗の設置
広報 誌 掲 載	食育月間の周知、バランスの良い食事に関する記事の掲載
広報誌掲載	年1回
食生活改善推進員の連携	意見交換会、レシピ交換を実施

(8) たかさき食育・健康フェスタ

目 的:市民の食生活に関する課題を改善し、規則正しい食生活の実現と糖尿病などの生活習慣病予防に向け、健康増進を進める団体や企業等の食育活動を紹介し、それぞれの立場で情報発信を行う。また、団体間の交流の場となることを目的とする。

※平成27年度から実施

テーマ: 来て、見て、知ろう! How to 健康生活!!

日 時:令和6年11月16日(土)10~15時

会 場:高崎市総合保健センター 1、2階

出展団体:食育推進会議委員所属団体、健康増進推進委員会委員所属団体、食育応援企業、

関係課等

来 場 者:1,933人

第2章 母子保健事業

1 妊産婦・新生児関係

(1) 妊娠届出 母子健康手帳交付

保健師または助産師が、妊娠の届出をした妊婦に母子健康手帳及び妊婦健康診査受診票の使用方法 等を説明し交付。母子健康手帳交付窓口は、子育て世代包括支援センターを兼ねていることから、妊婦とその家族が安心して出産・子育てができるよう情報提供するとともに、関係各機関と連携し、支援の充実を図っている。

ア 妊娠届出状況(妊娠週数別)

(単位:人(%))

11 週以内	12~19 週	20~27 週	28 週以上	出生後届出等	合 計
2, 057 (95. 6)	76 (3. 6)	9(0.4)	9 (0.4)	0 (0.0)	2, 151 (100)

イ 妊娠届出状況(年齢別)

(単位:人(%))

19 歳以下	20~24 歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40 歳以上	合 計
20 (0. 9)	156 (7. 3)	623 (29. 0)	822 (38. 2)	435 (20. 2)	95 (4. 4)	2, 151 (100)

(2) 前橋高崎連携事業「おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業」

目 的:前橋市と高崎市は、マタニティ車用ステッカーを共同で作成し、配布することにより、 母体と胎児を地域全体で守り、妊婦がより安心して暮らせる社会を目指す。

経 過: 平成 17 年 12 月に両市の広報誌とホームページでデザインを募集し選定した。平成 18 年 7 月から、母子健康手帳交付時にマタニティバッジとマタニティ車用ステッカーの配布を開始。平成 20 年 9 月からマタニティバッジをチェーンホルダーに変更(チェーンホルダーは令和元年 7 月で配布終了)。

対象者:妊婦

配 布 数:マタニティ車用ステッカー 2,291 枚

(3) 妊婦栄養相談

目 的:主にやせ(低体重)の妊婦に胎児の出生体重を増加させるための栄養介入(栄養指導) を行うことで低出生体重児の減少を目指す。

経 過:平成31年度から母子手帳交付時に希望者に対し実施

(単位:人)

やせ (BMI:18.5 未満)	普通 (BMI:18.5以上25 未満)	肥満 1 度 (BMI:25 以上30 未 満)	肥満 2 度以上 (BMI:30 以上)	合計
19	40	12	10	81

(4) マタニティレッスン・プレパパママ教室

目 的:妊婦の健康保持増進のため、妊娠・出産・育児についての実習や指導を行い、母親としての自覚と自信が持てるよう指導する。また、父親としての自覚を深めるとともに育児 参加への動機付けを行う。さらに、妊婦同士の交流を深め、出産育児に対する不安の軽減を図る。 経 過:旧高崎地域で未実施であった調理実習については、平成23年度高崎市総合保健センターの開所により、試験的に年4回実施した。平成24年度からは市内全域でマタニティクラス4日間コースのうち、初回を調理実習とする内容に統一。平成30年度からマタニティクラスの1日目・2日目に実施していた内容をマタニティレッスンとして、マタニティクラスの3日目に実施していた内容をプレパパママ教室として実施。マタニティレッスンは、令和2年度から講話のみとした。

令和6年度から、より受講の選択肢を広げるため、1コース2日間で実施していたもの を、妊娠期から出産編、子育て編に分けて実施。

対象者:初妊婦とその夫・パートナー

ア マタニティレッスン

(ア) 妊娠期から出産編

開催コース数	対象者	ĵ.	受講者実数	対象者(初妊婦)に
加催一 八级	(初妊婦)	初妊婦	その夫・パートナー	対しての受講率(%)
8	1, 130	219	130	19. 4

(イ) 子育て編

開催コース数	対象者	Ê	受講者実数	対象者(初妊婦)に
加展	(初妊婦)	初妊婦	その夫・パートナー	対しての受講率(%)
8	1, 130	215	137	19.0

イ プレパパママ教室

開催コース数	対象者(初妊婦)	受講者実数		対象者(初妊婦)に
		初妊婦	その夫・パートナー	対しての受講率(%)
32	1, 130	489	471	43.3

(5) 妊婦健康診査

目 的:妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導や治療を行えるよう母体の変化や胎児 の発育状態を定期的に確認する。

経 過: 平成9年度に、県から移譲され群馬県医師会委託により開始。平成15年1月から県外医療機関については扶助費で対応。交付枚数は、平成19年度に2枚から4枚、平成20年度に4枚から5枚となった。平成21年2月から群馬県妊婦健康診査支援事業により公費負担が拡充され、妊婦健康診査受診票の交付枚数が14枚となった。

対象者:妊婦

実施場所:医療機関(県内は群馬県医師会委託)

ア 検査内容等

回 数	受診票通称	主 な 健 診 項 目
第1回	前期健診	ABO・Rh 血液型 子宮頸がん検診(細胞診) 不規則抗体検査 梅毒血清反応検査 B型・C型肝炎検査 グルコース検査 末梢血液一般検査 HIV-1・2 抗体価検査 HTLV-1 抗体価検査 風疹ウィルス抗体価検査 クラミジア検査等
第2,3回	超音波併用	超音波検査等
第 4, 5, 7, 10, 11, 13, 14 回	基本的健診	毎回、問診・診察・血圧測定・体重測定・尿検 査は実施
第 6, 8, 9, 12 回	中・後期健診	超音波検査(またはB群溶血性レンサ球菌検査) グルコース検査 貧血検査(血色素)等

イ 受診票交付件数

(単位:件)

1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7回
2, 164	2, 173	2, 187	2, 197	2, 221	2, 233	2, 234
8 回	9 回	10 回	11 回	12 回	13 回	14 回
2, 239	2, 257	2, 252	2, 268	2, 270	2, 271	2, 274

ウ 受診者数

(単位:人)

1回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回
2, 084	2, 036	2,030	1, 737	1, 617	1, 964	2, 037
8回	9 回	10 回	11 回	12 回	13 回	14 回
2, 023	1,892	1, 967	1,851	1, 981	1, 477	976

工 受診結果

	該当者数
B型肝炎抗原検査陽性者	1
HTLV - 1 抗体検査陽性者	5
子宮頸がん陽性者	79

(6) 産婦健康診査

的:産後うつの予防や新生児の虐待予防等を図るため、心身状態を確認するとともに、

産後初期段階における支援を強化し、安心して育児が行える環境を整える。

経 過:令和2年度から群馬県医師会委託により開始

対象者:概ね産後約2週間及び約1か月の産婦で1人当たり2回まで

実施場所:医療機関(県内は群馬県医師会委託)

健診内容等:問診(生活環境、授乳状況等)、診察(子宮復古状況、悪露等)、体重・血圧測定、

尿検査(蛋白・糖)、エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)

実施状況

受診実人員	受診延人員
2, 198	3, 988

(7) 妊産婦個別歯科健診

目 的:妊産婦に対する歯科健康診査を実施することにより、妊娠期及び産後を通じて、妊産婦 自ら歯科保健への意識を高め、胎児期が歯科保健の出発であることを認識し、乳幼児期 の歯科保健向上につなげる。

対象者:妊婦・産婦(出産後12か月以内)

経 過:妊婦個別歯科健康診査は平成26年4月から新規実施

産婦個別歯科健康診査は平成27年4月から新規実施

内 容:市内委託歯科医療機関での歯科健診・歯科保健指導

ア 実施状況

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	受診票交付数	受診者数
妊 婦	2, 274	950
産 婦		608

イ 歯科健康診査結果 (妊婦のみ)

		歯	石	挨	南肉の炎り	定
		あり	なし	なし	要指導	要治療
人	数	633	317	387	325	238
割合	(%)	66.6%	33.4%	40.8%	34.2%	25.0%

ウ 判定 (妊婦のみ)

	異常なし	要指導	要観察	要精検	要治療
人 数	351	171	43	11	374
割合(%)	36.9%	18.0%	4.5%	1.2%	39.4%

(8)保健師・助産師・栄養士による訪問指導

目 的: 育児上の困難や不安を感じることが最も多い新生児期から乳幼児期に家庭を訪問し、児の発育・生活環境等について助言し、育児不安の相談に応じ、よりよい育児を行えるよう支援する。

対象者:妊娠の届出、妊婦健康診査の結果、おたんじょうはがきにより把握した希望者、乳幼児 健診や教室、相談事業等により支援を必要とする人

内 容:保健師・助産師・栄養士による訪問指導

一部委託:群馬県助産師会(新生児、未熟児、妊産婦訪問のみ)

訪問状況 (単位:人(委託件数))

	妊婦	産婦	未熟児	新生児	乳児	幼児	その他	合 計
実人数	29	1,981	41	409	1, 705	83	12	4, 260
天八剱	(0)	(1,888)	(37)	(364)	(1, 603)	(0)	(0)	(3,892)
延人数	38	2,060	45	429	1,831	125	19	4, 547
進八 級	(0)	(1,933)	(41)	(378)	(1,692)	(0)	(0)	(4, 044)

(9) 新生児聴覚検査助成事業

目 的: 聴覚障害を早期に発見し適切な支援を講じるために有効とされる「新生児聴覚検査」 について、費用の一部を助成し、保護者の経済的負担を軽減する。

経 過: 平成30年度から、群馬県に委任して、群馬県医師会等県内医療機関と委託契約を締結 (県内全市町村が参加) し、4月1日に出生した児から助成を開始

内 容:妊娠届出時に、妊婦に「新生児聴覚検査受診票」を交付し、出産後、医療機関(主に 出産した医療機関)等に受診票を提出し検査を実施。初回検査について、上限額3,000 円までの助成を行う。委託外医療機関で検査を実施した場合は、申請により助成を行 う。

検査対象者:検査日に高崎市民である産婦が出産した生後2か月までの児(早期産等特別な配慮が 必要な場合は、医師の判断した時期を可とする。)

助成対象者:上記対象者の保護者

検査実施状況(令和6年4月1日~令和7年3月31日実施分)

実施者数	検査結果	
2076	パス (=異常なし)	2,059人
2076 人	リファー (要精検)	17 人

※ リファー時の再検査確認検査については初回検査実施医療機関で実施し、再度確認検査が必要となった場合は、専門医へ紹介し、詳細検査を実施する。令和6年度専門医への紹介は17人、このうち難聴(疑い含む。)は12人

(10) 産後ケア事業

目 的:産後の心身共に不安定な時期に、家族等から援助が受けられない母子に対して、心 身のケアや育児のサポートを行い、育児不安の解消や虐待の予防を図る。

経 過:令和2年度から開始

対象者:産後1年未満の母子で、産後の心身機能の回復について強い不安がある、家族からの十分な支援が受けられない等の理由から産後ケアが必要と認められる者

令和5年度から、国が対象者の定義を「産後ケアを必要とする者」に改正

実 施 場 所:市内受託医療機関や群馬県助産師会等 13 施設、及び群馬県立小児医療センター

事業の種類:通所型、居宅訪問型(県立小児医療センターは宿泊型と通所型)

利用回数:通算7日(多胎は通算12日)

実施状況 延人数

通所型	居宅訪問型	県立小児医療センター
4,432(うち多胎 132)	111(うち多胎 11)	24 (うち多胎 2)

2 乳幼児健康診査

(1) 1か月児健康診査

目 的:疾病及びや異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止する とともに、養育環境を評価し、養育者への育児に関する助言を行い、もって乳児の健康の 保持増進を図る。

経 過:令和6年度から開始

対象者:出生後27日を越え、生後6週に達しない乳児

内 容: 医師による診察と保健指導、発育測定等

実施場所:医療機関(県内は群馬県医師会委託)

ア 実施状況

受診者数	うち委託	委託外
1,832 人	1,722 人	110 人

イ 一般健診結果(委託のみ)

異常なし	異常なし 既医療		要精密	要治療	合 計
1,602人	37 人	53 人	20 人	10 人	1,722人

(2) 股関節脱臼検診

目 的:整形外科的疾患(股関節脱臼、斜頚等)の早期発見、早期治療、適切な指導を行うことにより、健康の保持増進を図る。

対 象 者:2か月~3か月児

内 容:問診、身体計測、整形外科診察、育児相談、助産師指導

実施場所:高崎市総合保健センター、箕郷保健センター、群馬保健センター、榛名・倉渕保健センタ

ー、吉井保健センター

ア 実施状況

実施回数			受診率(%)
72	2, 152	2, 119	98. 5

イ 整形外科診察における疾病等内訳 ※助言指導は要観察に含む。

(単位:人(%))

異常なし	有 所 見	総数
1, 999 (94. 3)	120 (5. 7)	2, 119 (100)

ウ 股関節脱臼検診結果 (総合判定)

(単位:人)

異常なし	助言指導	既 医 療	要 観 察	要医療	要精密	合 計
1, 223	385	193	233	0	85	2, 119

有所見者疾病等内訳 (総合判定)

(単位:人)

発育・外観	発達 • 神経	皮膚	頭頚部	顔面	胸部	腹部・陰部	四肢	アレルギー	行動	保護者 ・家族 ・生活環境	その他
121	19	31	41	23	42	62	100	1	12	282	162

エ 精密検診の結果

精密	検診	精密検診の結果(人)				
受診票交付数	受診者数	異常なし 要観察 要医療				
85	84	48	35	1		

【精密検診の結果要医療となった児の疾病等の名称】

先天性股関節脱臼(左)

(3) 3か月児健康診査

目 的:疾病や異常を早期発見し、適切な指導及び治療等を行い乳児の健康の保持増進を図る。

対 象 者:3か月~4か月児

内 容: 小児科医師による診察と保健指導、発育測定

実施場所:市内の委託医療機関(37か所)

ア 実施状況

対象者数	受診者数	受診率(%)
2, 152	2, 126	98.8

イ 健康診査時の栄養方法

(単位:人(%))

母 乳	混合	人工	合 計	
657 (30. 9)	887 (41. 7)	582 (27. 4)	2, 126 (100)	

ウ 発育状況(体重別)

(単位:人(%))

/ / / / / / / / / / / / / / / / / / / /		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(1 124 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1
大	中	小	合 計
(90パーセンタイル以上)	(89 から 11 パーセンタイル)	(10パーセンタイル以下)	合計
87 (4. 1)	1, 719 (80. 9)	320 (15. 0)	2, 126 (100)

エ 小児科診察疾病等内訳

(単位:人(%))

異常なし	有 所 見	総数
1,827 (85.9)	299 (14. 1)	2, 126 (100)

才 一般健診結果(総合判定)

(単位:人(%))

	異常なし 助言指導 要観察		要精密	要医療	既 医 療	合 計	
Ī	1, 483 (69. 8)	175 (8. 2)	250 (11.8)	33(1.6)	16(0.7)	169 (7.9)	2, 126 (100)

有所見者疾病等内訳(総合判定)

(単位:人)

発育 ・外観	発達 ・神経	皮膚	頭頚部	顔面	胸部	腹部・陰部	四肢	アレルギー	行動	保護者 ・家族 ・生活環境	その他
253	106	94	37	27	30	44	19	1	0	10	22

カ精密検診の結果

精 密 検 診			精密	密検診の結果(人)
受診票交付数 受診者数		異常なし	要観察	要医療	
33	,	32	13	7	12

【 精密健診の結果要医療となった児の疾病等の名称 】

頭蓋変形症、乳児血管腫、母斑、臍ヘルニア、停留精巣、筋緊張低下、体重増加不良、肛囲白癬

(4) 9か月児健康診査

目 的:乳児の身体発育及び精神発達の面から重要な時期において、疾病や異常を早期に発見し、 適切な指導及び治療等を行い、乳児の健康の保持増進を図る。

対 象 者:9か月~10か月児

内 容:小児科医師による診察と保健指導、発育測定

実施場所:市内の委託医療機関(37か所)

ア 実施状況

対象者数	受診者数	受診率(%)
2, 191	2, 204	100.6%

※転出者より転入者の方が多かったため、受診率が100%を超えています。

イ 発育状況(体重別)

(単位:人(%))

大	中	小	合 計
(90パーセンタイル以上)	(89から11パーセンタイル)	(10 パーセンタイル以下)	
132 (6.0)	1, 749 (79. 3)	323 (14. 7)	2, 204 (100)

ウ 小児科診察疾病等内訳 (単位:人(%))

異常なし	有	所	見	総	数
1,834(83.2)		370	(16. 8)		2, 204 (100)

工 一般健診結果(総合判定)

(単位:人(%))

					,	
異常なし	助言指導	要観察	要精密	要医療	既医療	合 計
1,598 (72.5)	127 (5. 8)	339 (15. 4)	23(1.0)	4(0.2)	113 (5. 1)	2, 204 (100)

有所見者疾病等内訳(総合判定)

(単位:人)

発育 • 外観	発達 • 神経	皮膚	頭頚部	顔面	胸部	腹部・陰部	四肢	アレルギー	行動	保護者 ・家族 ・生活環境	その他
119	288	38	22	23	15	44	4	14	11	14	14

オ 精密検診の結果

· 117 🖂 1748	11 11 11 11				
精密検診		精密検診の結果(人)			
受診票交付数	受診者数	異常なし	要観察	要医療	
23	18	4	10	4	

【 精密健診の結果要医療となった児の疾病等の名称 】

母斑、血管腫、停留精巣、陰唇癒合

(5) 1歳6か月児健康診査

的:幼児初期の身体発育、精神発達の面で歩行や言語等発達の標識が容易に得られる1歳6 か月児のすべてに対して健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚等の障害、精 神発達の遅滞等障害を持った児童を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を 未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する 指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

対象者:1歳6か月児

内 容:問診、身体計測、小児科診察、歯科診察、保健指導、歯科指導、栄養指導、心理相談 実施場所:高崎市総合保健センター、箕郷保健センター、群馬保健センター、新町保健センター、

榛名・倉渕保健センター、吉井保健センター

ア実施状況

実施回数	実施回数 対象者数		受診率(%)	
72	2, 435	2, 382	97.8	

イ 歯科健康診査結果

(単位:人(%))

歯 科 受診数	う歯のない児	う歯のある児	う 歯 の総 数	一人平均 う 歯 数	不 正 咬合数 A~F	指しゃぶり数	口腔軟組織 疾患、その 他の異常数
2, 382 (100)	2, 366 (99. 3)	16(0.7)	39	0.02	268 (11. 3)	651 (27. 3)	339 (14. 2)

(ア) う歯の内訳

(単位:人(%))

A 型	B 型	C 型	合 計
16 (100)	0(0)	0(0)	16 (100)

A型:上顎前歯部のみ又は臼歯部のみにう歯のある人

B型:臼歯部および上顎前歯部にう歯のある人

C型:A、B以外のう歯

(イ) 不正咬合の内訳

(単位:人(%))

A	В	С	D	Е	F	合 計
反対咬合	上顎前突	開咬	そう生	正中離開	その他	台 計
79 (29. 5)	79 (29. 5)	22 (8. 2)	62 (23. 1)	1 (0. 4)	25 (9. 3)	268 (100)

ウ発育状況

(ア) 身長別

(単位:人(%))

C2	C1	В	A1	A2	
3パーセン	10パーセン	90パーセン	97パーセン	97パーセン	合 計
タイル以下	タイル以下	タイル未満	タイル未満	タイル以上	合 計
	~4	~11	~90 以上		
234 (9. 8)	357 (15. 0)	1, 716 (72. 0)	52(2.2)	23 (1. 0)	2, 382 (100)

(単位:人(%)) (イ) 体重別

C2	C1	В	A1	A2	
3パーセン	10パーセン	90パーセン	97パーセン	97 パーセン	合 計
タイル以下	タイル以下	タイル未満	タイル未満	タイル以上	合計
	~4	~11	~90以上		
84 (3. 5)	164 (6. 9)	1, 959 (82. 2)	133 (5. 6)	42 (1. 8)	2, 382 (100)

エ 小児科診察における判定結果 (単位:人(%))

異常なし	有 所 見	総数
2, 092 (87. 8)	290 (12. 2)	2, 382 (100)

才 一般健診結果(総合判定)

(単位:人)

				一般健認	か 結 果		
		異常なし	助言指導	既 医 療	要観察	要医療	要精密
判定結果総合		1, 183	459	271	451	0	18
うち身体	的異常				76	0	13
うち精神剤	発達障害				374	0	0
うち	視 覚				1	0	3
うち	聴 覚				0	0	2

有所見者疾病等内訳 (総合判定)

(単位:人)

発育 ・外観	発達•神経	皮膚	頭頚部	顔面	胸部	腹部・陰部	四肢	アレルギー	行動	保護者 ・家族 ・生活環境	その他
130	377	32	16	50	47	50	13	35	122	117	210

カ 精密健診の結果

(単位:人)

	□⇒>≠**	精 密	健診の系	洁 果
	受診者数	異常なし	要観察	要医療
判定結果総合	13	5	7	1
うち身体的異常			6	1
うち精神発達障害			0	0
う ち 視 覚			1	0
うち 聴覚			0	0

【精密健診の結果要医療となった児の疾病等の名称】

左移動精巣

(6) 2歳児個別歯科健康診査

目 的: う歯保有率が高くなる 1 歳 6 か月児健康診査から 3 歳児健康診査の間に、個別に歯科健診・フッ化物塗布・歯科保健指導を行い、かかりつけ歯科医を持ち生涯を通じた歯科保健の向上に努める。

対象者:満2歳~3歳未満

内 容:歯科医師による診察と保健指導 実施場所:市内の委託医療機関(162か所)

ア実施状況

対象者数	受診者数	受診率(%)		
2, 378	1,834	77. 1		

イ 歯科健康診査結果

口腔軟組織 歯 科 う歯の う歯の う歯の 一人平均 不 正 指しゃ 疾患、その他 受診数 ない児 ある児 総数 う歯数|咬合数|ぶり数 の異常数 1,799 1,834 35 444 441 33 81 0.04 (100)(98.1)(1.9)(24.2)(24.0)(1.8)

(ア)う歯の内訳

(単位:人(%))

A	型	В	型	С	型	合 計
	33 (94. 2)		1 (2. 9)		1 (2. 9)	35 (100)

A型:上顎前歯部のみ又は臼歯部のみにう歯のある児

B型:臼歯部および上顎前歯部にう歯のある児

C型:A、B以外のう歯

(イ) 不正咬合の内訳

(単位:人(%))

(単位:人(%))

A	В	С	D	Е	F	스 1
反対咬合	上顎前突	開咬	そう生	正中離開	その他	合 計
117 (26. 4)	162 (36. 5)	37 (8. 3)	89 (20. 0)	8(1.8)	31 (7. 0)	444 (100)

ウ健診結果

(単位:人(%))

異常なし	助言指導	要観察	要医療	既 医 療	合 計
654 (35.7)	598 (32. 6)	565 (30. 8)	15 (0. 8)	2(0.1)	1,834 (100)

有所見者疾病等内訳 (総合判定)

(単位:人)

発育 • 外観	発達 • 神経	顔面	腹部 • 陰部	行動	四肢	保護者 ・家族 ・生活環境	アレルギー	その他
1	280	3	0	300	0	14	0	580

(7) 3歳児健康診査

目 的: 幼児期において、幼児の健康・発達の個人的差異が比較的明らかになり、保健、医療による対応の有無が、その後の成長に影響を及ぼす3歳児のすべてに対して健康診査を行い、視覚、聴覚、運動、発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、う蝕の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

対象者:満3歳児

內 容:問診、身体計測、小児科診察、歯科診察、眼科検査(屈折検査)、尿検査、保健指導、 歯科指導、栄養指導、心理相談

実施場所:高崎市総合保健センター、箕郷保健センター、群馬保健センター、新町保健センター、 権名・倉渕保健センター、吉井保健センター

ア実施状況

実施回数	対象者数	受診者数	受診率(%)
72	2, 491	2, 458	98. 7

イ 歯科健康診査結果 ※未受診1人

(単位:人(%))

-								
	歯 科	う歯の	う歯の	う歯の	処 置	一人平均	不 正	口腔軟組織
		ノ 困 ツ	フ 困 Vフ	 	处直		咬合数	疾患、その他
	受 診 数	ない児	ある児	総数	歯 数	う歯数		
	~ D 3/	56 · 70		,,, <u>,,</u> ,,	ш »х		A∼F	の異常数
Ī	2, 457	2, 318	139				403	210
		•		521	12	0. 21		
	(100)	(94.3)	(5.7)				(16.4)	(8. 5)

(ア) う歯の内訳

(単位:人(%))

A 型	B型	C1 型	C2 型	合 計
101 (72. 7)	28 (20. 1)	1(0.7)	9 (6. 5)	139 (100)

A型:上顎前歯部のみ又は臼歯部のみにう歯のある児

B型: 臼歯部および上顎前歯部にう歯のある児

C1型:下顎前歯部のみにう歯のある児

C2型:下顎前歯部を含む他の部位にう歯のあるもの

(イ) 不正咬合の内訳

(単位:人(%))

反対咬合	上顎前突	開咬	そう生	正中離開	その他	合 計
129 (31. 1)	111 (26. 7)	57 (13. 7)	63 (15. 1)	3(0.7)	53(12.7)	416 (100)

ウ 発育状況

(ア) 身長別

(単位:人(%))

C2	C1	В	A1	A2	
3パーセン	10パーセン	90パーセン	97パーセン	97 パーセン	Δ ∌L
タイル以下	タイル以下	タイル未満	タイル未満	タイル以上	合 計
	~4 以上	~11 以上	~90以上		
172 (7. 0)	312 (12. 7)	1, 882 (76. 5)	68 (2. 8)	24(1.0)	2, 458 (100)

(イ) 体重別 (単位:人(%))

C2	C1	В	A1	A2	
3パーセン	10パーセン	90パーセン	97パーセン	97パーセン	Δ ∌l.
タイル以下	タイル以下	タイル未満	タイル未満	タイル以上	合計
	~4 以上	~11 以上	~90 以上		
71 (2. 9)	191 (7. 8)	2, 045 (83. 1)	112 (4. 6)	39 (1. 6)	2, 458 (100)

エ 小児科診察における判定結果 (単位:人(%))

	小児科受診数	異常なし	有 所 見
Ī	2, 458 (100)	1,984(80.7)	474 (19. 3)

才 一般健診結果(総合判定)

(単位:人)

							一般健診	の結果		
					異常なし	助言指導	既医療	要観察	要医療	要精密
#	1 定	結	果絲	合	709	764	128	615	1	241
	う	ち身	体 的	異常				36	1	239
	うも	う精神	申発 達	障害				209	0	1
	う	ち	視	覚				307	0	1
	う	ち	聴	覚				63	0	0

有所見者疾病等内訳 (総合判定)

(単位:人)

発育 ・外観	発達 •神経	皮膚	頭頚部	顔面	胸部	腹部 • 陰部	四肢	アレルギー	行動	保護者 ・家族 ・生活環境	その他
60	199	14	1	387	15	252	13	12	153	95	548

カ精密健診結果

(単位:人)

						受診者数	eler.	精	密健診の結	果
				_		文彰有多	έX	異常なし	要観察	要医療
半	1	至 結	果	総	合		233	177	40	16
	う	ち身	体的	勺 異	常				39	16
	う	ち精ネ	申発:	達障	害				1	0
	う	ち	礼	見	覚				0	0
	う	ち	瑭	恵	覚				0	0

【精密健診の結果要医療となった者の疾病等の名称】

真性包茎、急性湿疹、低身長の疑い

キ 尿検査

(ア) 一次検診

(単位:人)

()) () () (H/					(112.77)
受診者数	実施者数	実施率	区分	陰性	疑陽性	陽性
又的日数	天旭日奴	(%)	四方	(-)	(±)	$(+\sim\!++)$
			蛋白	2, 038	39	19
0.450	0.000	05.0	糖	2, 095	1	0
2, 458	3 2,096	85. 3	潜血	1, 990	70	36
			白血球	1,875	86	135

(イ) 二次検診

(単位:人)

対	結		検	き査	結 果	内	訳	
象	果	異	<u>ш</u> .	蛋	血	白	糖	そ
者	把握者	常な		自	血尿+蛋白尿	血 球		の
数	数	し	尿	尿	尿	尿	尿	他
212	196	159	18	4	0	13	0	2

(ウ) 三次検診 (単位:人)

対	結					診	断	結 果	内	訳				
<i>f</i>	果	異	家	非	蛋	ш.	白	糖	低	腎	嚢	水	水	そ
象	把	常	族	家族		尿	ш.		形	腎 長径			尿	
者	握	な	性	性	白	蛋	球		成	左	胞	腎	管	の
*/-	者数	1	血	血	I	白足		₽		左右差	臣立	声		Иh
数	数		尿	尿	尿	尿	尿	尿	腎	左	腎	症	症	他
4	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

ク 聴覚検査 (単位:人(%))

受診者数	 一次検査票発行者数
2, 458	192 (7.8)

※ 一次検査票とは、アンケート及び家庭内検査の結果、耳鼻科受診が必要と認められた場合に発行する耳鼻科検査受診票のこと。

ケ 視覚検査

(ア) 屈折検査

(単位:人(%))

受診者数	異常なし	異常あり	検査不可
2, 458	2, 213 (90. 1)	234 (9. 5)	11(0.4)

(イ) 判定結果

(単位:人(%))

受診者数	異常なし	要精密検査	治療中
2, 458	1, 973 (80. 3)	447 (18. 2)	38 (1. 5)

※ 屈折検査結果のほか、アンケート及び家庭内検査の結果により判定

(ウ) 精密検査結果

(単位:人)

対	受	受	診 結	果	異常ありの内訳				
象	診				(重複あり)				
多	砂	異	要	要	屈	斜	弱	そ	
者	者	異常な	観	治	屈折異			の	
数	数	ľ	察	療	異常	視	視	他	
447	382	89	252	41	187	13	32	89	

(8) 乳幼児健康診査未受診者対策

目 的:健診の受診率を上げるとともに、虐待の予防、発見、重症化予防と、育児支援が必要な人 を早期に把握し援助を行う。

内 容:健診未受診者を抽出し、勧奨通知、電話、訪問等による受診勧奨を実施

健診別未受診者数 (単位:人)

健康診査名	股関節脱臼	9か月児	1歳6か月児	3 歳児	<u> </u>	計
医	検診	診 健康診査 健康診査 健康診査		台	ΡI	
未受診者数	41	103	68	105		317

- ※ 令和6年度健診該当者のうち、令和7年6月末日現在における数
- ※ 健診対象者と未受診者の抽出時期は異なり、住所の異動にともなう変動あり
- ※ 未受診対策マニュアルの変更に伴い、対象事業を3か月児健康診査から股関節脱臼検診に変更

未受診理由 (単位:人)

土瓜沙畑市区八	股関節脱臼	9か月児	1歳6か月児	3 歳児	合 計
未受診理由区分	検診	健康診査	健康診査	健康診査	合 計
集団健診・委託医療機関以外	13	17	19	17	66
の病院で受診	10	11	19	17	00
受け忘れ・受けそびれていた	9	22	11	15	57
健診受診拒否	1	2	4	4	11
保護者の理解不良	3	0	2	1	6
(外国人・育児能力に問題)	3	U	2	1	U
居所不明	0	0	0	0	0
その他	15	48	19	28	110
(入院中・海外滞在中等)	10	40	19	20	110
受診勧奨中	0	14	13	40	67

3 母子保健相談

(1) 個別保健指導(相談室・電話 ほか)

対象者	妊	婦	産	婦	乳	児	幼	児	その	D他
相談方法	個別	電話	個別	電話	個別	電話	個別	電話	個別	電話
実 人 数	2, 361		46		3, 180		374		884	
健診の事後 指導 (再掲)	0		0		88		71		0	
延人数	2, 364	251	54	1, 377	3, 249	1,034	393	1,637	1, 436	51

- ※ 妊婦欄には、母子健康手帳交付時の保健指導を含む。
- ※ 健康診査や健康教育の実施時に行った保健指導は計上しない。
- ※「こども相談」は含まない。

(2) すくすく相談

目 的: 乳児期の健全な発育・発達を促し、育児不安の解消、育児能力の向上をはかるため育児指導を行う。離乳食や授乳に関することや乳歯が生えてくる時期の口腔ケアについて支援する。

対象者:7か月~8か月児とその保護者

內 容:身体計測、育児相談、歯科相談、栄養相談、母乳相談

実施場所: 高崎市総合保健センター、箕郷保健センター、群馬保健センター、新町保健センター、

榛名・倉渕保健センター、吉井保健センター

実	施	口	数	乳児受講者	実人数	乳児受講者	延人数
			96		1,639		1,639

(3) こども相談

目 的:個別相談により、日常生活を確認することで問題解決の糸口を探り、家庭内での対応方法 について指導する。

対象者:1歳6か月児、3歳児健康診査等から発達上の障害、問題行動のみられる児や養育態度に 問題等がある保護者

内 容:心理士による個別相談

実施場所:高崎市総合保健センター、箕郷保健センター、群馬保健センター、新町保健センター、

榛名・倉渕保健センター、吉井保健センター

相談内訳

口	数	相談者数	児の年齢別相談者延数					
	釵	但軟有剱	~1歳5か月	1歳6か月~3歳	3歳1か月~			
	144	実人数 301(延人数 309)	7	222	80			

相談内容(延数)

対人相互 反応	意思伝達	行動・ 多動性興味 衝動性		社会性	生活習慣 環境要因	育児不安	自閉傾向
16	181	43	75	8	7	11	8

4 乳幼児学級

(1) あかちゃん学級

目 的: 乳児期の健全な発育・発達を促し、育児不安の解消、育児力の向上をはかるため育児指導を行う。また、保護者が離乳食の必要性を理解し、適切な離乳を進めることが出来るよう支援する。

対象者:4か月~5か月児とその保護者

内 容:身体計測、育児相談、離乳食指導、個別相談(栄養士·助産師)

実施場所:高崎市総合保健センター、箕郷保健センター、群馬保健センター、新町保健センター、

榛名・倉渕保健センター、吉井保健センター

実	施	口	数	乳児受講者	実人数	乳児受講者	延人数
			96		1, 738		1,805

(2)離乳食教室

目 的:離乳は食べる力をつける大切な一歩であるが、離乳食で悩む保護者も多いため、離乳食についての講話を行い、作り方のポイントを知らせ、食べることの楽しみを伝え、適切な離乳を行うことが出来るよう支援する。

対象者:6か月~7か月の第一子児とその保護者等

内 容:離乳食指導、歯科指導、個別相談(保健師・栄養士・歯科衛生士)

実施場所:高崎市総合保健センター

実	施	口	数	受講者	実人数
			24		341

(3) まめの木学級

目 的:集団の関わりの中で、発達を促し、児の変化と親の育児意識の改善を図る。

対象者:1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等で、発達や養育に問題があり、集団の関わりが少ない児

内 容:ア 親子で自由あそび

イ 親子で集団遊び

ウ 話し合い・質疑応答(保護者)

実施場所:高崎市総合保健センター、箕郷保健センター、群馬保健センター、新町保健センター、

榛名・倉渕保健センター、吉井保健センター

実施回数		受	講	者	延	数				
天旭凹奴	幼児(対象児)		対象	児の	兄弟	,	保	護	者	
84	335	•	•	•		33		•	38	3

(4) 榛名・倉渕地域 おしゃべりルーム

目 的: 育児への不安解消と母親同士の仲間作り

経 過:平成15年度から実施。平成16年度まで子育てサポーターの協力で実施。平成17年度から

助産師相談を開始

対 象 者: 乳児とその保護者

実施場所:榛名・倉渕保健センター

内 容:月1回、自由に母親同士の交流を図る。また、希望者に助産師による母乳相談・保健師に

よる育児相談・栄養相談・身長体重測定を実施

実施回数			受	講	者	延	数					
		乳児(対象児)		対象	児の	兄弟	,	1	呆	護	者	
	12	42					0					42

(5) ぴよぴよ広場(未熟児親の会)

目 的:未熟児の保護者への情報提供を図り、家庭での育児支援を促すとともに、当事者同士の交 流の場を確保し、相互に支えあう力を育成する。

経 過:平成23年4月1日、中核市移行に伴い県から移譲

対象者:極低出生体重児(出生体重が2,000g未満)・高崎市全域

実施場所:高崎市総合保健センター1階 こども健診センター

内 容:リズム遊び、ふれあい遊び、個別相談(保健師、助産師、保育士)

宝梅同粉		受講者延数	
実施回数	幼児(対象児)	対象児の兄弟	保護者
11	69	7	77

(6) 乳幼児発達相談「にこにこる一む」

目 的:発達の遅れや偏りのある乳幼児を早い時期に把握・支援し、保護者と子どもが安心して日常生活を過ごせるように支援する。

対象者:発達の遅れや偏りのある乳幼児とその保護者

内 容:作業療法士及び保健師、看護師による相談・助言・指導を実施

実施状況

		回 数	延人数
令和 ;	5 年 度 (合 計)	84	481
	高崎市総合保健センター	25	264
	箕郷保健センター	12	39
	群馬保健センター	12	68
令和6年度	新町保健センター	11	37
	榛名・倉渕保健センター	7	11
	吉井保健センター	12	45
	合 計	79	464

※こども発達支援センターと共同事業

5 不妊治療助成事業

(1)一般不妊治療費助成事業

目 的: 不妊治療を受けている夫婦に対して、不妊治療費の一部を助成することにより、その経済 的負担の軽減を図る。

経 過:平成20年4月1日から実施。吉井地域は平成21年6月1日から実施

対 象 者:専門医による不妊治療を受けている婚姻関係(事実婚含む)にある夫婦で、1年以上本市 に住所を有する人

医療保険各法における被保険者、組合員又は被扶養者

内 容:助成額は対象となる治療費の自己負担額で、10万円を上限とする。申請は夫婦1組当たり 年度内1回(複数回分をまとめて)とし、通算3回(3年間)を限度とする。

交 通 費:1回の申請につき、県内医療機関2,000円、県外医療機関10,000円助成

申請状況 (妻の年齢別)

(単位:人(%))

~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45 歳以上	合 計
0(0.0)	54 (19. 3)	120 (42. 9)	80 (28.6)	23 (8.2)	3 (1.0)	280 (100)

(2) 生殖補助医療費助成事業

目 的:生殖補助医療(体外受精または顕微授精)を受けている人を対象に費用の一部を助成する ことにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

経 過:平成23年4月1日中核市移行に伴い、県からの移譲事務として実施 令和4年4月1日より不妊治療の一部が保険診療に位置付けられたことに伴い、不妊に悩 む方への特定治療支援事業と並行して、高崎市生殖補助医療費助成事業を実施

対象者:産科、婦人科、産婦人科または泌尿器科を標榜し、生殖補助医療管理科の施設基準に係る 届出を行った保険医療機関において生殖補助医療を受けている婚姻関係にある夫婦(令和 3年1月から、事実婚の夫婦も含む。)で、申請時において夫婦双方または一方が本市に住 所を有し、体外受精または顕微授精以外の治療によっては妊娠の見込みが極めて少ないと 医師に診断されている、医療保険各法における被保険者、組合員又は被扶養者

所得要件:令和3年1月から所得制限廃止

内 容:令和3年1月から1子につき

ア 1回目~6回目まで上限30万円。ただし、初回申請の妻の治療開始年齢が40歳以上の場合で治療区分A・B・D・Eは、4回目~6回目まで上限15万円

- イ 採卵を伴わない凍結胚移植と、採卵したが卵が得られないなどで中止した場合は、1 回目~3回目まで上限12万5千円、4回目~6回目まで上限10万円
- ウ 全年齢、7回目以降の治療区分A・B・D・Eは上限10万円、C・Fは上限5万円
- エ 通算助成回数制限及び年齢制限なし
- オ 男性不妊治療(体外受精または顕微授精の治療の一環として精子を精巣または精巣上体から採取するための手術、精子凍結代)上限30万円。ただし、治療ステージのCの治療は除く。

交 通 費:1回の申請につき、県内医療機関2,000円、県外医療機関10,000円助成

申請状況 (R6 の治療開始時の妻年齢別延人数)

(単位:人(%))

~24 歳	25~29 歳	30~34 歳	35~39 歳	40~44 歳	45 歳以上	合 計
0 (0. 0)	81 (8. 0)	222 (21. 9)	304 (30. 0)	311 (30. 7)	95 (9. 4)	1,013(100)

6 未熟児養育医療給付事業

目 的:入院加療を必要とする未熟児(1歳未満)に対して、指定医療機関における医療費の自己 負担について公費負担を行う。

経 過:平成23年4月1日中核市移行に伴い、県からの移譲事務として実施

対 象 者:入院加療を必要とする未熟児(1歳未満)

内 容:診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置、手術及びその他の治療、病院又は診療所 への収容、看護、移送

申請状況(出生時の体重別)

(単位:人(%))

	出生時の	1,000g		1,501~	1,801~	2,001~	2,301~	•	3,001g	計
ŀ	体重	以下	1, 500g	1,800g	2,000g	2, 300g	2, 500g		以上	5 4 (400)
	申請者数	9 (17. 6)	11 (21. 6)	11 (21. 6)	8 (15. 7)	2(3.9)	0(0.0)	7 (13. 7)	3 (5. 9)	51 (100)

7 不育症治療費助成事業

目 的:不育症に悩む夫婦の経済的負担を図るため、不育症の検査及び治療を行う者に対して助成をし、少子化対策の充実を図ることを目的とする。

経 過:平成27年4月1日から実施

対象者:2回以上の流産、死産の既往がある者、治療期間及び申請日において婚姻の届出をしている夫婦(原則、法律婚を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関

係にある者も対象とする。) であり夫婦いずれか一方が本市に住所を有し、医療保険各法における被保険者、組合員又は被扶養者

内 容:産婦人科を標榜する国内の医療機関、その他市長が認める医療機関において、保険診療 以外の検査または治療と保険診療のうちへパリン療法に係る本人負担額。 1年度あたりの助成額は、20万円を上限とし、助成の回数は制限しない。

申請状況(申請時の妻の年齢別)

(単位:人(%))

~24 歳	25~29 歳	30~34 歳	35~39 歳	40~44 歳	45 歳以上	合 計
1(7.7)	2 (15. 4)	3 (23. 1)	6 (46. 1)	1(7.7)	0 (0.0)	13 (100)

8 多胎妊婦健康診査費助成事業

目 的:単体妊婦に比べ、健診の回数や検査項目が多くなる多胎妊婦の経済的負担の軽減

経 過:平成31年4月1日から実施

対象者:妊婦健診受診時に高崎市に住民登録している多胎妊婦

内 容:「妊婦健康診査受診票」を使用した健康診査と、追加実施した妊婦健康診査の自己負担額

分を助成。上限額 100,000 円。その他の検査や健康保険による診察料等は対象外

申請状況:10件(平均助成額 23,326円)

9 がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業

目 的:将来子どもを産み、育てることを望む小児、思春期・若年がん患者に対し、がん治療開始 前に行う妊孕性温存治療及び凍結保存の維持に要する費用の一部又は全部を市が助成す ることで、患者の経済的負担を軽減し、将来に希望をもって治療に取り組むよう支援する。

経 過:令和2年4月1日から実施

対象者: 妊孕性温存治療終了日及び妊孕性温存治療を医師の判断により中止した日並びに凍結保存の維持を継続するための毎年の更新日に市内に住所を有し、年齢が43歳未満の者。 ガイドラインに基づくがん治療により生殖機能が低下する又は失う恐れがあると医師に診断された者

内容: 胚(受精卵) 凍結に係る治療25 万円未受精卵子凍結に係る治療25 万円卵巣組織凍結に係る治療25 万円精子凍結に係る治療5 万円精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療25 万円

妊孕性温存治療後の凍結保存の維持に要する年間費用 5万円

申請状況:7件(平均助成額 41,117円)

胚(受精卵)凍結に係る治療	0
未受精卵子凍結に係る治療	1
卵巣組織凍結に係る治療	0
精子凍結に係る治療	0
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	0
妊孕性温存治療後の凍結保存の維持に要する年間費用	6

10 妊婦健康診査特別助成事業

目 的:母子保健法第13条に規定する妊婦健康診査の際に、受診者負担となる追加の検査等に要する費用の一部を助成し、積極的な受診を勧奨することにより、母子保健の向上を図る。

経 過:令和3年10月1日施行

対象者:市内に居住し、かつ、住民基本台帳法の規定に基づき市の住民基本台帳に記録されている妊婦

内 容:妊娠の届出を受理したとき又は市外からの転入者が妊婦健康診査の対象者であると確認 したときは、妊婦一般健康診査受診票と併せて交付対象者に補助券 10,000 円分 (1,000 円 券を 10 枚) を交付する。

補助券利用状況:19,995枚(令和6年度助成実績)

委託医療機関での利用分	16, 269 枚
委託医療機関以外での利用分	3,726枚

11 出産・子育て応援事業

的:出産・子育て応援交付金を交付し、市民である妊婦及び子育て家庭が安心して出産・子育 てができる環境の整備を図る。

経 過:令和5年1月4日施行

対象者: 出産応援ギフト 妊娠届出時、面談に応じアンケートに回答した妊婦の市民 子育て応援ギフト 出産届出日以降、当該こどもについてアンケートに回答し、面談応じた、出生したこどもを養育する市民

内 容:子育て支援サービスへの効果的な橋渡しをするための「伴走型相談支援」と経済的な負担 軽減を目的とする「経済的支援」を一体的に実施。出産育児関連用品の購入や子育て支援 サービスに利用するための「出産・子育て応援ギフト」について、それぞれ 50,000 円相 当分の電子地域通貨「高崎通貨」を給付

令和6年度給付実績

1 1. 1 2 2 1 1 1 1 2 2 1 2 1	
区 分	給付件数
出産応援ギフト	2,144件
子育て応援ギフト	2,118件
合 計	4,262件

12 母子等保健推進員活動事業

目 的:地域住民と市を繋ぎ、地域の保健を推進し、乳幼児及び一般住民の健康の保持増進を 図る。

選出方法:区長推薦(任期2年)

内 容:乳児に対する家庭訪問(こんにちは赤ちゃん事業)、1歳児訪問、各種保健事業のすすめ、健診等会場での協力、各種研修・会議等

(1)設置地区及び推進員数

地区数	町内数	推進員数
50	493	526

(2)活動状況

(単位:人(%))

江利州米	活動件	活動件数内訳		
活動件数	母 子	その他	1人あたり活動件数	
7, 323 (100)	6, 987 (95. 4)	336 (4. 6)	約13.9件	

ア こんにちは赤ちゃん事業実績

(単位:人(%))

対象者	会えた	不 在	その他 (転出を含む。)
1, 990 (100)	1, 729 (86. 9)	93 (4. 7)	168 (8. 4)

イ 1歳児訪問実績

(単位:人(%))

対象者	会えた	不 在	その他(転出を含む。)
2, 218 (100)	1,879 (84.7)	163 (7. 4)	176 (7.9)

ウ 健診等会場での協力

回数	参加人数	内 容
412	845	あかちゃん学級、すくすく相談、股関節脱臼検診、 1歳6か月児健診、3歳児健診、胃がん検診、子宮・乳がん検診、 胸部検診

エ 中央研修・業務研修・役員会・地域研修等

開催回数:53回 参加人数:1,877人

オ 地区会議・交流会等

各地区 1~2 回ほど開催 開催数:61回 参加人数:500人

13 特定疾病小児等特別支援金

目 的:特定疾病や障害を有する小児等を養育する家庭に対し、通院等に係る燃料費、生活衛生 用品等の購入費の一部を支援することで、養育費の負担軽減を図る。

経 過:令和4年12月1日から実施

対 象:申請日において本市に住所を有し、高崎市未熟児養育医療受給者を養育する保護者

内 容:小児1人あたり5万円

令和6年度実績

11 111 - 1 222 4/24	
給付者数	48 人
給付額	2, 400, 000 円

1 4 妊婦初回産科受診料助成金

目 的:本市の全ての妊婦に対して、初回産科受診料助成金を交付することで妊婦の経済的負担 を軽減し、適切な時期の産科初診につなげるとともに、出産・子育て応援交付金による 伴走型相談支援事業と一体的に実施することにより、両事業を効果的に推進することを 目的とする。

経 過:令和5年7月1日から実施

対 象: 令和5年4月1日以降、初回産科受診時及び助成金交付申請時において高崎市に住民票 を有し、国内の産科、婦人科、産婦人科等を標榜する医療機関受診した者

内 容:初回の産科受診料の額(上限1万円)

令和6年度実績

給付者数	1,327人
給付額	5, 321, 900 円

15 新生児難病検査等助成事業

目 的:新生児の難病を対象とした検査に係る費用について助成し、難病検査を受けやすくする ことで異常を早期に発見するとともに治療に結びつけることにより、障害の発生を予防 し、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

経 過:令和5年10月1日から実施

対 象: 令和5年10月1日以降に出生した新生児の養育者で、当該新生児の出生日時点で高崎 市に住所を有する者

内 容:医療機関等において実施された、血液による難病検査に関する費用の自己負担分(上限 1万円)

令和6年度実績

医療機関	給付者数	給付額
委託医療機関	1,358人	13, 654, 690 円
委託医療機関以外	312 人	3,024,417 円

16 出産入院費用支援金

目 的:通常分娩に関する経費を支援することで、出産時期における経済的支援を強化し、安心 して出産育児が行える環境整備を図ることを目的とする。

経 過:令和5年7月1日から実施

対 象: 令和6年4月1日から令和7年3月31日の期間に子どもを出産した者

内 容:1回の出産による入院に対し5万円

令和6年度実績

11 111 - 1 303 4/31	
給付者数	944 人
給付額	47, 200, 000 円

第3章 国保保健事業

1 国保特定健康診査

(1) **個別健診** 群馬県医師会委託 うち高崎市内指定医療機関 190 か所 実施期間 5月~12月

(2)集団健診

ア 保健センター等地域会場にて実施

実施期間 5月~12月

集団健診実施回数 38回

- イ 高崎・地域医療センターにて日曜健診を実施 6月16日、8月18日、10月27日、11月24日
- ウ 高崎市総合保健センターにて総合健診を実施(がん検診同時実施) 12月14日、12月15日
- エ JA組合員の健診会場にて実施 実施期間 8月~12月 集団健診実施回数 6回

健康診査実施状況 (単位:人)

支	受	対象	中长十分	受診	高崎	倉渕	箕郷	群馬	新町	榛名	吉井
出	診	者数	実施方法	者数	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域
	令和	5	個別健診	0	0	0	0	0	0	0	0
令	5 年 定		集団健診	0	0	0	0	0	0	0	0
和			人間ドック	0	0	0	0	0	0	0	0
6 年	和 6 52,820	個別健診	13, 458	9, 347	146	649	1,090	387	952	887	
度		集団健診	1,812	359	51	261	394	139	161	447	
	年度		人間ドック	4, 182	2, 626	63	278	496	129	224	366
	令和6年度 合計			19, 452	12, 332	260	1, 188	1,980	655	1, 337	1,700

- ※ 対象者数は40~74歳の年度末の高崎市国保加入数
- ※ 支出年度は国保連合会で費用決済された年度
- ※ 受診年度は、費用決済されたもののうち、健診受診日で区分

2 国保特定保健指導

目 的:内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の生活習 慣病を予防する。

対象者:高崎市国保特定健診受診者、高崎市国保人間ドック受診者において、国の基準に基づき肥満及び生活習慣病の発症リスクにより対象者を選定

実施内容:対象者には特定保健指導利用券を発送。初回面接により個人に適した行動目標、行動計画等を作成し、3か月間の実践期間を経て評価(面接等)を行う。評価については、初回面接日を起点に3か月後以降に実施する。

(1)特定保健指導実施状況

(単位:人)

			動機付	け支援	積極的支援		
	対象者数	実施方法	初回面接 実施人数	3か月後評 価実施人数	初回面接 実施人数	3か月後評 価実施人数	
令		直営	247	80	43	14	
和	動機付け	集団健診機関委託	73	71	17	14	
6	1,668	医 師 会 委 託	53	12	9	1	
年	積 極 的	地域医療センター	_	_	_	_	
一度	424	委託					
/文		合 計	373	163	69	29	

- ※ 対象者数は利用券発送数
- ※ 令和6年度末までの費用決済に基づいて算出

(2)特定保健指導実施状況(支出年度別)

(単位:人)

_	動機付け	積極的		動機	と付け支	援	積	極的支持	爰
支出	支 援 対象者数	支 援 対象者数	実施方法	年度内終 了	初回 面接 のみ	実績 評価 のみ	年度内 終 了	初回 面接 のみ	実績 評価 のみ
			健康課保健センター	44	0	127	8	0	11
			集団健診機関委託	0	0	13	0	0	0
			医 師 会 委 託	0	0	25	1	0	1
令和			地域医療センター委託	0	0	0	0	0	0
6	令和5年度利用券分 合 計			44	0	165	9	0	12
年度			健康課保健センター	81	167	0	14	29	0
	1, 668	424	集団健診機関委託	70	2	0	14	3	0
			医 師 会 委 託	12	41	0	1	8	0
			地域医療センター委託	0	0	0	0	0	0
	令和	16年度利用	券分 合 計	163	210	0	29	40	0

- ※ 対象者数は利用券発送数
- ※ 年度内終了数は、その年度内に初回面接から実績評価まで実施した数

3 生活習慣病重症化予防事業

(1) 重症化予防受診勧奨事業

目 的:高血糖や腎機能低下のハイリスク者を医療に結びつけ、腎不全や脳血管疾患等の重篤な疾 患の発症を予防する。

対象者:①高崎市国保特定健診受診者、高崎市国保人間ドック受診者において、高血糖や腎機能低 下が疑われる該当疾患未治療者

②糖尿病の治療中断が疑われる者

実施内容:対象者に対して通知による受診勧奨を実施する。医療機関への受診が確認できない場合は 保健師や栄養士が訪問や電話等による再度の受診勧奨を行う。

実施状況

通知発送数	333 通
再勧奨支援回数	136 回

(2) 重症化予防保健指導

目 的: 医療機関に受診している糖尿病等患者が、自己コントロールしながら生活習慣病の重症化 予防行動をとれるように支援することで、腎不全や脳血管疾患等の重篤な疾患の発症を予 防する。

対 象 者: 医療機関に受診している糖尿病等患者

実施内容:対象者に対して、主治医の指示書に基づき、管理栄養士等による重症化予防の保健指導を 実施する。

実施状況

保健指導実施実人数	2 人
延支援回数	5 回

(3) 重症化予防健康教育

目 的:糖尿病等の生活習慣病を有している者やその予備群の者が、定期受診の必要性や生活改善 方法等を理解し、実践することで、腎不全や脳血管疾患の重篤な疾患の発症を予防する。

対象者:糖尿病等の生活習慣病を有している者やその予備軍の者

実施内容:生活習慣病重症化予防に関する講演会等を実施する。

実施状況

実施回数	3 回
延参加人数	123 人

4 その他の保健指導

(1) 非肥満型高血糖者保健指導

目 的:特定健診を受診した非肥満型高血糖者が、生活改善により生活習慣病を予防する。

対象者: 高崎市国保特定健診受診者、高崎市国保人間ドック受診者において、特定保健指導に該当 していない非肥満型高血糖者

実施内容:対象者に通知を発送し、専門職による保健指導を実施することにより生活改善の取り組みを支援する。

実施状況

実施回数	6 回
参加人数	45 人

(2) 重複頻回受診者保健指導

目 的:重複・頻回受診者に対して医療・生活・身体状況に関する相談を行い、不安の解消に努めるとともに、適正受診、保健福祉サービス利用等を促し、病気の重症化を予防し、医療費の適正化を図る。

対象者:同一の薬効の薬剤の処方を受けている人や医療機関への受診日数が多い人、多数の薬剤の 処方を受けている人など

実施内容:対象者の中から、保健指導の必要があると思われる人に対して保健指導の案内を発送し、 対象者の意向に応じて、訪問や電話、来所相談等により保健指導を実施する。

第4章 後期高齢者保健事業

1 後期高齢者健康診査

(1) **個別健診** 群馬県医師会委託 うち高崎市内指定医療機関 190 か所 実施期間 5月~12月

(2)集団健診

ア 保健センター等地域会場にて実施 実施期間 5月~11月 集団健診実施回数 36回

イ JA組合員の健診会場にて実施 実施期間 8月~12月 集団健診実施回数 6回

健康診査結果 (単位:人)

支	受	対象	++++×	受診	高崎	倉渕	箕郷	群馬	新町	榛名	吉井
出	診	者数	実施方法	者数	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域
	令和		個別健診	0	0	0	0	0	0	0	0
令	5		集団健診	0	0	0	0	0	0	0	0
和 6	年度		人間ドック	0	0	0	0	0	0	0	0
年	令和		個別健診	15, 880	11, 235	174	606	1, 170	514	1, 079	1, 102
度	6	56, 129	集団健診	1, 450	41	64	213	396	153	118	465
	年度		人間ドック	1, 531	996	17	128	152	55	68	115
	令和6年度 合計			18, 861	12, 272	255	947	1,718	722	1, 265	1,682

- ※ 対象者数は高崎市民で75歳以上(一部65~74歳の人を含む。)の年度末の群馬県後期高齢者医療加入数
- ※ 支出年度は国保連合会で費用決済された年度
- ※ 受診年度は、費用決済されたもののうち、健診受診日で区分

2 後期高齢者個別的支援

目 的:生活習慣病等の発症や重症化の予防及び心身機能の低下の防止を図り、在宅で自立した生活がおくれる高齢者を増加させることを目的に、地域の関係団体や関係部署と連携・協働し、高齢者の多様な課題に対応、きめ細かな支援を実施する。また、個々の状況に合わせ、フレイル等の状態にある高齢者を適切な医療や介護サービス等につなげ、健康寿命の延伸を図る。

(1)健康課題:糖尿病性腎臓病重症化予防の取組

事業目標:糖尿病性腎臓病重症化に課題がある人を対象に、訪問を中心とした個別的支援(ハイリスクアプローチ)を行い、医療機関や健診への受診を勧めるとともに、腎症・心不全やフレイルの悪化等の重症化を防ぐ。

実施状況

支援対象者数	81 人
対面支援実施者数	71 人
支援延べ回数	296 回

(2)健康課題:慢性腎臓病重症化予防の取組

事業目標:慢性腎臓病重症化予防に課題がある人を対象に、訪問を中心とした個別的支援(ハイリスクアプローチ)を行い、医療機関や健診への受診を勧めるとともに、腎症・心不全やフレイルの悪化等の重症化を防ぐ。

実施状況

支援対象者数	111 人
対面支援実施者数	97 人
支援延べ回数	401 回

(3)健康課題:低栄養の取組

事業目標:栄養に課題がある人を対象に、訪問を中心とした個別的支援(ハイリスクアプローチ)を 行い、栄養状態を改善し、介護予防・QOLの向上を目指す。

実施状況

-	
支援対象者数	51 人
対面支援実施者数	48 人
支援延べ回数	170 回

(4)健康課題:健康状態不明者の取組

事業目標:健診や医療受診をしていない者が、健診又は適切な医療を受け、病気や体調等の悪化を予 防する。

実施状況

支援対象者数	29 人
対面支援実施者数	25 人
支援延べ回数	53 回

【生活衛生課】

第1章 狂犬病予防事業

1 狂犬病予防の普及啓発

狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録や集合注射を行い、狂犬病の発生及びまん延を防止するとと もに、その必要性について啓発を行った。

併せて飼い主の利便性を図るため、群馬県獣医師会に加盟する動物病院へ鑑札・注射済票交付事務を委託し、登録及び予防注射接種率の向上を図った。

(1) 新規登録犬頭数・狂犬病予防注射接種犬頭数および狂犬病予防注射集合注射会場数

新規登録	予防注射	(左の	内訳)	集合 会 場		飼い犬
頭数	接種頭数	会 場 動物病院		春	秋	登録頭数
1, 561	14, 077	4, 520	9, 557	219	8	19, 658

(2) 犬の登録鑑札交付等手数料収納額

	犬 登 翁	张 鑑 札	狂犬病予防注射済票		
	交付手数料	再交付手数料	交付手数料	再交付手数料	
	収納額(円)	収納額(円)	収納額(円)	収納額(円)	
総額	4, 683, 000	185, 600	7, 742, 350	6, 460	

第2章 動物愛護推進事業

1 動物愛護啓発事業

動物の愛護及び管理に関する法律及び高崎市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき動物の適正な飼養及び管理の普及啓発を図った。

事 業 名	実 施 日	実 施 内 容
動物愛護ふれあい フェスティバル	10月6日 (日)	長寿犬・長寿猫の表彰、動物とのふれあい、ペットの健康相談、動物○×クイズ、マイクロチップ 啓発、VMAT活動紹介等
家庭犬のしつけ方教室	講座 10月13日(日) 実技 10月19日(土) 10月26日(土) 11月9日(土) 11月16日(土)	講座:60人(42組)、実技教室18組参加
譲渡事業 (動物愛護センター)	平日の業務時間内及び 毎月第2、第4日曜日	動物愛護センターに収容されている犬猫の譲受 希望者を対象に、提出していただいた譲渡申込書 をもとに面談を行い、適切な飼い主となりうる方に譲渡する。
ふん放置防止のための マナー啓発看板の作成 及び配布		看板 284 枚、杭 284 本を作製し、地域の要望に合わせて配布した。

2 動物取扱業、特定動物の飼養又は保管等規制

動物取扱業者(販売、保管、貸出し、訓練、展示)、特定動物の飼養又は保管の適正化を図った。

(1)動物取扱業の新規登録、更新、変更の届出、廃業等の事務、及び施設への立入検査の実施等

	新規登録	更新登録	変更届出	廃業届出	立入検査
件 数	14	25	33	15	102

(2)動物取扱業登録数

種	別	総事業所数	販 売	保 管	貸出し	訓練	展示
件	数	221	110	81	7	11	12

(3) 特定動物の飼養又は保管の許可、変更、廃止等の事務及び施設への立入検査の実施

	許可総数	許可(新規・更新)	変更許可	変更届出	廃止届出	立入検査
件 数	7	0	0	0	1	0

3 犬・猫の保護・収容、引き取り、譲渡、処分等業務(動物愛護センター)

犬、猫の安易な引取りを希望する飼い主に対する終生飼養の指導、迷い犬の保護・収容・返還、 これらの動物の譲渡推進により、殺処分の減少を図った。

また、犬、猫に関する苦情に対する立入調査により問題の解決、軽減に努めた。

(1) 犬

	保護(収容・ 負傷)数	返還数	返還率 (%)	引取数	譲渡数	殺処分数	死亡
頭 数	56	47	83. 9	10	11	2	1

(2)猫

	保護(収容・ 負傷)数	返還数	返還率 (%)	引取数	譲渡数	殺処分数	死亡
頭 数	59	1	1. 7	45	48	28	26

(3) 犬、猫等に係る苦情、立入調査数

	苦情、相談数	立入調査数
件 数	1, 438	288

(4) 讓渡犬猫不妊去勢手術補助金事業

市動物愛護センターから犬猫を譲り受けた市民が、市内で開業する動物病院で行った不妊又は去勢 手術に対して補助金を交付し、犬猫の譲渡の促進を図った。

(単位:頭)

	オス	メス	合 計
犬	0	1	1
猫	12	11	23
合 計	12	12	24

4 猫の不妊・去勢手術費等助成事業

猫の自然繁殖を防止し、適正飼養を推進するとともに、猫による苦情等の軽減を図るため、不妊・去勢手術費等を助成する。

(1) 猫の不妊・去勢手術費補助金

市内に住所を有し、かつ居住している市民が、飼養している猫又は責任をもって世話をしている飼い主のいない猫を、県内で開業する動物病院で不妊・去勢手術を受けさせた場合に、その手術費の補助を行った。

(単位:頭)

	オス	メス	合 計
補助頭数	655	918	1,573

(2) 飼い主のいない猫特別対策補助金

町内会等や動物愛護団体に対して、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費を助成し、併せて、地域の実情に応じて餌やりや糞尿等の処理の世話を行う場合は、飼養管理費を助成する。

(単位:頭)

	オス	メス	合 計
町内会	15	18	33
動物愛護団体	38	46	84

第3章 生活衛生指導事業

1 生活衛生営業六法等に係る規制及び衛生指導

公衆衛生の見地から市民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業が適正に行われるように指導し、公衆衛生の向上を図った。

(1) 理容師法、美容師法、クリーニング業法に基づく各種届出の受理及び衛生指導等立入検査

(単位:件)

			営業施設数 (6年度末)	開設の届出	変更の届出	廃業の届出	出張業務の 届出	立入検査
理	容	所	360	3	14	10	6	31
美	容	所	1,002	49	72	22	19	108
クリ	ーニン	グ所	240	1	1	6		3

(2) 旅館業法、公衆浴場法、興行場法に基づく営業許可、各種届出の受理及び衛生指導等立入検査

特に、レジオネラ症の増加に伴い自主管理の徹底、衛生指導を重点的に実施した。

(単位:件)

			営業施設数 (6 年度末)	営業許可	変更の届出	廃業の届出	立入検査
旅	Í	館	136	3	8	3	18
公	衆浴	場	69	3	4	2	40
興	行	婸	11	0	0	0	0

(3) 墓埋法、条例に基づく墓地等の経営許可及び立入検査

	経営施設数	経営・変更許可	廃止許可	
	(6 年度末)	(墓地・納骨堂・火	(墓地・納骨堂・火	完了検査
		葬場)	葬場)	
件 数	7, 257	2	1	1

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく各種届出の受理及び衛生指導

	届出施設数 (6 年度末)	新規の届出	変更の届出	非該当の届出	立入検査
件 数	129	0	23	0	5

第4章 環境衛生指導関係業務

1 スズメバチの駆除委託

巣の駆除により、市民の刺傷被害や生活不安を取り除き、環境衛生の向上増進に努めた。

駆除等件数:1,390件

2 公衆浴場設備改善事業等補助金

経営安定化事業及び設備改善事業における対象経費等を、高崎市公衆浴場設備改善事業等補助金交付要綱に基づき補助し、高齢者や障害者が安心して利用できるように公衆浴場の設備の改善を促進するとともに、基幹設備の改善の促進と経営の安定を図り、公共の福祉と公衆衛生の向上及び経営の健全な育成を図った。

(1) 経営安定化事業補助金交付先

2軒(浅草湯、諏訪の湯)

(単位:円)

	固定資産税額· 都市計画税額	上下水道使用料	「フロの日 ※ 」 材 料 費	合 計
補 助 率	1/2	1/3	1/3	
算定基本額	55, 052	450, 132	73, 396	578, 580
補助金額	27, 000	150, 000	24, 000	201, 000

[※] 毎月26日を「フロの日」と定め、銭湯の利用促進のためのイベントを実施するもの。

(2) 設備改善事業補助金交付先 実績なし

(補助率 1/3 以内)

第5章 食品衛生指導検査事業

1 食品営業許可

飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業(旧食品衛生法許可36業種、旧高崎市食品衛生条例許可3業種、新食品衛生法許可32業種)について、食品事故を防ぐことを目的として、施設基準、人的基準等を審査し、基準に適合する施設の許可業務を行った。

食品営業別許可施設数等

旧法許可施設

			営業施設数	営業許可数	(6年度中)	廃業施設数
	営業の種類		(6 年度末)	更新許可	新規許可	(6年度中)
飮	一般食堂・レストラン	等	655	0	0	43
飲食店営業	仕出し屋・弁当	屋	59	0	0	7
営	旅	館	20	0	0	0
業	その	他	497	0	0	28
菓子	(パンを含む。)製造	業	176	0	0	12
乳	処理	業	4	0	0	0
特別	川牛乳さく取処理	業	0	0	0	0
乳	製 品 製 造	業	7	0	0	1
集	乳	業	1	0	0	0
魚	介 類 販 売	業	30	0	0	1
魚分	介類せり売り営	業	1	0	0	0
魚	肉ねり製品製造	業	0	0	0	0
食品	品の冷凍又は冷蔵	業	9	0	0	0
缶詰	マは瓶詰食品製造	業	1	0	0	0
喫	茶 店 営	業	18	0	0	0
	(再掲) 自動販売	機	0	0	0	0
あ	ん類製造	業	1	0	0	0
アイ	スクリーム類製造	業	9	0	0	0
食	肉 処 理	業	8	0	0	0
食	肉 販 売	業	34	0	0	0
食	肉 製 品 製 造	業	2	0	0	0
乳	酸菌飲料製造	業	2	0	0	1
食	用油脂製造	業	1	0	0	0
マーカ゛	゛リン又はショートニンク゛製造	業	0	0	0	0
み	そ製造	業	1	0	0	0
醤	油製造	業	0	0	0	0
ソ	ース類製造	業	2	0	0	0
酒	類 製 造	業	1	0	0	0
豆	腐 製 造	業	5	0	0	0
納	豆 製 造	業	0	0	0	0

め	h	類	製造	業	4	0	0	1
そ	う	ざい	製造	造 業	36	0	0	3
添	加	物	製造	業	3	0	0	1
食	品の	放 射	線照	射 業	0	0	0	0
清	涼 飲	料水	、製う	造 業	3	0	0	0
氷	雪	製	造	業	0	0	0	0
	î		計		1, 590	0	0	98

旧条例許可施設

	営 業 の		きの種類		営業施設数	営業許可数(6年度中)		廃業施設数				
		呂	未	V)	作里	知			(6 年度末)	更新許可	新規許可	(6 年度中)
魚		介		類		行		商	0	0	0	0
食		밆		製		造		業	0	0	0	0
弁	当	そ	う	ざ	V	販	売	業	0	0	0	0
		î		•	青	<u> </u>			0	0	0	0

新法許可施設

	N/.	W	45.				営業施設数	営業許可数	:(6年度中)	廃業施設数
	営	業の	種	類			(6年度末)	更新許可	新規許可	(6 年度末)
飲	食	店		営		業	2, 826	0	629	118
調理	里の機能	€を有す	つる	自動	販売	機	22	0	13	1
食	肉	販		売		業	66	0	8	2
魚	介	類	販	壳	∄	業	68	0	11	5
魚	介類	競り	売	り	営	業	0	0	0	0
集		乳				業	1	0	0	0
乳	5	近	廷	E		業	2	0	0	0
特	別牛	乳 搾	取	処	理	業	0	0	0	0
食	肉	処		理		業	19	0	0	0
食	品の	放 射	線	照	射	業	0	0	0	0
菓	子	製		造		業	329	0	86	8
ア	イスク	リー	ム	類集	り造	業	9	0	2	0
乳	製	品	製	迢	Ė	業	6	0	2	0
清	涼 飲	料力	水	製	造	業	15	0	2	1
食	肉	製品	サ	<u> </u>	造	業	5	0	4	0
水	產	製品	サ	<u> </u>	造	業	4	0	0	0
氷	雪	製		造		業	1	0	0	0
液	印	製		造		業	1	0	0	0
食	用	油 脂	サ	<u> </u>	造	業	2	0	0	0
み	そ又は	はしょ	う	ゆり	退造	業	8	0	3	0

酒	類	製	造	業	4	0	0	0
豆	腐	製	造	業	11	0	0	0
納	豆.	製	造	業	0	0	0	0
麺	類	製	造	業	24	0	6	0
そ	う ざ	V	製造	業	127	0	27	5
複	合型そ	うざ	い製造	業	1	0	0	0
冷	凍 食	묘	製 造	業	4	0	0	0
複	合型冷	凍 食	品 製 造	業	0	0	0	0
漬	物	製	造	業	106	0	5	2
密	封 包 装	美食	品 製 造	業	7	0	3	0
食	品の	小	分け	業	4	0	2	0
添	加华	物	ų 造	業	8	0	2	0
	合		計		3, 680	0	805	142

2 食品営業施設等の監視指導

飲食店や食品販売業、食品製造業等に対し、「高崎市食品衛生監視指導計画」に基づき、市民の食の安全を確保することを目的として、食品営業施設等の監視指導を実施した。

(1) 監視指導計画立入検査

取り扱う食品のリスク、施設規模に応じ、対象施設を A~D にランク分けし立入目標数を定め、立入検査を実施した。

ランク別立入施設数

ランク	立入目標数	施設数※1	立入目標回数	延立入施設数
A	3 回以上/年	3	9	7
В	2 回	19	38	42
С	1 回	1, 143	1, 143	1, 501
D	2年に1回以上	3, 158	1, 579	1, 240
Е	6年に1回以上	1, 531	255	304
	合 計	5, 854 3, 024 3,		
立入目標	₹達成率(%)※2		102. 3	

^{※1} 令和5年3月31日現在の施設数(Aランクについては令和5年1月1日から令和5年12月 31日までの施設数)

^{※2} 延立入施設数/立入目標回数×100 (%)

ランク別対象施設

= > . >	立入目標	対象施	41 <i>f</i> + + - = 11
ランク	回数/施設		対象施設
A	年3回以上	3	・前年中に食中毒で行政処分を受けた施設
В	年2回以上	19	 ・大量調理施設(300食/回又は750食/日以上の食事を調理提供する飲食店営業施設) ・従事者が50人を超える大規模製造施設又は広域流通食品の製造施設(HACCPに基づく衛生管理導入施設を除く。)
С	年1回以上	1, 143	・Bランク施設の中でHACCPに基づく衛生管理導入施設 ・次の食品製造業施設 集乳業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食肉処理業、アイスクリーム類 製造業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業、食肉製品製造業、水産製品製 造業、氷雪製造業、液卵製造業、豆腐製造業、そうざい製造業、複合型そ うざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業、密封包装食品製 造業、添加物製造業、あん類製造業、食品の冷凍又は冷蔵業、乳酸菌飲料 製造業、缶詰め又は瓶詰製造業 ・卸売市場(魚介類競り売り営業を含む。) ・飲食店営業(仕出し・弁当、そうざい、焼肉店、焼鳥店) ・生食用食肉取扱施設 ・魚介類販売業(調理加工する。)、食肉販売業(加工する。) ・特定給食施設及び給食施設(学校給食センター、病院など) ・と畜場、大規模食鳥処理場 ・大型商業施設 ・大規模小売店舗 ・農産物直売所 ・食鳥卵の選別包装施設(輸出家きん卵取扱認定施設に限る。)
D	2年に1回 以上	3, 158	・飲食店営業(業態が「自動車営業」「自動販売機」「簡易な飲食店」「喫茶」「カフェ・バー・キャバレー」「屋台等の移動式」を除く。) ・B~C ランク以外の食品製造業施設 ・特定給食施設(100 食/回以上または250 食/日以上の食事を調理提供する施設)
Е	6年に1回 以上	1, 531	A~D 以外の施設

[※] 令和5年3月31日現在の施設数 (A ランクについては令和5年1月1日から令和5年12月31日 までの施設数)

(2) 食品衛生に関する相談(食品苦情を除く。)

食品営業者若しくはこれから食品営業を始めたい方からの、許可関係、イベント関連の相談に対して、必要に応じ許可の取得を指導した。また、食品衛生に関する市民からの疑義に情報提供した。

内容別相談件数

		内		容			件数
許	可	•	届	出	関	係	823
イ	ベ	ン	/	<u>۲</u>	関	係	248
食		品		衛		生	21
規		格		基		準	2
賞!	珠(消費	費)	期	限設	定	0
放	射	性	物	質	関	係	3
法		令		疑		義	6
そ			0)			他	100
	合	•			計		1, 203

(3) 特定給食施設等巡回指導及び従事者研修会の開催

健康増進法第18条に基づき、特定給食施設等に対し巡回指導、研修会等を実施、各給食施設が適切な栄養管理を実施し、よりよい給食運営ができるように支援した。

ア 巡回指導実施状況

(単位:か所)

	項	目	施 設 数	
	種	特定給食施設	119	
	別	給 食 施 設	45	
	万门 	合 計	164	
		学校・幼稚園	41	
		病院(医療監視)	25	
			介護老人保健施設	5
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		介護医療院	0	
巡回		老人福祉施設	13	
施	施	児童福祉施設	49	
- 設	設	社会福祉施設	5	
	内	事 業 所	11	
	訳	寄 宿 舎	3	
		矯 正 施 設	0	
		自 衛 隊	1	
		一般給食センター	6	
		その他	5	
		合 計	164	

イ 従事者研修会

開催回数 3回 受講者数 509人

3 食品表示指導

立入監視の際の不適正表示指導や収去食品等の表示を確認するほか、食品営業者からの相談に対し必要に応じ助言指導を実施した。

法令別相談件数

	ž	去	令		件 数
食品	品表示	法(循	新生事 写	頁)	40
食品	品表示	法(品	品質事項	頁)	31
食品	品表示	法(伊	永健事	頁)	9
健	康	増	進	法	2
景	묘	表	示	法	1
公	正	競争	争 規	約	2
他		法		令	3
合		計 ((延数	()	88

4 食品等検査

食品等の検査は、「高崎市食品衛生監視指導計画」に基づき、試験検査の業務管理基準(GLP)に 準拠して実施している。市内で生産、製造、加工等され、かつ危害発生の可能性が高いと考えられる 食品や、規格基準違反の事例が多い食品を重点対象として収去し、食品衛生法等の規格基準検査、指 導検査を実施して流通食品の安全を図った。また、食中毒等事案発生時は、健康被害まん延の防止を 目的とした原因究明の検査を実施した。

検査検体数(件)

	微生物	理 化 学	合 計
収去検査(#を除く。)	200	76	276
試買検査(#を除く。)	22	21	43
県への委託検査 [#] (残留農薬)	0	10	10
合 計	222	107	329
発生事案※	72	0	72

[※]外部委託検査を含む。

違反事例

違反事項	品 名	違反内容	措置等
乳等命令成分規格違反		該当なし	
食品衛生法の 規格基準違反		該当なし	

検査項目別検査数(微生物)

検査項目	検査項目(対象食品により該当項目を検査) 対象食品				
収	規格基準	細菌数、大腸菌群、E.coli、 黄色ブドウ球菌など	冷凍食品、食肉製品、 清涼飲料水	61	
去検	衛生指導	細菌数、大腸菌群、E.coli、 黄色ブドウ球菌など	洋生菓子、検食、 弁当・そうざい、 生めん、卵加工品	540	
査	乳等命令 成分規格	細菌数、大腸菌群、乳酸菌数	牛乳、加工乳、乳飲料、発酵乳、アイスクリーム類	64	
試 買 検 査					
	705				
	微生物検査計				

検査項目別検査数 (理化学)

検査項目	目(対象食品によ	こり該当項目を検査)	対象食品	検査実施数		
収去	食品添加物	保存料、甘味料、 着色料、漂白剤、 品質保持剤、発色剤	漬物、生めん、果実酒、乾燥果実、甘納豆、清涼飲料水、食肉製品	227		
検	有害汚染物質	シアン化合物	生あん	2		
杳	乳等命	命令成分規格	牛乳	24		
	アレ	ルギー物質	加工食品	21		
	残	留農薬 ※	生鮮野菜、冷凍食品など	2,034		
	試 買 検 査					
	違反食品、食中毒等発生時にかかる検査					
	理化学検査 計					

※ 外部委託

家庭用品関係検査

検査項目	対象検体	検 体 数	違反数	
ホルムアルデヒド	生後 24 か月以内のベビー用品	10	0	

環境衛生関係検査

検査目的	検査対象	検査項目	検 体 数	備考
レジオネラ症発生事 案に関する調査	公衆浴場水など	レジオネラ属菌	0	発生事案がなか ったため

5 発生事案対応

(1)食中毒発生時の対応

食中毒事案には、感染症担当部門と連携し、被害の拡大防止及び原因究明の調査を実施し、再発防止を指導した。

食中毒発生状況(令和6年1月1日~令和6年12月31日)

			•		* * *			
No	発生日	喫食 者数	患者数	死者 数	原因食品	病因物質	原 因 施 設	措 置
1	令和6年 3月7日	56 人	30 人		3月7日〜9日に当該 施設で提供された食 事		高齢者 施設	調理業務 停止 3 日間
2	令和6年 6月27日	1人	1人	I () A	6月26日に当該飲食 店で提供された食事	アニサキス	飲食店 営業	営業停止 1日間
3	令和6年 9月1日	12 人	8人	1 0	8月30日に当該飲食 店で提供された食事	カンピロバク ター	飲食店 営業	営業停止 3日間
	合 計	69 人	39 人	0人				

(2)食品苦情対応

市民からの食品関係の苦情の届出には、原因究明のための調査を実施し、原因施設に対し、再発防止を指導した。

原因別苦情件数

	原 因 要 因	件 数	割合(%)
1	異物混入	16	12. 7
2	有症苦情	43	34. 1
3	腐敗・変敗	4	3. 2
4	食品取扱い	18	14. 3
5	表示	4	3. 2
6	施設・設備	6	4.8
7	かびの発生	6	4.8
8	異味・異臭	8	6. 3
9	その他	21	16.6
	合 計	126	100.0

※ 高崎市から他自治体に調査依頼した件数2件、他自治体から高崎市への調査依頼件数5件

(3) 自主回収への対応

管内業者により自主回収があった場合は、報告を聴取し、必要に応じ、関係自治体へ情報提供し周知を図った。

自主回収状況(市内製造所)

報告 年月日	食 品 別	業 種	回収理由	根拠法令	詳 細
令和6年 8月31日	弁当	飲食店営業	健康被害の恐 れがあるため	食品表示法	商品ラベルの貼り間 違いによるアレルゲ ンの表示漏れ。
令和6年 10月15日	飲食店営業		賞味期限の表示誤り	食品表示法	賞味期限を 1 年誤って表示した。
令和6年 11月12日	そうざい	そうざい製造業	健康被害の恐れがあるため	食品表示法	商品ラベルの貼り間 違いによるアレルゲ ンの表示漏れ。
令和 6 年 12 月 16 日 和生菓子		菓子製造業	健康被害の恐 れがあるため	食品衛生法	包装のロット番号印 字部にピンホールが 確認された。

[※] 健康被害は無し

6 啓発業務

(1)消費者

ホームページや広報誌等を用いて、市民に対して、食品安全に関する情報を発信した。

(2)食品営業者等

特定給食施設の責任者や食品製造者等を対象とした講習会を開催し、食中毒予防について指導した。講習会実施状況

	対象	き者		食品営業関係者	給食施設従事者	その他	合	計
開	開催数		数	7	3	15		25
受	講	者	数	194	509	219		922

7 飲食店衛生向上リニューアル特別助成金

飲食店が店内の衛生環境の向上を目的に実施する、店舗の改装等に要する費用の一部を助成した。

件数	金額(円)		
32	25, 374, 000		

【食肉衛生検査所】

第1章 食肉検査事業

1 と畜検査

と畜場法に基づき、と畜場1か所でと畜検査を実施した。

種 類	検査数(頭)	開場日数		
牛	2, 933	944		
豚	161, 796	244		

2 食鳥検査

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、大規模食鳥処理場2か所で食鳥検査を実施した。

	検査数 (羽)	開場日数
処理場A	4, 567, 656	259
処理場B	3, 333, 773	239

3 と畜検査における精密検査

肉眼的に診断が困難な疾病については、精密検査を実施した。

(単位:頭)(頭数は延べ数)

	査 対 象 病 名	<u> </u>	<u> </u>		豕	合	計
検	保留数	全部廃棄数	保留数	全部廃棄数	保留数	全部廃棄数	
	豚丹毒 (心内膜炎型)	0	0	48	0	48	0
	豚丹毒 (皮膚型)	0	0	0	0	0	0
微生物	豚丹毒 (関節炎型)	0	0	0	0	0	0
検 査	サルモネラ症	0	0	1	0	1	0
	敗 血 症	1	0	48	0	49	0
	膿 毒 症	0	0	0	0	0	0
理化学	尿 毒 症	0	0	0	0	0	0
検 査	高度の黄疸	1	1	3	2	4	3
	高度の水腫	0	0	0	0	0	0
	全身性の変性	0	0	5	0	5	0
	全身に及ぶ炎性産物等による汚染	0	0	0	0	0	0
病理検査	白血病(牛伝染性リンパ腫含む。)	1	1	0	0	1	1
	非 定 型 抗 酸 菌 症 (ミコバクテリウム症)	0	0	0	0	0	0
	メラノーマ	1	0	1	0	2	0
	多発性の腫瘍	0	0	0	0	0	0
	合 計	4	2	106	2	110	4

4 食鳥検査における精密検査

肉眼的に診断が困難な疾病については、精密検査を実施した。

(単位:羽)

		検	查	Ē \$	寸 1	象病	名		ブロイラー	成	鶏
微	生	物	検	查	大	腸	菌	症	0		0
					鶏	白	<u>ш</u> .	病	0		0
病	πH	. 梢	۷.	查	マ	ν :	ック	病	0		2
//内	理	. 1岁	Ę	笡	鶏			痘	0		2
					そ	の他	の疾	病	0		0
			台	ì		計			0		4

5 BSE (牛海綿状脳症) スクリーニング検査

令和6年度において、市内のと畜場で処理した牛は、全て検査対象外であったため、検査は実施していない。

なお、生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛について、検査を実施する。

6 と畜場及び食鳥処理場の衛生指導

処理業者に対して、日々の臨場時及び定期的に行う立入検査時において、施設の衛生管理について 指導した。また、HACCP に基づく衛生管理について、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官 通知令和2年5月28日付け生食発0528第1号「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施に ついて」に基づき、助言及び指導した。

(1) 記録検査

処理業者が作成した衛生管理の実施記録の内容を確認し指導した。

実施頻度:と畜場(毎月)、食鳥処理場(毎月)

(2) 現場検査

処理場の衛生管理及び衛生的な処理の実施状況を確認し指導した。

実施頻度:と畜場(毎日、毎月)、食鳥処理場(毎日、毎月)

(3) 微生物試験

衛生管理の実施状況を客観的に評価するため、切除法による検査を実施し、その結果を厚生労働省に報告するとともに、当該と畜場及び食鳥処理場へ還元した。

7 啓発事業

食肉衛生検査所の業務について、リーフレットの配布や、ホームページを通じて啓発活動を行った。

【障害福祉課】

第1章 精神保健福祉事業

1 精神障害者保健福祉手帳関係事務

精神障害者保健福祉手帳所持者数 3,375人(令和7年3月31日現在)

2 自立支援医療 (精神通院) 関係事務

自立支援医療(精神通院)受給者証受給者数 6,238人(令和7年3月31日現在)

3 精神保健福祉法に基づく届出等

(1) 管内精神科病院入院患者に関する届出(件数)

届け出の種類	総数	高崎市民	本 市以 外
医療保護入院届	605	302	303
医療保護入院退院届	717	366	351
医療保護入院期間更新届	352	214	138
措置入院定期病状報告	3	3	0
応 急 入 院 届	2	2	0

(2) その他(群馬県からの情報提供)(件数)

診	察	及	C	保	: 1	蒦	の	申	請	_
警		察		官	•		通		報	106
検		察		官	•		通		報	7
保	護	観	察	所	の	長	0)	通	報	_
矯	正	施	設	(D)) }	麦	の	通	報	12
精	神	病	院	管	理	者	0	届	出	_
		,	合			計	+			125

調査及び診察結果(件数)

診	察身	丰 該	当	64
措	置	入	院	27
医	療保	護入	院	25
任	意	入	院	0
要	Ú	Í	院	8
医	療	不	要	1
	合	計		125

4 精神保健福祉に関する相談

精神科医師による「こころの健康相談」をはじめとし、保健師・精神保健福祉士等が随時来所や電話による相談に応じている。

こころの健康相談	来所相談	電話相談等	
14回 47人	492 人	1,741 人	

5 訪問指導

訪問指導	群馬県こころの健康センターによるアウトリーチ活動			
実人員 63 人 延人員 195 人	4回 実人員 3人 延人員 4人			

6 個別支援会議

措置入院者の退院後支援等、本人、家族、関係機関が情報やニーズを共有し検討した。 36回(医療観察法0回 実人員0人 、退院時・経過観察等 36回)

7 講演会

市民及び支援者向けに、こころの健康について理解を深めてもらうことを目的として、ひきこもり、 自殺予防をテーマに講演会を開催した。

テーマ	回 数	受講者数
ひきこもりの理解と支援について	1	21
ゲートキーパー養成講座	1	72
大人の発達障害の理解と対応について	1	342 人申込
(動画配信)	1	視聴数 839 回

8 研修会

若年層への自殺予防対策の取り組みとして小中学生対象の研修会や、市職員向け研修会を実施した。

テーマ	回 数	受講者数
「SOS の出し方教育」プログラム【児童・生徒向け】等	7	595
【再掲】みんながゲートキーパープロジェクト(市職員分)	1	18
こころの病を正しく理解する~窓口業務における対応実践の コツ~【市職員向け】	1	25

9 出前講座

こころの健康づくりのための講座を実施した。

テーマ	回 数	受講者数
こころの健康	5	90
大切ないのちを守ろう	2	76

10 当事者教室

市内在住のうつ病や統合失調症などの人が安心して地域で暮らせるよう、仲間づくりや生活の事を話したり、楽しく体を動かして健康増進を図ることを目的に開催した。

教 室 名	回 数	参加人数
ストレッチ体操教室	12	37
こころの病を抱える人のお話の会	5	23

11 家族教室

こころの病を持つ人の家族や、ひきこもり状態にある人の家族を対象に、日ごろの悩みや家族の 思いを安心して話せる場として開催した。

教 室 名	回 数	参加人数
こころの病を抱える人の家族のつどい	5	24
ひきこもりの青年等を支える家族のつどい	4	29

令和7年(2025)保健所事業概要 【令和6年度(2024年度)実績】

令和7年9月 発行 高崎市保健所 保健医療総務課

〒370 - 0829 高崎市高松町 5-28 高崎市総合保健センター 4階 電話 027 - 381 - 6111